目　　次

第　１　号（９月１４日）

○議　事　日　程　……　1
○出　席　議　員　……　1
○欠　席　議　員　……　1
○地方自治法第１２１条による説明員の職氏名　……　1
○議会事務局出席職員　……　1
○開　議　宣　告　……　2
○諸 般 の 報 告　……　2
○日程第　１　会議録署名議員の指名の件　……　2
○日程第　２　会期決定の件　……　2
○日程第　３　行政報告　……　2
○日程第　４　報告第　１号　例月現金出納検査結果報告の件　……　5
○日程第　５　報告第　２号　議員派遣結果報告（全道議員研修会ほか）の件　……　5
○日程第　６　報告第　３号　委員会所管事務調査報告の件　……　9
○日程第　７　報告第　４号　平成２１年度上富良野町教育委員会点検・評価報告の件　……　１２
○日程第　８　報告第　５号　平成２２年度（平成２１年度決算）健全化判断比率及び資金不足比率報告の件　……　１２
○日程第　９　町の一般行政について質問　……　１３
　９番　中　村　有　秀　君　……　１３
　　１　子宮頸がん予防のワクチン接種について
　　２　町の情報共有ができない町内会未加入者対策について
　　３　上富良野町生活灯のＬＥＤ化について
　２番　村　上　和　子　君　……　２１
　　１　地上デジタル放送への対応として難視聴地域への負担軽減を
　　２　子宮頸がん予防ワクチンの接種費用の助成について
　　３　高齢者の社会的孤立を防ぐ行政を
　　４　今年の全国学力テストの結果分析について
　６番　今　村　辰　義　君　……　２８
　　１　異常気象による農業被害の救済を
　　２　マイマイガなどの害虫対策を
　７番　一　色　美　秀　君　……　３５
　　１　年末（１２月）にむけてプレミアム商品券の発行を
　　２　ホップをかみふらの町のメイン特産物にしては
　１２番　佐　川　典　子　君　……　３９
　　１　今後のブロードバンド事業の展開について
　　２　男女共同参画社会について
　　３　禁煙希望者が町で保険適用受けられる様に！
　１１番　渡　部　洋　己　君　……　４７
　　１　高温・大雨による農業被害に対する対応は
　　２　日の出公園にの位置付けついて
　４番　谷　　忠　君　……　５２
　　１　保育所・幼稚園の一元化の考えについて
　　２　検討、協議事項のその後の経過について
　５番　米　沢　義　英　君　……　５８
　　１　地方交付税の運用について
　　２　国民健康保険税について

３　温暖化対策について
４　農業政策について
○散　会　宣　告　……　６７

目　　次

第　２　号（９月１５日）

○議　事　日　程　……　６９
○出　席　議　員　……　６９
○欠　席　議　員　……　６９
○地方自治法第１２１条による説明員の職氏名　……　６９
○議会事務局出席職員　……　７０
○開　議　宣　告　……　７１
○諸 般 の 報 告　……　７１
○日程第　１　会議録署名議員の指名の件　……　７１
○日程第　２　議案第　９号　平成２１年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件　……　７１
○日程第　３　議案第１０号　平成２１年度上富良野町企業会計決算認定の件　……　７１
○日程第　４　議案第　１号　専決処分の承認を求める件（平成２２年度上富良野町一般会計補正予算（第４号）　……　７８
○日程第　５　議案第　２号　専決処分の承認を求める件（平成２２年度上富良野町一般会計補正予算（第５号））　……　７８
○日程第　６　議案第　３号　平成２２年度上富良野町一般会計補正予算（第６号）　……　８０
○日程第　７　議案第　４号　平成２２年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）　……　８４
○日程第　８　議案第　５号　平成２２年度上富良野ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第２号）　……　８５
○日程第　９　議案第　６号　平成２２年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）　……　８５
○日程第１０　議案第　７号　平成２２年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）　……　８６
○日程第１１　議案第　８号　平成２２年度上富良野町病院事業会計補正予算（第１号）　……　８６
○日程第１２　議案第１１号　上富良野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例　……　８７
○日程第１３　議案第１２号　かみふらの景観づくり条例　……　８８
○日程第１４　議案第１３号　上富良野町公共下水道設置条例の一部を改正する条例　……　９４
○日程第１５　議案第１４号　財産取得の件（ラベンダーハイツ介護用ベッド）　……　９５
○日程第１６　議案第１５号　教育委員会委員の任命の件　……　９６
○日程第１７　発議案第１号　町長の専決事項指定の件　……　９６
○日程第１８　発議案第２号　森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する意見の件　……　９７
○日程第１９　発議案第３号　道路の整備に関する意見の件　……　９７
○日程第２０　発議案第４号　ワクチン接種に関する意見の件　……　９８
○日程第２１　発議案第５号　市町村国保の国庫負担の抜本的増額を求める意見の件　……　９９
○日程第２２　発議案第６号　議員派遣の件　……　１００
○日程第２３　発議案第７号　町内行政調査実施に関する決議の件　……　１０１
○日程第２４　発議案第８号　議会報告会実施に関する決議の件　……　１０１
○日程第２５　閉会中の継続調査申出の件　……　１０２
○閉　会　宣　告　……　１０２

第３回定例会付託事件一覧表

議案番号	件名	議決月日	結果
1	専決処分の承認を求める件（平成２２年度上富良野町一般会計補正予算（第４号）	９月1日	承認可決
2	専決処分の承認を求める件（平成２２年度上富良野町一般会計補正予算（第５号））	９月15日	承認可決
3	平成２２年度上富良野町一般会計補正予算（第６号）	９月15日	原案可決
4	平成２２年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）	９月15日	原案可決
5	平成２２年度上富良野ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第２号）	９月15日	原案可決
6	平成２２年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）	９月15日	原案可決
7	平成２２年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）	９月15日	原案可決
8	平成２２年度上富良野町病院事業会計補正予算（第１号）	９月15日	原案可決
9	平成２１年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件	９月15日	決算特別委員会付託
１０	平成２１年度上富良野町企業会計決算認定の件	９月15日	決算特別委員会付託
１１	上富良野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	９月15日	原案可決
１２	かみふらの景観づくり条例	９月15日	原案可決
１３	上富良野町公共下水道設置条例の一部を改正する条例	９月15日	原案可決
１４	財産取得の件（ラベンダーハイツ介護用ベッド）	９月15日	原案可決
１５	教育委員会委員の任命の件	９月15日	原案可決
	行政報告	９月14日	
	町の一般行政について質問	９月14日	
	報告		
1	例月現金出納検査結果報告の件	９月14日	報告

議案番号	件　　名	議決月日	結　　果
2	議員派遣結果報告（全道議員研修会ほか）の件	９月14日	報　　告
3	委員会所管事務調査報告の件	９月14日	報　　告
4	平成２１年度上富良野町教育委員会点検・評価報告の件	９月14日	報　　告
5	平成２２年度（平成２１年度決算）健全化判断比率及び資金不足比率報告の件	９月14日	報　　告
	発　　議		
1	町長の専決事項指定の件	９月15日	原　案　可　決
2	森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する意見の件	９月15日	原　案　可　決
3	道路の整備に関する意見の件	９月15日	原　案　可　決
4	ワクチン接種に関する意見の件	９月15日	原　案　可　決
5	市町村国保の国庫負担の抜本的増額を求める意見の件	９月15日	原　案　可　決
6	議員派遣の件	９月15日	原　案　可　決
7	町内行政調査実施に関する決議の件	９月15日	原　案　可　決
8	議会報告会実施に関する決議の件	９月15日	原　案　可　決
	閉会中の継続調査申出の件	９月15日	原　案　可　決

平成２２年第３回定例会

上富良野町議会会議録（第１号）

平成２２年９月１４日（火曜日）

○議事日程（第１号）

第１　会議録署名議員の指名の件
第２　会期決定の件　９月１４日～１５日　２日間
第３　行政報告　　町　長　向　山　富　夫　君
第４　報告第１号　例月現金出納検査結果報告の件
　　代表監査委員　米　田　末　範　君
第５　報告第２号　議員派遣結果報告（全道議員研修会ほか）の件
第６　報告第３号　委員会所管事務調査報告の件
第７　報告第４号　平成２１年度上富良野町教育委員会点検・評価報告の件
第８　報告第５号　平成２２年度（平成２１年度決算）健全化判断比率及び資金不足比率報告の件
第９　町の一般行政について質問

○出席議員（１４名）

１番	岡　本　康　裕　君	２番	村　上　和　子　君
３番	岩　田　浩　志　君	４番	谷　　忠　君
５番	米　沢　義　英　君	６番	今　村　辰　義　君
７番	一　色　美　秀　君	８番	岩　崎　治　男　君
９番	中　村　有　秀　君	１０番	和　田　昭　彦　君
１１番	渡　部　洋　己　君	１２番	佐　川　典　子　君
１３番	長谷川　徳　行　君	１４番	西　村　昭　教　君

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条による説明員の職氏名

町長	向　山　富　夫　君	副町長	田　浦　孝　道　君
教育長	北　川　雅　一　君	代表監査委員	米　田　末　範　君
教育委員会委員長	増　田　修　一　君	農業委員会会長	中　瀬　　実　君
会計管理者	新　井　久　己　君	総務課長	田　中　利　幸　君
防災担当課長	伊　藤　芳　昭　君	産業振興課長	前　田　　満　君
保健福祉課長	岡　崎　光　良　君	健康づくり担当課長	岡　崎　智　子　君
町民生活課長	中　田　繁　利　君	建設水道課長	北　向　一　博　君
技術審査担当課長	松　本　隆　二　君	農業委員会事務局長	菊　池　哲　雄　君
教育振興課長	服　部　久　和　君	ラベンダーハイツ所長	大　場　富　蔵　君
町立病院事務長	松　田　宏　二　君		

○議会事務局出席職員

局長	野　崎　孝　信　君	主査	深　山　　悟　君
主事	新　井　沙　季　君		

午前　９時００分　開会
（出席議員　１４名）

◎開 会 宣 告 ・ 開 議 宣 告

○議長（西村昭教君）　御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は１４名でございます。

これより、平成２２年第３回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸　般　の　報　告

○議長（西村昭教君）　日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（野﨑孝信君）　御報告申し上げます。

今期定例会は９月１０日に告示され、同日、議案等の配付をいたしました。その内容は、お手元に配付の議事日程のとおりであります。

今期定例会の運営については、８月３１日及び９月８日、議会運営委員会を開き、会期日程等を審議しました。

８月３１日までに受理しました陳情・要望の件数は４件であり、その内容は、さきに配付したところであります。

今期定例会に提出の案件は、町長からの提出議案１５件及び議会への報告案件５件、並びに議員からの発議案８件であります。

なお、議案第１４号財産取得の件（ラベンダーハイツ介護用ベッド）及び議案第１５号教育委員会委員の任命の件につきましては、あす配付の予定であります。

町長から、今期定例会までの主要な事項について、行政報告の発言の申し出がありました。その資料として、行政報告とともに平成２２年度建設工事発注状況を配付しましたので、参考に願います。

町の一般行政について、中村有秀議員外７名の議員から一般質問の通告がありました。その要旨は本日配付したとおりであり、質問の順序は通告を受理した順となっております。

今期定例会までの議会の主要な行事は、お手元に配付の議会の動向に掲載したところであります。

今期定例会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。

以上であります。

○議長（西村昭教君）　以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第１　会議録署名議員の指名の件

○議長（西村昭教君）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２０条の規定により、議長において、

１１番　渡　部　洋　己　君
１２番　佐　川　典　子　君

を指名いたします。

◎日程第２　会期決定の件

○議長（西村昭教君）　日程第２　会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から９月１５日までの２日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から９月１５日までの２日間と決しました。

◎日程第３　行政報告

○議長（西村昭教君）　日程第３　行政報告を行います。

今期定例会までの主な行政執行経過について、町長から報告の申し出がありますので、発言を許します。

町長、向山富夫君。

○町長（向山富夫君）　おはようございます。

議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ、第３回定例町議会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

この機会に、去る６月定例町議会以降におけます町政執行の概要について報告をさせていただきます。

初めに、７月８日から９日、８月７日から９日及び２３日から２４日に発生いたしました大雨により、当町において多くの土木被害、農業被害が発生しました。

現在、この復旧に町としても全力を挙げて作業を行っている状況であり、予算につきまして、それぞれ専決処分をもってさせていただいたところから、今議会において、その承認をお願いしているところであります。

一連の大雨による公共土木被害につきましては２７１カ所、被害額は約１億１，５４０万円、公共施

設の被害は４カ所で、被害額約７０万円となったところであり、農業の被害については、農地及び農業施設の総額については現在設計中であり、確定次第報告したいと思っております。

７月の大雨では、時間総雨量が１９９６年の観測以来の記録を更新する３６．５ミリを記録し、一時的に市街地区にも道路などに雨水があふれ出す状況に見舞われました。

さらに、８月の大雨では、町内各所において土砂流出や路面掘削、のり面崩壊等が発生するとともに、河川の増水、農地への冠水や土砂流出による作物被害が発生し、２４日未明にはＪＲ富良野線里仁地区で線路下の土砂が崩落のため、ＪＲ美瑛・上富良野間が終日運休し、バスによる運行代替が行われましたが、通勤・通学者の足に乱れも発生しました。

被害に遭われた方に心からお見舞いを申し上げますとともに、これからは台風の季節を迎え、警戒準備を整え、対応を図ってまいりたいと思っております。

次に、第２２回参議院議員通常選挙についてでありますが、６月２４日に公示、７月１１日に投開票が実施されたところであります。

当町選挙管理委員会においては、投開票事務の適正な執行に努められ、当日有権者数９，７６０人、投票者数６，５２９人、投票率６６．９０％で、全国平均を９ポイント、全道平均を５ポイント程度上回ったところであります。

また、期日前投票の投票者数は２，６３３人で、投票者数の４割強を占め、期日前投票制度が着実に浸透をしてきたものと感じられるものであります。

次に、自衛隊関係でありますが、６月２１、２２日に、北海道基地協議会によります「防衛施設周辺整備事業」の要望運動を北海道、北海道防衛局、総務省、財務省、防衛省、関係国会議員に対して行うとともに、８月１９日、３０日には富良野地方自衛隊協力会の６市町村長及び議会議長によります「上富良野駐屯地現状規模維持堅持要望」を上富良野駐屯地、第２師団、北海道防衛局、北部方面総監部、防衛省、陸上幕僚監部、関係国会議員に行ってまいりました。

また、７月２２日に全国基地協議会、防衛施設周辺整備全国協議会合同の定期総会に出席し、７月３０日には「自衛隊の体制維持と自衛隊を知る道民セミナー」が札幌市で開催され、全道から７５０名の参加があり、本町からも関係者３０名の参加をいただきました。

記念式典関係では、６月２６日に北千歳駐屯地創立５８周年記念行事、６月２７日に北海道補給処及び島松駐屯地創立５８周年記念行事、７月１１日に旭川地方協力本部創立４周年記念行事、８月８日に航空自衛隊千歳基地開庁５３周年記念行事に出席するとともに、８月２８日、２９日に富士総合火力演習、また、昨日は北海道大演習場における総合戦闘力演習を見学してまいりました。

次に、昨年秋から冬にかけて流行した新型インフルエンザ対策についてでありますが、感染力は強いものの、季節性インフルエンザと同程度の病原性であることから、本年１０月１日以降は季節性インフルエンザと新型インフルエンザの両方に対応できる新たなワクチン接種となる予定であります。

現在、ワクチン接種の実施に向け、医療機関などと調整を進めており、今後、詳細について住民に周知を図ってまいります。

次に、本年度上半期の町税等の収納状況についてでありますが、４月から８月にかけて所得税還付金９件、普通預金等１５件、合計２４件の差し押さえを執行し、２１１万１，０００円の換価収納をいたしました。

また、管理職全員による滞納プロジェクトを１回実施し、延べ９７名の臨戸訪問徴収により２００万１，０００円を徴収するとともに、同時期に夜間納税相談窓口を開設し、４件の相談を実施いたしました。

さらに、国民健康保険税の滞納者４８世帯８０名に対しては、国民健康保険証の短期証の交付を行い、納税勧奨をしたところであります。

次に、カムローズ市友好都市提携２５周年記念事業及び第６回青少年国際交流事業についてでありますが、１９８５年、昭和６０年になりますが、カムローズ市との友好都市提携締結から２５周年の記念の年を迎えたことから、両事業をあわせて実施してきたところであります。

親善訪問団は、私が団長となり、西村議長と文化団体の方々総勢１４名、青少年交流団は、教育長が団長となり、中高生１１名と引率者の総勢１５名で８月２日からカムローズ市を訪問して、友好都市提携延長に関する盟約書に調印するとともに、今後のさらなる交流の促進を誓い、マステルカムローズ市長と改めて今後の友好関係の促進を確認してきたところであります。

また、今回新たに上富良野中学校とカムローズ市のチャーリー・キラム中学校とが姉妹校として提携する運びとなり、子供たちの国際交流が一層活発に行われ、友好のきずながさらに強まるものと期待するものであります。

カムローズ市での滞在期間中は、青少年交流団の中高生も親善大使としてその役割を立派に果たし、

お互いの文化公演などを通じて、カムローズ市長を初め多くの市民の方々と交流を深めることができました。

さらに、中高校生はホームステイ体験等を通じて貴重な経験を得たものと思われ、大いに役立つ国際派遣事業になったと感じております。

次に、協働のまちづくり推進委員会についてでありますが、団体推薦者９名と一般公募者４名をもって６月２９日に設置し、「協働のまちづくり基本指針」と、その概要版の作成に向けて協議を重ねていただいております。

今後は、基本指針案でございますが、をまとめた段階でパブリックコメントを実施し、町民の意見を反映し、策定する予定となっています。

次に、上富良野町地域新エネルギービジョンの策定についてでありますが、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構からの補助金交付を受け、一般公募を含めた１５名の策定委員を決定・委嘱し、７月２８日に第１回策定委員会を開催したところであり、来年２月末までの完成を目指し、作業を進めてまいります。

次に、農業関係についてでありますが、これまでに経験したことがないほどの高温多湿の気象に見舞われるとともに、７月からのたび重なる集中豪雨により圃場が冠水するなどの被害が発生し、当町の主要作物である馬鈴しょやビート、豆類を初め、ほとんどの農作物で収量減が見込まれることから、出来秋が非常に厳しい状況にあると認識をしております。

既に収穫を終えた麦類につきましても、秋まき小麦で平年の８割程度、大麦では７割程度、春まき小麦に至っては平年の３割程度となっております。

水稲についても、高温多湿の影響から、一部の地域を中心にいもち病が発生し、また、８月２４日の豪雨によって倒伏が広がったことから、収量の減少及び品質の低下が懸念されているところであります。

また、このような農作物被害に加え、記録的な集中豪雨によって、土砂の流入や表土の流出、層圧圃場でののり面崩壊や排水施設の損壊など、農地や農業施設にも多大な被害がもたらされました。

今後におきましては、各関係機関と連携・調整し、必要な対応を図ってまいりたいと考えておりますが、特に経営的に大きな影響を受けた被災農業者の皆様に対しましては、今後の営農に大きな支障が生じないよう、具体的な支援策の検討を進めてまいります。

次に、商工及び観光関係についてでありますが、７月２５日に「第３２回２０１０花と炎の四季彩まつり」を開催いたしました。当日は天気にも恵まれ、町内外から約２万人の来場者をお迎えし、ステージショー、あんどん行列、花火などの行事が予定どおり行われ、無事に終了することができました。

四季彩まつりの開催に向けて、早くからあんどんの製作を初めイベントの準備、運営に御尽力いただきました関係者の皆様に厚くお礼を申し上げます。

次に、「ふるさと北海道応援企画」における本町のＰＲ活動についてでありますが、例年、札幌大通公園８丁目に開設されるサッポロビール株式会社のビアガーデン会場において、８月６日、上富良野の地域資源や特産物などの紹介を初めパンフレットの配布など、上富良野への関心を高めていただくとともに、観光等での来訪につなげるため、関係機関の皆様の協力、参加を得てＰＲ活動を行ってきたところであります。

次に、８月２２日に開催された「町民ビアガーデン２０１０」についてでありますが、「地産地消推進協議会」が主体となり開催してきておりますが、今年度は、より多くの団体、町民の方々に参画をいただくことや、プレミアムビールのさらなる地域活用を視野に、「かみふらのプレミアムビール「四季彩」実行委員会」を立ち上げ開催され、多くの町民の皆さんに楽しんでいただくことができました。

同日以降も、応募のありました町内２１の飲食店において、かみふらのプレミアムビールの消費拡大の取り組みがなされ、さらなる地域経済への振興につながるよう大きな期待をするところであります。

次に、国内交流事業についてでありますが、西小学校と姉妹校を結んでいる津市の安東小学校から１０名の児童と引率教員３名が、７月２１日から３日間の日程で来町され、西小学校の児童との交流会、児童宅でのホームステイ及び町内の視察研修などを通じて、両校の友好のきずながさらに深まったものと考えております。

なお、第６回青少年国際交流事業につきましては、さきに報告のとおりであります。

次に、小中学生の本年度における部活動等の活躍について報告をさせていただきます。

まず、小学生における各少年団の全道大会への出場はなかったものの、各地区大会において大いに活躍したところであります。

中学生においては、上富良野中学校陸上部１５名が函館市での全道大会へ出場し、新関涼介君が３，０００メートルで全国大会参加標準記録を上回り優勝し、８月２０日から２３日に鳥取市で開催された第３７回全日本中学校陸上競技選手権大会男子３，０００メートルの部に出場し、自己ベストを大幅に

更新し、６位に入賞する快挙をなし遂げました。また、９月５日に北海道ジュニア陸上競技選手権大会、兼ねてジュニアオリンピック陸上競技大会北海道選手選考会３，０００メートルにおいて谷口創大君が優勝し、１０月２２日から横浜市で開催されるジュニアオリンピック陸上競技大会への出場権を獲得するなど、中体連の各競技において優秀な成績をおさめております。

また、上富良野中学校吹奏楽部が９月５日の北海道吹奏楽コンクールにおいて金賞を獲得するとともに、１０月９日に東京都府中市で開催される東日本学校吹奏楽大会への４年連続の代表権も獲得しており、子供たちの活躍に大きな声援を送るものであります。

最後に、建設工事の発注状況についてでありますが、６月定例町議会で報告以降に入札執行した建設工事は、８月２６日現在、件数で９件、事業費総額で１億４，２２２万２，５００円で、本年度累計では１６件、事業費総額３億２，７６２万１，０００円となっております。

詳細につきましては、お手元に「平成２２年度建設工事発注状況」を配付しておりますので、御高覧いただきたく存じます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君）　以上をもって、行政報告を終わります。

◎日程第４　報告第１号

○議長（西村昭教君）　日程第４　報告第１号例月現金出納検査結果報告の件について、監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、米田末範君。

○代表監査委員（米田末範君）　例月現金出納検査の結果について御報告いたします。概要のみ申し上げますので、御了承を賜りたいと思います。

１ページをお開きください。

地方自治法第２３５条の２第１項の規定により執行いたしましたので、同条第３項の規定により、その結果を報告いたします。

平成２１年度５月分及び平成２２年度５月分から７月分について、概要並びに検査結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、いずれも各会計の出納の収支状況は別紙資料に示すとおりであり、現金は適正に保管されていることを認めました。

なお、資料につきましては御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては、１４ページにございますので、参考としていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君）　ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御質疑がなければ、これをもって例月現金出納検査結果の報告を終わります。

◎日程第５　報告第２号

○議長（西村昭教君）　日程第５　報告第２号議員派遣結果報告（全道議員研修会ほか）の件について報告を求めます。

最初に、議会運営委員長、中村有秀君。

○議会運営委員長（中村有秀君）　ただいま上程いただきました報告第２号議員派遣結果報告について、次のとおり御報告を申し上げますので、御審議の上、お認めくださるようお願い申し上げます。

議員派遣結果報告書。

平成２２年第２回定例町議会において議決された議員派遣について、次のとおり実施したので、その結果を報告いたします。

平成２２年９月１４日。

上富良野町議会議長、西村昭教様、議会運営委員長、中村有秀。

記。

件名、北海道町村議会議員研修会及び先進市町村行政調査。

１、調査及び研修の経過。

本町議会は、平成２２年７月１日、２日の２日間、北海道町村議会議長会主催の北海道町村議会議員研修会並びに空知総合振興局管内由仁町において、「行財政改革」及び「定住対策」に関する行政調査を１３名の議員で行った。

（１）北海道町村議会議員研修会。

北海道町村議会議員研修会は、７月１日、札幌市の札幌コンベンションセンターで開催され、経済産業研究所上席研究員、山下一仁氏と白?大学法学部教授、福岡政行氏の２人の講演による研修を行った。

①山下一仁氏の題名「農業ビッグバンの経済学」と、次のページの②福岡政行氏の題名「政局展望」については、御高覧をいただいておりますので、省略をさせていただきます。

（２）先進町村行政調査（由仁町）。

７月２日、由仁町において、「行財政改革」及び「定住対策」の調査視察を行った。

１）「行財政改革」。

由仁町は、これまでも行政改革に取り組んでいた

が、平成３年以降に立ちおくれていた社会資本の整備を図るため、駅裏に大規模な健康づくりの複合拠点施設を約１７億円で建設や他会計への繰出金、一部事務組合の負担、道営土地改良事業の債務負担行為などが財政を圧迫した。

このため、平成８年度と平成１４年度に行財政改革大綱を策定し、行政の簡素化、効率化に取り組むとともに、地方債現在高の増加に対応するための公債費の平準化を目的に、借り入れ条件の変更を行った。

これが地方公共団体の財政健全化に関する法律施行に伴う新たな実質公債費比率の基準の導入時期と重なるとともに、国の三位一体改革などによる地方交付税の減額も影響し、財政の健全化判断比率である実質公債費比率が国の早期健全化基準の２５％を超える見通しとなった。

こうしたことから、さらなる行財政改革が必要と判断し、平成１９年に民間有識者９人による無報酬の行財政改革推進委員会を１３回開催し、約半年で計画原案の策定を行い、平成２０年３月から行財政改革がスタートした。

その後、町の決算で実質公債費比率２５％を超えたため、財政健全計画を策定し、平成２０年度から平成２４年度までを財政再建重点期間に設定し、町税の引き上げや職員人件費の縮減、各種補助金と公共施設の利用料金の見直しなど集中改革プランを策定した。この過程において、町議会では、町村合併の議論の際に設置した「まちづくり特別委員会」で計画内容について慎重な審議を行った。

住民への説明は、町内１３カ所で開催し、積極的な周知を行ったところ、計画内容に対する大きな反発はなく、計画の内容に理解と協力が得られた。

また、平成２１年度から２４年度までの４年間は実質公債費比率を早期健全化基準未満とするため、次のような行財政改革の取り組みを行っている。

（１）歳入の取り組み。

①税収の内容。

ア、固定資産税率は、平成２１年度から現行税率１．４（標準税率）を１．６％に引き上げた。軽自動車税は、平成２０年度から標準税率の１．２倍に引き上げた。

②税外収入の内容。

ア、戸籍等手数料は、平成２０年度より５０円から１，３００円の幅で引き上げた。

イ、各種公共施設の使用料は、受益者負担を原則とし、施設建設の際の時代背景や所管が違うなどまちまちであったものを施設区分ごとにランクづけした基準を作成し、維持管理費や修繕費等の経費に基づき見直しを行い、平成２０年度から適用している。料金改定に当たっては、上限率を設定し、急激な負担増にならないよう配慮したほか、児童生徒や障がい者に配慮した減免規定とし、利用者負担の適正化を図るため、２年ごとに見直しをする。

ウ、町が所有するすべての土地や建物などの財産について今後の活用を検討した上で、将来活用しない土地建物を町民に売却処分しているが、売れ行きははかばかしくないため、広くインターネットによる競売を検討している。

また、町長専用車を売却廃止し、運転は各課の担当職員が行っている。

③徴収率の向上。

従来から農協のクミカン制度により徴収率は高かったが、悪質な滞納者に対し、水道、下水道料金は３カ月以上の料金滞納で５カ月を経過した場合に給水停止の措置を行っている。

（２）歳出の取り組み。

①人件費の縮減。

特別職の給与は、平成２０年度から町長の給料を月額７４万７，０００円から５２万円とし３０％削減、副町長２０％、教育長１５％、それぞれ削減を行っている。

議会においては、議長が月額２８万円から２６万５，０００円、議員が月額１８万６，０００円から１７万６，０００円に報酬の削減を行っている。

一般職の給料は１０％から１４％削減しているほか、新規職員の採用を中止し、総人件費の縮減を図っており、平成２１年４月現在で普通会計職員８０人、公営企業等会計職員４９人、計１２９人となっている。

今後は、定年退職者を不補充することで１４人削減し、平成２５年度の当初職員数は１１５人の計画である。このため、最も若い職員は２７歳となっている。

特に、町立病院の職員においては、看護師が不足する中、給与の削減を実施しているため、人材確保は厳しい状況にある。

②事務事業の見直し。

各種団体の補助金を前年度から一律２０％削減し、団体に対する人件費補助１０％削減を行った。また、国や道のモデル事業は、その期間が終了した時点で廃止するよう見直しを行った。

③各種公共施設の見直し。

町民の利用頻度が著しく低い公共施設は休廃止し、うち５施設を廃止した。

また、施設の維持管理経費の縮減のため、図書館の休館日を金曜日を除く平日の午前中を閉館とした。このほか、軽費老人ホームの民営化、指定管理者制度の積極的な導入を行うとともに、役場支所は

官民競争入札により民間委託を行っている。

２)「定住対策」。

由仁町における定住対策として、優良田園住宅の取り組みを調査するとともに、現地の視察を行った。町では平成７年に、全農家を対象として「農地の流動化に関する調査」を実施し、平成１６年度までに約５００ヘクタールの農地が遊休化する可能性が高いという結果となった。

また、過疎の解消や農地の荒廃化を防ぐ上にも農地の有効利用の検討を図ったが、農地法などの制約があり難しかった。しかし、平成１０年７月、「優良田園住宅の建設の促進に関する法律」が施行されたため、この法律に基づく基本方針を策定し、土地開発公社が土地の分譲に取りかかり、１区画の面積が約１，０００㎡から２，０００㎡と、ゆとりのある居住空間の確保をするとともに、田園風景との調和などに十分配慮したものとなっている。

特に、住宅建設の希望者が集まって、建築士などの専門家によるコーディネータの協力を得ながら環境整備、区画割、土地取得、住宅建設などを決定するコーポラティブ方式により、新旧住民の相互の交流を深めている。

第１期１０区画、第２期１８区画、合わせて全２８区画は双方とも１００件を超える申し込みがあり、５０代から６０代を中心に、道外から２世帯が移り住み生活をしている。現在は、第３期２６区画の分譲を民間事業者が行っており、モデルハウスを建設するなどし、中国人など外国からの購入もあって、現在は１４区画が分譲されている。

購入価格は、土地と住宅を合わせて約３，０００万円程度で、順調に分譲が進み、退職者の購入が多い。

２、行政調査のまとめ。

(１)由仁町「行財政改革」。

実質公債費比率が早期健全化基準以上の２６．４％となった由仁町の行政調査においては、なぜこのような財政状況になったのか、そして、その再建計画の内容についてはどうなのかとの観点で調査を行った。（上富良野町の実質公債費比率は２１．１％であります）。

その内容について、前項の経過の中で記したが、その再建計画の行財政改革の内容は、歳入及び歳出の取り組みが非常に厳しい点が数々あった。

固定資産税や軽自動車税の引き上げなど、町民になかなか理解されにくいと考えるが、この再建計画の住民説明会では大きな反対がなく、理解と協力が得られたのは、放漫な行財政運営でなく、町民のための社会資本の整備等が大きな要因であり、特別職の職員の給与削減、職員定数削減、事務事業及び公共施設の見直しを行った結果であると判断される。

こうした町長以下、思い切った給与の縮減や町長車の廃止など、みずから厳しい姿勢でこの行財政改革に取り組んだ結果、５年間の財政効果が１６億１，７００万円と推計され、町民に高く評価されているものと思料される。

また、行政組織においてはグループ制を導入し、課長が主査職の人事を行い、仕事の分担も常に見直しし、担当業務を変えるなど、星取表を用いて、できるだけ多くの業務に携わる工夫を行っている。これにより、職員のセクト主義がなくなったが、よい評価とそうでない評価は半々であった。

当町においても、本年度から「町政運営改善プラン２２」を策定し取り組んでいるが、由仁町の第３次行財政改革大綱の各個別内容を見ると、参考とすべき点が多くあるので、今後の行財政改革の資としたい。

(２)由仁町「定住対策」。

由仁町は、定住対策として「優良田園住宅」政策に取り組み、第１期１０区画、第２期１８区画の販売が終わり、現在は第３期２６区画を造成し、既に１４区画が販売された。

定住対策は、それぞれの市町村でさまざまな手段、内容によって策定されているが、由仁町の第１期、第２期の造成事業内訳を見ると、第１期、支出６，２７７万４，０００円、収入５，７８７万９，０００円、差額４８９万５，０００円。第２期、支出３億１，８３５万６，０００円、収入３億７２８万１，０００円、差額１，１０７万５，０００円となっており、第１期、第２期とも支出が収入を上回っているが、土地や建物の固定資産税や定住による町道民税など町税増収及び定住住民の経済効果が見込まれ、町への波及効果が期待できると考えられる。

また、遊休農地の活用、人口増加策、町民税等の増収策として事業が行われているが、住民基本台帳によると、平成１２年３月、７，０６１人、平成１５年３月、６，９９２人、平成２１年３月、６，２４２人であり、人口減が続いている遊休農地の活用は図られると判断する。当町の定住対策は、教員住宅を定住用に転換を図るなど取り組みを進めているが、自然に恵まれた地形による自然景観を生かした、官民一体となった積極的な定住対策を推進すべきと考える。

以上でございます。

○議長（西村昭教君）　次に、議会広報特別委員長、和田昭彦君。

○議会広報特別委員長（和田昭彦君）　ただいま上程されました議会広報特別委員会議員派遣について、８月２５日から３日間、実施いたしました。

以下、朗読によって報告いたしますので、了承くださいますようお願い申し上げます。

議会広報特別委員会議員派遣結果報告書。

平成２２年第２回定例会において議決された議員派遣について、次のとおり実施したので、その結果を報告いたします。

平成２２年９月８日。

上富良野町議会議長、西村昭教様、議会広報特別委員長、和田昭彦。

記。

１、調査の経過。

議会広報特別委員会は、議会の活動をよりわかりやすく町民に知らせるための広報誌発行に関する調査研究のため、平成２２年８月２５日から２７日までの間、北海道町村議会広報コンクールに入選している先進市町村の大空町議会及び音更町議会において調査を行った。

２、調査の結果。

（1）大空町議会広報編集特別委員会。

調査テーマ、議会広報の編集について。

町の概要、人口８，１８０人、３，１４３世帯。平成２２年５月末現在です。

調査の概要。

創刊年月日、平成１８年９月２２日。

名称、議会だより。通称、おおぞらぎかい。

発行回数、年４回。２月、５月、８月、１１月の末日発行。

発行予算、１２１万円。１部当たりの単価は、約８８円となっております。

発行部数は、３，４５０部。

発行要領等、大空町議会広報発行に関する要綱（平成１８年７月２５日）、大空町議会だより編集方針・編集基準（平成１８年７月２５日）、大空町議会広報誌有料広告掲載要綱（平成１９年１１月１９日）。

大空町は、平成１８年３月３１日に合併した町であり、「公正・真実」の原則から、できるだけ本会議の発言を簡潔明瞭な表現で掲載するとともに、議会報告会で説明をするなど、町民に読んでもらうための編集発行に努めていた。

議会広報の編集方針は、①公正真実を原則とする。②議員みずからが責任を持って当たる。③論議過程など生の場面や議会活動全体の動きを伝える議会だよりとする。④記事の重点化、要約化により、見やすく読みやすい紙面とする。⑤大きい課題など問題提起型の企画記事の掲載に努める。⑥できる限り早期の発行に努めるとし、発行されていた。

編集基準は、表裏面をフルカラー刷り、その他のページは１色刷り、写真は町の広報担当者撮影の写真を使用していたが、できるだけ子供や人が写っているものを採用して、町民の目を引きつけるようにされていた。また、写真、囲み、寄せ、イラスト、一口メモ等を使用して、紙面構成やインパクトを重視した、町民に読みやすい、わかりやすい、親しみやすい紙面構成に努めていた。

一般質問の記事は、一議員当たり１．５ページ（１，６００字以内）で、より詳しく掲載されており、内容は質問議員が選択して事務局に申し出て、事務局が原稿を作成していた。

予算、決算一般議案等の討論記事は、議員氏名を表記して、どの議員の発言かをわかるようにしていた。

大空町議会では、事務局が原稿案を作成して印刷会社へ送付し、印刷会社がレイアウト作成した紙面を３回の委員会で校正し、最終校正の原稿を議長から承認を受けてから発行していた。

平成１９年１１月からは、町民サービスの向上と関連経費の節減を目的に、民間事業者等の有料広告を議会広報に掲載していたが、実態としては現在まで２件のみの広告掲載であり、応募数が少ないことが課題であった。有料広告は、一口３，０００円、１枠は、縦１０センチ、横８．４５センチの大きさ。裏表紙の最下段に掲載している。

また、広報編集以外の広報活動として、テレビ中継や議会ホームページの編集もしていた。

（2）音更町議会広報特別委員会。

調査テーマ、議会広報の編集について。

町の概要、人口４万５，５６２人、１万９，０４９世帯（平成２２年６月末）。

調査の概要。

創刊年月日、昭和４７年１２月。

名称、音更町議会だより。

発行回数、年４回。４月、７月、１０月、１月の町広報発送日に発行。

発行予算、年２８６万５，０００円。１部当たりの単価は、約４８円となっています。

発行部数は、１万４，８００部。

音更町議会は、平成１２年３月に議会だより見直し大綱を策定して、①議員みずからが責任を持って編集に当たる。②論議経過など生の場面や議会活動全体の動きを伝える。③記事の重点化、要約化を進め、見やすく読みやすい紙面とする。④議会側の一方通行ではなく町民参加型の双方向性の紙面とする。⑤大きい課題など問題提起型の企画記事の掲載に努める。⑥早期発行に努める（定例会後の１カ月）の６項目を編集方針として、各会派から選出された４名を含む委員５名体制で編集発行されていた。

音更町議会広報は、表裏面が２色刷りであり、表紙は季節感、話題性があるもので、特に町民（人物で動きのある）の写真を意識的に採用したり、町民の声（企画記事）を掲載して、町民の目を引きつけるようにされていた。

さらに、議会広報のモニター制度を実施して、広報発刊ごとに回答を得ていた。モニター５人、男性３人、女性２人。委嘱期間は１年、謝礼は年間５，０００円ということです。

一般質問の記事は、１議員当たり０．５ページ（２００文字以内）であり、質問項目数を１から２項目までと制限していた。

議会広報編集の向上のため、北海道新聞、じゃらん北海道の民間誌記者との勉強会により、紙面レイアウト、見出し、写真の使い方などを、町民が読みやすいよう、議案等の内容を極力要約した簡略記事とされ、特に写真を大きくして、人物が写っている写真の角を丸めるなど工夫していた。

一般質問の議会日程中に休憩時間をとって、傍聴者から議席で質問（３分以内程度）をいただき、理事者席に副議長、各常任委員長が着いて答弁する「議場でひとこと」という企画で町民との意見交換を行い、その内容も議会広報に掲載していた。（一般議員、町長、各課長等は、傍聴席でその様子を観覧している）。

また、町長の行政報告と執行方針を必ず掲載していることや各会派の視察研修の報告などもあり、我が町とは違う点も多いが、読みやすくわかりやすい面を重視している基本姿勢は同じであった。しかし、基本方針の中で議員みずからが責任を持って編集に当たることとしながらも、議会事務局が大半の原稿作成作業を行っている点は、我が議会広報とは違っていた。

音更町は、帯広市のベッドタウンとして年間約６００人の人口が増加しているが、職場と居住地が違うことなどから町内会加入への意識が薄く、加入率は約７０％であった。議会広報は、町広報と一緒に町内会長に発送し、町内会を経由した配布のため、加入世帯のみにしか配布されておらず、そのため発行部数が町の全世帯数よりも少ない実態であった。未加入世帯へは公共施設やコンビニエンスストアに１０部程度設置してフォローしていた。

まとめ。

今回は、北海道町村議会議長会主催の議会広報研修会と連動した先進地調査としなかったため、この調査に先立って、本委員会として全国町村議会広報研修会（平成２０年２月）のビデオによる自己研修を行ってから北海道町村議会広報コンクールに入選している大空町議会と音更町議会の取り組みを調査した。

両町議会の広報委員会とも新人議員が多数を占め、編集作業は事務局と共同した中で進められ、我が町議会広報のように記事の抽出、原稿作成、取材・写真撮影のすべてを広報委員が主体となった編集ではなかったが、議員みずからが責任を持って編集に当たり、読みやすくわかりやすい、町民と議会を結ぶ広報誌を発行する姿勢は共通のものであった。

この調査によって、議会広報にとって基本的に必要な編集方針、企画の立て方、記事の書き方、文章・用語・表記、レイアウトなど議会広報のあり方について再認識した。

議会広報は、一般質問、議案と審議、議会活動、住民登場の記事を柱として構成し、議決結果や議案内容の説明だけでなく、審議内容や経過など質疑や討論の記事を公開する紙面づくりに努めなければならない。特に住民の顔や声が出るような企画紙面に心がけ、具体的で記事を読んでみたくなるような見出しづくりと、簡潔明瞭でわかりやすく正確な文章で編集された議会広報を追求していかなければならない。

議員がつくる、読みやすく、読みたくなるような議会だよりを基本姿勢とし、ありのままに、住民とともに、わかりやすい議会広報誌の発行に向け、さらなる研究と努力が必要である。

以上です。

○議長（西村昭教君）　ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、これをもって議員派遣結果の報告を終わります。

◎日程第６　報告第３号

○議長（西村昭教君）　日程第６　報告第３号委員会所管事務調査報告の件について報告を求めます。

総務産建常任委員長、岩田浩志君。

○総務産建常任委員長（岩田浩志君）　ただいま上程されました報告第３号委員会所管事務調査報告の件は、朗読をもって報告にかえさせていただきます。

なお、各表については、既に御高覧いただいているものとし、朗読を省略して進めてまいりますので、御了承賜りたいと存じます。

総務産建常任委員会所管事務調査報告書。

本委員会の所管事務調査として、閉会中の継続調査に付託された調査事件について、調査の経過及び結果を会議規則第７７条の規定により報告する。

平成２２年９月６日。

上富良野町議会議長、西村昭教様、総務産建常任委員長、岩田浩志。

記。

調査事件名、地域コミュニティづくりについて。

１、調査の経過。

平成２１年１２月１６日に開催された平成２１年第４回定例会において、本委員会の所管事務調査として閉会中の継続調査に付託され、平成２１年に１回、平成２２年に１０回、委員会を開催するとともに、平成２１年１１月２３日から２７日にかけて先進市町村行政調査も行った。

調査経過は別紙のとおりでございます。

２、調査の結果。

（1）コミュニティを支える町民の減少。

上富良野町の人口は、少子化・高齢化の進展に伴い、平成２２年３月３１日時点の人口構成比で見ると、年少人口（ゼロ歳から１４歳）で１３．９％、生産年齢人口（１５歳から６４歳）で６１．０％、老年人口（６５歳以上）で２５．１％となっている。

さらに、人口と世帯を平成７年の国勢調査時点と比較すると、市街地区で２０１人の減、５９３世帯の増、農村部で７９３人の減、９世帯の減、合計で９９４人の減、５８４世帯の増となっている。

このデータから、地域コミュニティの基盤となる生産年齢人口が年々減少し、１世帯当たりの人員も２．５３人まで減少している。

また、人口が減少しているにもかかわらず世帯数が増加しているデータからは、親子での同居世帯の減少や高齢者世帯の増加などにより、核家族化が進行している実態がうかがえる。

（2）地域コミュニティとは。

自治基本条例でのコミュニティの定義は、「地縁に基づく団体や、目的に基づく団体、さらに町民相互のつながりも含めたもの」と規定されているが、町民は、コミュニティと言われる以前から、防犯、防災、子育て、高齢者などいろいろな地域課題は、御近所の人たちの助け合いでうまく解決しており、昔から言われている「御近所づき合い」と言ったほうが町民には理解されやすい。

地域コミュニティとは、日常生活での触れ合いや地域での共同活動と経験を通して生み出される連帯感や共同意識によって信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域をそこに住む住民の力で自主的に暮らしやすくしていく地域社会である。

この「御近所づき合い」が昔に比べて少なくなっていることが地域コミュニティづくりの根本的な課題と考え、委員会として初めてワークショップ形式により福祉、子供、防災、行事、葬儀などの項目で本町の現状課題と解決方策を協議した。

ワークショップ整理表は、別紙のとおりでございます。

本委員会としては、町民の価値観の多様化に伴い地域の連帯感が少なくなっていることや、本来地域が持っていた高齢者の介護や子育て家族への支援、防犯・防災活動など地域における日常のさまざまな課題を町民みずからで解決する相互扶助の低下、及び少子高齢化による生産年齢人口の減少と老年人口の増加により、地域を支える人口の減少や構成などの基盤変化を現状課題ととらえ、地域コミュニティづくりの活性化が必要不可欠であると考える。

（3）上富良野町総合計画におけるコミュニティ。

第５次上富良野町総合計画のアンケート調査（平成１９年６月実施）では、町民はコミュニティの重要性をとらえているが、満足度は高い評価とはなっていない。また、町総合計画の施策目標と主要施策をコミュニティづくりの今後の展開で見てみると、下記表のとおり、大分類ごとに４項目の施策目標を上げている。

本委員会は、協働のまちづくりをメインテーマに、この施策目標を推進する事務事業の先進市町村行政調査として、大分県の大分市、由布市、玖珠町及び熊本県阿蘇市の行政調査も行った。

調査結果は、平成２２年第１回定例会で報告したとおりでございます。

（4）町の取り組みと課題。

町は、自治会活動推進事業として地区集会施設の管理を住民会に委託したり、協働のまちづくりと各地域における自主的な判断に基づく住民自治活動の推進を目的とした「住民自治活動推進交付金」により各自治会の運営を財政支援している。

「住民自治活動奨励事業補助金」については、大分県大分市事例の自治会が行う地域コミュニティの再生及び地域のさまざまな課題解決を図るための事業を支援する「ご近所の底力再生事業助成金」、同県由布市事例の多種多様なソフト事業が町民により企画提案実施され、事業を特定しない統合型の「地域活力創造事業補助金」のように、もっと具体的な事例などを町民に周知して利用を促進する必要があり、その活用についても定期的に自治会のニーズを把握して、時代に即応した見直しも必要と考える。

また、地域生活安全対策事業としては、町生活安全推進協議会に対する財政支援と事務局配置を、町内会等に対しては、商業振興、交通安全及び防犯を目的に設置されている生活灯の電気料金の財政支援を行っている。

町は、平成２２年から自治会の活性化や協働のまちづくりを推進するため「広報かみふらの」特集記

事により町民に周知しているが、行政における地域リーダーの育成や行政支援は決して十分であるとは言えない。

町は、福祉・子育ては保健福祉課、防災は総務課、防犯・交通は町民生活課というように担当課ごとに区分して事務事業を執行しているが、住民会、町内会、農事組合は、それらをトータルで行っているため、地域住民の自主的な取り組みに対する行政支援のあり方が十分とは言えない。

郡部地区の課題は、住民会が主に農業者で構成されており、町民の異動が少なく、離農、後継者不足など、人口減少により人材の確保が困難になっていることであり、一方、市街地区の課題は、町民の異動やアパートなど集合住宅が多く、町内会未加入世帯など、隣近所のつき合いが郡部と比較して足りないことである。

自治会の役員は、行政と町民をつなぐ地域づくり現場の中心的な立場にあり、行政と相談したり、地域住民と協力しながらコミュニティ活動を進められているが、地域の抱える課題そのものが福祉、医療、教育、防災など、より身近な地域社会レベルに変化してきていることや、地域コミュニティ活動を進める役員が１年から２年で交代することや、地域人口の減少や高齢化により、次の担い手をなかなか育成できないことが総体的な課題である。

行政や地域リーダーは、地域コミュニティづくりをコーディネートする役割を担っており、地域づくりの後ろ盾となって町民が集まる場所づくりやそのきっかけをつくれば、あとは町民みずからが集って、触れ合いを楽しんだり勉強したりして、地域課題やその解決方法を話し合うことにつながると考える。

また、より活発なコミュニティづくりを促進するため、先進的な取り組みをしている住民会等の活動を地域情報として共有する発表の場の設定や、先進的・優良的な住民会等を「協働のまちづくり表彰」として表彰することにより、地域コミュニティの活性化につながると考える。

郡部地区、市街地区が抱えている課題は、地域の実情によりそれぞれ違っていることから、画一的な制度設計による行政支援では課題解決は困難であり、実態を十分に把握して、それぞれの課題解決に対応するよう、よりきめ細やかな行政支援が必要である。

３、まとめ。

地域コミュニティづくりの活性化は、できるだけ多くの町民の自主的な参加や幅広い世代の参加により、町民みずからが地域の課題を解決できる仕組みをつくるため、行政による地域リーダーの育成が最も必要である。地域づくりは、その地域を知ることが大前提であり、地域の歴史を知った上で、その特性、環境、行事、産業、そしてさまざまな団体や人材等の多様な分野を把握して、地域の可能性を見出しながら将来の方向性を示唆していくことが必要であり、そのためにも地域リーダーの育成に努められたい。

しかし、地域リーダー単独で地域課題のすべてに対応することは不可能であり、専門家とのつながりや町内外の人たちのネットワークのきっかけを行政としてサポートしていくべきである。その手法の一つとして、町は、町職員を各自治会に地域担当職員として配置し、行政と地域のパイプ約として、「まちづくりサポーター」となって地域の協力支援をする。このことは、地域コミュニティを活性化する上で大変有効な取り組みと考える。また、行政の窓口体制においても、各自治会の課題をすべて調整できる窓口の設置と担当職員の体制整備が必要と考える。

また、自治会への補助制度は、継続的に広報等でその活用事例や補助内容などを周知するとともに、定期的な見直しを図られたい。

昨今、今までにない局地的な集中豪雨による大雨災害、また、十勝岳の火山性微動が観測されており、自主防災組織の活性化が一層求められている。

現在、幾つかの住民会では、自主防災組織の活動の中で、地域における災害要援護者の名簿作成が進められている。災害に備えて、だれがだれを手助けするか、だれがだれの安否確認をするのかなどを地域の町民みずからが協議して、役割分担と名簿を作成している。

このように、先進的な取り組みを行っている自治会があるものの、自主防災組織の現状は、設置後、年数が経過し、実際には機能していない組織も多い。町として先進的な取り組みを参考に、自主防災組織の活動が全町同じ活動レベルになるよう、自主防災組織の再編と、災害時に即応できるよう、自主的な活動及び防災訓練への行政支援を早急に取り組むべきである。また、再編するだけでなく、毎年度更新していくことが重要であると考える。

このように、単に災害に備えた体制づくりだけではなく、自主防災組織の充実を図ることなどをきっかけにして、日ごろから行える「御近所づき合い」の見直しが地域コミュニティづくりの活性化につながるものと考える。

いずれにしても、自分たちの地域は自分たちで守り、みずからの意思と判断と工夫によって、町民が主体となった特色ある地域づくりや、地域それぞれの課題の解決に向けた実践的な住民活動を促進する

ため、自治基本条例で規定しているコミュニティの充実や地域コミュニティと町のかかわりを、本年度策定する「協働のまちづくり基本指針」に基づき、町民との十分な情報共有や協力関係を構築し、地域住民の自主性を尊重した支援体制の確立、さらには行政内部の意識改革を具体的に進めていく必要がある。

「四季彩のまち・かみふらの－風土に映える暮らしのデザイン－」を将来像と定めた第５次総合計画により着実に実行し、町民にとって「住み続けたいまち」となるまちづくりを進められたい。

以上、総務産建常任委員会所管事務調査報告といたします。

○議長（西村昭教君）　ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、これをもって本件の報告を終わります。

この際、理事者に申し上げます。

委員会の調査した報告書について、十分参考とされ、今後の行政運営に反映されますことを御期待申し上げます。

◎日程第７　報告第４号

○議長（西村昭教君）　次に、日程第７　報告第４号平成２１年度上富良野町教育委員会点検・評価報告の件について、報告を求めます。

教育振興課長。

○教育振興課長（服部久和君）　ただいま上程いただきました報告第４号平成２１年度上富良野町教員委員会点検・評価報告の件について御説明申し上げます。

本報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が平成１９年に改正され、同法律第２７条１項の規定により、教育委員会は、その権限に属する事務の点検・評価を行い、報告書を作成の上、議会に提出し、公表することとなったところであります。

以下、平成２１年度上富良野町教員委員会点検・評価報告書の概要について説明いたします。

１ページをごらんください。

報告書の目的は、教育委員会の責任体制の明確化を図り、効果的な教育行政の推進と行政評価の透明性を図るため、教育に関する事務の管理及び執行に関する状況をみずから点検・評価を行ったところであります。

次に、点検・評価の内容でありますが、内容は、平成２１年度教育行政執行方針にお示ししました事業の実績をまとめ、内部評価を行い、教育に精通している学識経験者の意見を聴取し、今後の課題や対応策をまとめ、本報告を作成したところであります。

町民の皆様への公表につきましては、本議会が終了後に、冊子として役場情報コーナーに置き、閲覧していただく予定であります。

評価に当たっては、教育委員会会議や教育委員協議会等の教育委員会の活動状況について３ページから１０ページに記載し、１１ページにて教育委員会みずからの評価を述べさせていただいております。また、１２ページから６９ページにわたり、平成２１年度教育行政執行方針にお示ししました５６事業を対象として、達成度、効果度による評価と、それをもとに総合評価を行ったところであります。

評価の結果としては、２ページの第１表から第３表に記載のとおりであります。

なお、３ページ以降につきましては、御高覧いただいていると思いますので、省略をさせていただきます。

以上、平成２１年度上富良野町教育委員会点検・評価報告の概要説明とさせていただきます。

○議長（西村昭教君）　ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、これをもって本件の報告を終わります。

◎日程第８　報告第５号

○議長（西村昭教君）　次に、日程第８　報告第５号平成２２年度（平成２１年度決算）健全化判断比率及び資金不足比率報告の件について報告を求めます。

総務課長。

○総務課長（田中利幸君）　ただいま上程いただきました報告第５号平成２２年度（平成２１年度決算）健全化判断比率及び資金不足比率報告の件につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定に基づき、監査委員の審査意見をつけて御報告申し上げます。

平成２１年度決算における実質赤字比率及び連結実質赤字比率は生じておりません。

実質公債費比率は１９．７％、将来負担比率は１０９．２％となっております。

次に、公営事業ごとの資金不足比率は、簡易水道事業、公共下水道事業、水道事業及び病院事業のいずれも資金不足は生じてございません。各比率は、いずれも早期健全化比率を下回っており、健全化段階に位置づけられております。

以上、報告といたします。

○議長（西村昭教君）　ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

暫時休憩といたします。

１０時半、再開といたします。

午前１０時１４分　休憩

午前１０時３０分　再開

○議長（西村昭教君）　それでは、会議を再開いたします。

◎日程第９　町の一般行政について質問

○議長（西村昭教君）　日程第９　町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

初めに、９番中村有秀君。

○９番（中村有秀君）　町の一般行政について、さきに通告をいたしました３項目について一般質問を行いたいと思います。

まず、１項目め、子宮頸がん予防のワクチン接種についてお尋ねをいたしたいと思います。

子宮頸がんは、国内では年間１万５，０００人が発症し、約３，５００人が死亡していると報道されております。１０代前半でワクチン接種をすれば予防が可能な唯一のがんとされて、日本産科婦人科学会は、特に１１歳から１４歳にワクチン接種を勧めております。

ワクチン接種と検診を組み合わせれば、子宮頸がんは大きく減らすことができると言われております。

ワクチンは、３回接種して初めて十分な免疫ができる。１回の注射で費用は１万５，０００円から２万円、３回合計で５万円前後が必要とされております。その接種を公費で全額または助成する市町村がふえており、北海道保健福祉部健康安全局、健康づくりグループによると、道内１７９市町村のうち４１市町村で公費助成を決め、６町は既に助成を始め、２３市町村が本年度実施を予定し、１２市町村が来年度以降予定をしております。

このほかに６９市町村が実施を検討していると、健康づくりグループに照会をしたところ、そういう回答でありました。

上富良野町で生まれ育ち、住んでいる女性、または住んでいた女性が子宮頸がんを発症させないためにも、１０代前半でのワクチン接種費用を町費負担で計画的に実施すべきと考えます。

当町の小中学生の女子在籍数各学年の平均は５４名であり、単年度に一学年生徒を全額負担５万円で接種実施には、２７０万円の財政措置でできます。国、道の動向を含め、町長の決断ある見解を求めます。

次に、２項目め、町の情報共有できない町内会未加入者対策についてお尋ねをいたします。

上富良野町自治基本条例は平成２１年４月に、まちづくりの三原則は、「情報共有」「参画と協働」「自助・共助・公助」として施行されました。このまちづくり三原則の推進は、住民が居住する町内会、そして住民会に加入されることが住民としての情報共有、地域の住民協働による安心・安全なまちづくりの原点でもあります。

町内会加入状況は、平成２２年、広報かみふらの６月号に、平成２２年３月末で８６．４％とされており、全道の町村の町内会加入状況は９２％で、当町の加入状況は約６％下がっています。町内会未加入世帯１３．６％を世帯数で見ると、６００世帯以上になっております。

町の各種情報は、さまざまな手段と方法で周知されていますが、そのウエートを大きく占めるのが住民会、町内会を経由しての各戸の回覧、配布される広報かみふらの、議会だよりを含めた町の情報であります。町内会に未加入のため、町内会の回覧や配布はなく、情報共有ができない世帯が約６００ある現状に対し、町内会、住民会等は自主団体であるからと放任できない問題であります。

町も、上富良野町行政運営改善プラン２２で自治会組織の支援を掲げて、具体的な取り組みとして自主活動の支援の４項目があるが、関係住民、町内会と個別対策を含めた町の方針について伺います。あわせて、広報かみふらの等の町内会長等への配達体制についてお伺いをいたします。

次に、３点目、上富良野町生活灯のＬＥＤ化についてお尋ねをいたします。

上富良野町の生活灯は、商業振興に寄与し、交通安全、防犯等で町並みに配慮された第１種生活灯は１４２基あり、電気料の７０％を町が補助しています。第２種生活灯は、地域の交通安全及び防犯を目的として８４０基があり、電気料の５０％を町で補助をしています。

国及び道は、地球温暖化対策及び二酸化炭素（CO_2）の削減に取り組みを始めております。町も、上富良野町地域省エネルギービジョン、上富良野町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）、上富良野町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を平成２

２年２月から３月に策定し、その実践を進めております。

発光ダイオード（ＬＥＤ）を使用した防犯街路灯は、白熱電球の４０倍、水銀灯の５倍の６万時間の長寿命で、１年間の電気料は５０％から６０％節電効果が高いとされております。

生活灯のＬＥＤ化は、初期の投資はかかるが、長寿命、省エネとCO_2削減に貢献するとともに、生活灯電気料の町補助金と町内会負担が大幅に削減されるので、生活灯の計画的なＬＥＤ化の取り組みを速やかに進めるべきと考えるが、町長の所見をお伺いいたします。

以上です。

○議長（西村昭教君）　次に、町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　９番中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

１項目めの子宮頸がん予防のワクチン接種に関する御質問にお答えいたします。

全国的に、近年、２０ないし３０歳代の子宮頸がんが増加しており、その予防の重要性が増してきている現状にあります。

昨年１２月に子宮頸部がんの原因であるヒトパピローマウイルス感染を予防するワクチンが国内でも承認販売され、国におきましては平成２３年度予算概算要求に、１０歳代のワクチン接種を実施する市町村への一部助成が盛り込まれており、北海道においても７月に知事が記者会見において、助成を前向きに検討するとの見解を示しているところであります。

町におきましても、ワクチン接種で防げるがんの予防並びに次世代を担う子供たちの体を守るために、子宮頸がん予防策として、国の報告等も参考にしながら、来年度実施に向け、接種対象者、接種方法、助成内容等の検討を諮りたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、２項目めの町の情報共有ができない町内会未加入者対策に関する２点の御質問にお答えいたします。

１点目の上富良野町町政運営改善プラン２２の自治会組織の支援の自主活動への支援に関する４項目の対策と町の方針についてでありますが、自主活動の支援の取り組みとして、１項目めの自主管理、運営、活動のための支援ですが、自治活動推進交付金、自治活動奨励補助金、各施設管理委託料、分館活動補助金などの助成をするとともに、個別の事業等について情報の提供や相談等により支援をしております。

２項目めの他の地域活動情報の提供ですが、昨年、町広報誌で住民会活動の紹介を行いましたが、これらの活動を継続して紹介したり、住民会長懇談会を住民会と町の情報交換の場として定期的に開催しております。

３項目めの自治会加入推進への協力ですが、議員の御質問にあるように、町内会、そして住民会に加入いただき、広報誌を配布し見てもらうことは、住民と町とが情報を共有して、協働のまちづくりをする原点であります。

当町では、町内会加入率が全道の町村平均と比べて低いことは議員御指摘のとおりであります。これまでも住民会長、町内会長から、ごみ分別の問題等で町内会未加入者の加入を町が推進するよう意見をいただいたこともあり、町では、ことし４月に町内会加入を勧めるチラシを作成して各町内会に加入促進の御協力をいただき、さらに６月１０日号の町広報で町内会加入を推進する記事を掲載し、チラシの活用をお願いしたところであります。

これまで住民会・町内会６団体と駐屯地に合わせて３６０枚程度お届けし、一部の町内会からは町内会加入者がふえたというお話をいただいておりますが、まだまだ全町に広がっていないのが現状です。今後、町内会未加入者の状況把握に努めてまいりたいと考えております。

また、転入者への対応として、総合窓口班で住民会・町内会への加入チラシを含め、ごみ収集カレンダーやごみ収集の手引きや町の情報を記載したチラシ、冊子などを配布しております。

今後とも、町内会加入推進に努力していきたいと考えております。

４項目めの自治会広報の企画、発行支援につきましては、現在、住民会、町内会からの支援依頼はなく、今後、自治会等による広報活動が行われますよう啓発してまいりたいと思います。

次に、２点目の広報かみふらの等の町内会長への配達体制についてでありますが、職員に広報お届けボランティアとして各町内会に配布の協力をいただいており、現在、１２４件中４９件、約４０％が職員等３９人により配達しているところであります。これ以外は町内の運送業者に委託しており、今後も職員による広報お届けボランティア制度を推進していきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、３項目めの生活灯のＬＥＤ化に関する御質問にお答えさせていただきます。

議員の御質問にありますように、町では昨年度、上富良野町地域温暖化対策実行計画及び上富良野町地域省エネルギービジョンを策定し、今年度は上富良野町地域新エネルギービジョンを策定中であります。

これらの計画書は、現在、世界各国で温室効果ガスの排出削減に向けた取り組みが強化されている中で、我が国の地球温暖化対策に対する取り組みについての基本的な方針に基づいて町として定めたものであり、２０２０年までの温室効果ガス排出量削減の目標に対して、町が取り組むものと町民の皆さんや事業者の方々に協力していただくことを明記し、三者が共同して上富良野町の温室効果ガスの排出抑制に取り組んでいくこととしております。

生活灯の計画的なＬＥＤ化への取り組みにつきましては、こうした地球温暖化対策の一つの方法として、高い環境性能で地球環境保護に貢献するものと思っております。

今後、国の補助制度を含め、ＬＥＤ照明への転換を図っていけるよう、事業実施に向けた取り組みを進めていきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君）　再質問ございますか。

９番中村有秀君。

○９番（中村有秀君）　まず、子宮頸がん予防のワクチン接種の関係でお尋ねしたいと思います。

上富良野町の信金だとか公民館に、北海道保健福祉部の健康安全、健康づくりグループで、子宮頸がんは予防できるというパンフレットがあります。それで、何枚どうかということを聞きたいのですけれども、一応聞きたいのは、このパンフレットを見て、町民が保健福祉課か、もしくは町立病院に、それらについてどうなのかというような照会等があったかどうか、ちょっと確認したいと思いますが。

○議長（西村昭教君）　健康づくり担当課長。

○健康づくり担当課長（岡崎智子君）　中村議員の御質問にお答えいたします。

子宮がん予防のための普及啓発のチラシにつきましては、町のほうに富良野保健所のほうから５０枚送られてきております。それ以外の信金ですとかほかの場所につきましては、ちょっと後ほど保健所のほうに確認したいと考えていますけれども、直接送られたのではないかと思います。

町のほうの４月２７日に送られてきましたチラシにつきましては、かみんの中に、皆さんに持って帰っていただくチラシとしまして掲示しております。

住民からの問い合わせにつきましては、このチラシを見ての問い合わせというのは、町のほうには現在のところありません。町立病院についてもないということで聞いております。

○議長（西村昭教君）　９番中村有秀君。

○９番（中村有秀君）　今、僕は上富良野町に何部来ているのかと聞こうと思っていたのですけれども、これはと思ってしたのですけれども、５０枚が来ているということで、かみんで一応、それぞれお持ち帰りいただくように置いてあるということでございます。

それで、北海道の健康づくりグループが全体的に実施をしている、実施を検討している、本年度実施、２３年度以降徹底、全部で１１０市町村、１７９町村からいえば６１％がそういう動きがあるのですけれども、この道の調査について、私が健康づくりグループに直接照会をしたところ、上富良野町は１１０市町村の中に入っていないということなので、実際に道の調査に対しての報告はどうだったのか、ちょっと確認をしたいのですけれども。

○議長（西村昭教君）　健康づくり担当課長、答弁。

○健康づくり担当課長（岡崎智子君）　中村議員の御質問にお答えいたします。

調査の時点におきましては、まだ内部の中で実施に向けて体制をどうするかというふうな検討は行っておりませんでしたので、まだ未検討中であるということで御報告しております。

○議長（西村昭教君）　９番中村有秀君。

○９番（中村有秀君）　わかりました。

それで、子宮頸がんの予防ワクチンの接種の自治体の状況をちょっと確認をしてみました。

この前、上川総合振興局に入った幌加内町は平成２２年４月１日から実施をし、全額町が負担と。３回分で４万３，７４４円ということで、既に１回目、２回目は接種済みです。というのは、１回接種して、１カ月置いて２回目、その後、５カ月置かないと接種ができない状況になっているので、今、幌加内はそういう状況で、中学校の１年生から３年生、人口が１，７９０人だから、全体の接種人員は１６名ということでお話を聞きました。来年は、新１年生が入れば、その都度、順次やっていくというようなことです。

それから、東神楽町は、ことしの７月１日から実施をしています。これは６月補正ということで、半額助成、そして８，０００円を上限としているということです。対象者は中学校１年生から３年生までで、合計接種人員は１６２名ということで、来年度以降は小学校６年生ということです。

それから、斜里町、これは人口が１万２，８４６人で、うちと大体似ています。これは、ことしの４月１日からやっております。全額負担ということで、３回分で４万円ということで、町立病院の院長先生が、特にこれは必要だということで町の理事者にも説得をして、４万円ということでやっておりまして、対象人員が４８名ですけれども、接種人員は

４６名ということでお聞きをしております。

それから、あと、下川町、これは、ことしの１０月１日、今回の９月補正でやって、全額負担ということで、３回分で４万３，１４０円、これは名寄市立病院に聞いて、同じ値段でということで、対象者は中学１年生から３年生と。もう一つ特徴的なのは、１９歳になったときということでやっているのですね。そういうことで、対象数は４０名ということでなっております。

それから、南富良野町は来年の４月１日ということで、２３年の３月定例で提案準備中ということです。基本的には全額負担で、３回分で５万１，０００円ということで検討しております。それで、中学１年生から大学生までを対象ということで、一応、対象人員は１００名というようなことを考えているということであります。

したがって、全道各地で、今、１１０町村が、約６０％以上の町村がやっているということなので、できれば私は、ことしの１２月にでも補正をして、何とかやっていくような方法がとれないかなということです。

そして、生徒数を見れば、今、上富良野に住んでいる中学３年生は５４名、２年生５９名、中学１年生が５０名、合計１６３名で、平均すれば１学年５４名。それから、小学校の６年生は５３名、５年生は５８名、４年生は６３名、小学校３年は５４名、２年生は６２名、１年生は４８名と、いずれにしても平均５４名から５６名ぐらいということでございますので、私はできれば、これらについて真剣に取り組んでいただくというのは、来年度からと検討中なのは、恐らく国、道の動きを察知してということかなという感じがいたします。

国は特別枠で、厚生労働省は１５０億円、それから、道は女性知事として初めて誕生だから、そういう立場で大きな理解を示して、何とか実施したいというようなことを言っております。

それで、町立病院の事務長を介して富良野協会病院に調べていただきました。富良野協会病院はどのぐらいでやれるのかと。そうすると、子宮頸がん予防ワクチン、接種料は１回１万４，４９０円と言っておられると。そして、これは税込みでして、３回接種すれば４万３，４７０円と。それで、町立病院の事務長に、薬の原価というか単価は何ぼかということで確認しましたら、１万２，０００円だというのです。それに処置料と、それからもう一つは消費税を含めれば、大体このような金額になっていくのかなというような気がいたします。そうすると、下川町が名寄市立病院に借りた４万３，１４０円と、それから協会病院では３回で４万３，４７０円、大体似たような数字でないのかなと。

私はそういうことで、上富良野中学校の、例えば３年生が５４名だった場合、協会病院の価格でやれば２３４万７，３８０円で済むわけです。ですから、何とかこれを１２月の補正でも、国、道が認めたから、それではうちも取り組むではなくて、できれば先取りをするような形で取り組んでいただきたいと思うのです。

それで、その関係で、やはり町長の決断をということで、私は冒頭、一般質問の中で申し上げましたけれども、その関係について、再度、町長の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　９番中村議員の子宮頸がん予防ワクチンの接種に関します御質問にお答えさせていただきます。

全道のそれぞれ市町村の動き等については、ただいま議員からお話があったとおりと私も理解をしております。

まず、基本的な部分で申し上げますと、１２月の補正で明年度に対応できるようなというような御意見もございましたが、いつ皆さん方に御判断いただくかということはまた別といたしましても、基本的な部分で、平成２２年度から、この予防ワクチンを町も応援して、支援をして、実施していただくような体制を整備するということの基本的な考えは、私の気持ちの中ではかためておりますので、どういう形で議会のほうにお示しするかは別としても、２２年度中には対応できるというような運びを想定しております。

また、あわせまして、対象年齢をどこで設定するかと、あるいは接種場所だとかということの詳細については少しお時間をいただいて、国の動きを検討するという御答弁もさせていただいておりますが、それによって方針を変えるとか、そういうようなことには至りませんので、御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君）　９番中村有秀君。

○９番（中村有秀君）　町長の前向きな答弁をいただいたのですが、接種方法で、言うなればそれまでに至る段取りがいろいろあるということを各町村でもお聞きしました、実施しているところ。というのは、議会で決めたわ、今度は子供たちへの説明もしなければならない。そうすると、小学校の高学年では理解が無理だから、やっぱり中学生だと。それと、今度は父母への説明会をしなければならない。そういう段取りがあって、最終的に学校側と、今、町長の言う接種場所をどこかということも含めてい

けば、ある程度、接種終了するまでといったら、七、八カ月かかるのですよ。

そうすると、極端ですよ。今、町長が、２３年度予算ということになって、今、中学校の３年生が卒業して何年か後、子宮頸がんになったということも当然、病気のことだから予想されます。できれば僕はやっぱりそういうことも踏まえれば、やっぱり次世代への担う子供たちの健康を守るという趣旨からいえば、やっぱり子供を産み、育てるという本当に大きな母胎を持つ女子生徒ですから、できれば一刻も早く、僕は取り組んでほしいなという気持ちをいたします。

それで、その準備段階でもかかる、それから、最終的に第３回目といったら、１回目から６カ月かかりますからね。そういう関係を含めると、なお僕は早目にお願いしたいなということで、再度、町長の答弁。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　９番中村議員の子宮頸がんワクチンについての御質問に再度お答えさせていただきますが、実は議員お説のような、そういう、ある程度一定の時間が前段で必要だということもあります。さらに、こういうワクチン接種の宿命と申しましょうか、新しい仕組みの宿命と申しましょうか、どこかで１回、線を引かなければならないという、そういうつらさもあるわけでございまして、実際、現場ではもう既にそういう情報収集をいたしておりますので、決定に至った後については速やかに実施できるような体制を想定しておりますので、ぜひ御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君）　ほかに質問ございますか。

９番中村有秀君。

○９番（中村有秀君）　それでは、２項目めの町の情報を共有ができない町内会の未加入者対策についてです。

それで、現実の問題として、今、町内会の未加入者の数字は何ぼなのか、まず確認をしたいと思うのですけれども。

○議長（西村昭教君）　町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（中田繁利君）　９番中村議員の御質問にお答えいたします。

６月の広報で掲示いたしましたけれども、現在、町内会の未加入率は８６．４％ということで、約５，３００世帯ありまして、そのうち自衛隊の営内者、またラベンダーハイツの入所者等を除き、また、各アパートとかマンションに入っている方を除いた人数でございます。それで、正確に何名ということではちょっと把握してございませんけれども、そのようなことで計算した数字でございます。（発言する者あり）ごめんなさい。それらの方を除いた方で、加入率が８６．４％ということでございます。

○９番（中村有秀君）　世帯数で何ぼ。

○町民生活課長（中田繁利君）　世帯数で約６００世帯と把握しております。

○議長（西村昭教君）　９番中村有秀君。

○９番（中村有秀君）　これは基本的なことで大事なことなので、私も一度、いろいろな資料を見て調べてみました。例えば町の広報の配布数、２２年４月現在、新しい町内会長ができて、各町内会ごとに一覧表があります。その配布数は４，１４８になっております。住民の基本台帳、平成２１年９月３０日に住民会自治活動推進交付金、この中には自衛隊の南町４丁目の関係も入っていませんし、その数字が４，７０１なのです。この基準によって自治交付金が算出されております。そうすると、４，７０１引く４，１４８、そうすると、６６６名になるのですね。

それから、例えば広報の配布数と住民基本台帳の感じでいきますと、５５３という感じが出てきますし、それから住民会の世帯数、住民会長の名簿の中に何町内会があるということが書いてあります。その差を引くと１１３世帯なのです。非常に、実態として、いずれにしても、今、課長の答弁の６００前後というのは間違いなく住民会に未加入の関係なのです。

それで、ちょっとお聞きしますけれども、広報かみふらののお知らせ版の中で、健診だとか、それから、それらのいろいろなことがお知らせ版に書いてあります。そうすると、その中に個別案内というのがあります。そうすると、それ以外のところは個別案内はされていないということで理解をしていいのか、その点ちょっと確認したいと思います。

○議長（西村昭教君）　町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（中田繁利君）　９番中村議員の御質問にお答えいたします。

それぞれ個別案内以外の場合はそのようにされていないかと承知しております。

○議長（西村昭教君）　９番中村有秀君。

○９番（中村有秀君）　そうすると、それらの方が、例えばいろいろな個別案内のしない方以外の方は、それではそういう情報等が一切提供されないという形になるのかなという心配があるのです。その中に単身者もおられますから、一概に全部が全部とは言いませんけれども、そういうことで私は、情報を共有をするということで、協働の力を発揮ということになると、非常に大変な問題があるのかなという気がいたします。

それで、もう１点、今聞きたいのは、それならば自治活動推進交付金、これは、町内会に入っている人は大体イコール住民会に入っているけれども、入っていない人の件数も住民基本台帳で全部、一律やっていきます。そうすると、住民会、それから町内会のいろいろな活動に参画はできない、そういう方々も入っていると私は推察するのです。

そうすると、今、例えば郡部は１０３世帯が入っていないのです。そうすると、ここは世帯割８００円なのですよ。そうすると、８万２，４００円、８００円掛ける。それから、市街地のほうは４００円で、これが５６３あるのです。そうすると、２２万５，２００円。トータルで３０万７，６００円が一応住民基本台帳にあるからということでやっていっているけれども、その町内会、住民会の、特に町内会のいろいろな形の、参画する、それから、そのための利益を受けるというようなことはない人たちがこれだけいるということなので、私はやっぱり徹底的にこの関係を調査をして、言うなれば協働のまちづくりということも含めていろいろやっておられますけれども、根本的にはある程度発想の転換をして、町としてはアパートに入居者、もしくは家主等にお話をするというようなことも言っておりますけれども、やはりある面で根本的にやっていかなければならないのではないかという気がいたします。

例えば転入の関係では、２１年３月３１日で４６８件、２２年３月３１日で３７９件、これは自衛隊の営内者もいるし単身者もいる。その中でどう対応しているかというと、加入チラシ、ごみ収集カレンダー、ごみ収集の手引き、それから町の情報を記載したチラシ、冊子等をということで言っています。この中で、町の情報を記載したチラシ、冊子等というのは何かというのをちょっとお尋ねしたいと思うのですけれども。

○議長（西村昭教君）　町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（中田繁利君）　９番中村議員の御質問にお答えいたします。

町の冊子等ということで、各種手続の担当課と役場の各部署との仕事の内容がわかるチラシ、また自治基本条例の保存版、第５次総合計画、農業の概要と農産物の紹介のチラシ、市街地周辺案内図と郊外の行政施設機関と町内バス路線案内のチラシ、防災無線の個別受信機貸与の案内のチラシ、それから十勝岳の火山防災マップ、洪水ハザードマップ、健康増進カレンダー、それから医療費助成のお知らせ、妊娠中の方へのお知らせ、かみふらの十勝岳観光協会発行の観光のパンフレット、町の広報誌などでございます。

○議長（西村昭教君）　９番中村有秀君。

○９番（中村有秀君）　わかりました。いろいろな形で、配慮をされた形で配布されているということはわかりました。

それで、転入者がその後の、町内会の加入の関係がどうなっているかということの追跡は恐らくされていないと思いますし、それから、この人がこの町内に入りましたからということはまた、個人情報の関係で周知ができない面もあるのでわかると思うのですけれども、町として、それらを、住所によっては選別できるから、地域、地域での対策をある面でしていかなければならない。もしくは町内会に、どこに入りましたよというようなことを町内会長あたりにあれするような方法も、何かしていかないと、先ほど総務産建の報告にありましたけれども、隣同士の御近所づき合いが希薄になっている状況の中で、協働のまちづくり、情報を共有するということになると、この点をきちんとしていかなければだめではないかというような気がいたします。

それで、私の意見として今申し上げましたけれども、自治会の広報の企画、発行の支援というようなことで、この支援を行っていくということであれですけれども、現在、支援依頼はないということでございますけれども、これらに対しての啓発が、してまいりたいということで、今後、具体的な啓発の仕方はどう考えているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　９番中村議員の町の情報共有についての御質問にお答えさせていただきます。

現在、それぞれ自治会・町内会が独自に広報等をしているという状況にはございません。しかしながら、議員お話のように、やはりこれから地域、あるいはコミュニティがしっかりとネットワークをつくっていくということは、まちづくりのかなり大きな部分になろうかというふうに私も理解しております。

そういうことで、具体的にどういうふうに啓蒙をしていくかという手法については、具体的なものは現在持ち合わせておりませんが、いずれにいたしましても、そういう先進事例等を担当のほうに、先進事例があればぜひ調べていただきたいというようなことも既に指示もしておりますし、そういう地域のコミュニティが、そんなに立派なものでなくても、どういう方が新しく町内に参加されましただとか、町内会でどういう行事が行われますとか、そういう基本的なことからでも周知をして、お互いに顔を見られるような関係が構築されるような、そういう一助にコミュニティで出される広報が役に立つと私も期待しておりますので、そういう機運が町内会にで

きるような応援をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（西村昭教君）　９番中村有秀君。

○９番（中村有秀君）　一応、町長の考え方を理解をしながら、また地域でもそれぞれ頑張るという形の姿勢を、我々も含めてとっていかなければならないということを痛感しております。

それで、次に、広報の配布体制の関係です。

町には２５住民会、１２４町内会の自治組合等があります。この中で、職員が４９件、約４０％を広報お届けボランティアということでやっております。それで、３９人の職員が４９町内会を受け持っていると。

ただ、私が気になるのは、総務課が２０人のうち９人が広報お届け、それから町民生活課は、２５人職員で１１人ということで、大体半数の職員がこれらに参加をしている。地理的な状況もあるから一概に一律とは言えませんけれども、私はやっぱり、協働のまちづくりということになると、町内の一般の人たちは、ボランティアで、各分野でいろいろやっているのです。そうすると、できれば、特に町民生活課は１１人参加で１９町内会を見ているということで、やはり自分の所管だからやらなければならないという意気込みが僕は感じるのです。そして、その次が総務課なのです。

私は、町民の立場からすれば、そういうことでやっぱり、職員がやっぱりいろいろな面で広報ボランティアで活躍してほしい。極端に言えば、富良野から通勤している職員が、途中の、配布をしているところも見受けられます。

そういうことで、できればこれは、郵送費等を含めていけば、やはり職員全般が取り組むような姿勢を何かしていかなければならない。そうすると、どうするかということになると、やっぱり協働のまちづくりの基本指針の素案にも載っておりますけれども、やっぱり情報の共有化、推進方策の例として、地域担当職員制度ということで、先ほど総務産建常任委員会の所管事務調査の中でもありました。できれば今、協働まちづくり推進委員会が６月２９日に設置をされて、１３名の委員ということでスタートをするということでございますけれども、それはそれとして、町としてもそういう姿勢を、地域担当職員というようなことの制度を設けて、やはりやっていくようなことをしていかなければだめではないか。

由仁町もそういうことで、この前行ってきたら取り組んでいるのです。やはり、あくまで協働、それから町民だけに協働を強いるのではなくて、職員みずからもやっぱりそういう姿勢を持っていこうということを考えているということでございますので、できれば地域担当職員制度というのを広報お届けボランティアを一歩前進した形でやって、住民会、町内会のいろいろな悩みや何かも、町としての立場からいろいろ相談相手になる、そのことが今度は自治会会報をつくるだとか、それからこの問題はどうしたらいいかといういろいろなアイデアが出てくると思いますので、その点、再度、町長の所見を伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　９番中村議員の町内会の加入促進についてに関する御質問に再度お答えさせていただきます。

現在、町広報の配達を職員で、４０％前後の配布を行っておりますが、議員御提案がございましたような手法、これについては、私も全く異存はございませんし、むしろそういうことに積極的に取り組む姿勢は、本当にこれから基本的なことでございまして、大事に育てていく必要があると思います。

特に、私の答弁で４０％が職員のボランティアによって配達をしているというふうに御答弁申し上げておりますけれども、やはり配達というのはいかにも機械的でございますので、届けるというような、そういう気持ちを込めた、それぞれ地域とのつながりをこれによってはぐくんでいくというような、まずそういう気持ちがなかったら育っていきませんので、これから職員に、さらにそういう取り組みを、一層その価値を感じて、推進できるような方向に、私もみずから職員に督励してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（西村昭教君）　９番中村有秀君。

○９番（中村有秀君）　それでは、３項目めの上富良野町生活灯のＬＥＤ化についてお尋ねをしたいと思います。

いずれにしても、道東では中標津が２０年補正で５００台、別海町は２０年補正で１，０６７台、浜中町も同じ２０年補正で６８台。道東のほうは非常にこれらの取り組みが進んでいる。標茶町は２１年の補正で５５０台、標津町は４４９台、中標津町は２期目として５０台ということで、これも２１年度の補正でやっております。それから、奈井江町もこれらの取り組みをしておりますけれども、これは道のCO_2削減の事業に対して補助金を出すというようなことでございまして、これは、奈井江町は２１台やっております。それから、東神楽町は今、外灯は１，０４３台ありますけれども、そのうちの２５０台をやっているというような実態になっております。

したがって、寿命は長い、それから維持費が安い、それから電気料の関係が、例えば第１種生活灯からすれば、２２年度の予算は１４０万円でございます。そうすると、そのうちの３０％負担ということで、総体の町内会負担が６０万円、それから町の補助７０％で１４０万円です。それから、第２種生活灯は、２２年度予算で８４９灯。そうすると、これは５０％補助ということで２６５万６，０００円です。そうすると、これらを含めていくと、生活灯９８９灯のうち電気料が７３１万２，０００円になります。

そうすると、これらの関係で、例えば５０％削減になると３６５万６，０００円の削減になります。それから、６４％になると４６７万９，６８０円ということになります。したがって、今、町内会等が負担をしている３０％は第１種生活灯、それから、第２種生活灯は５０％。これらを含めていくと、今後、町としてこれを積極的にやるということになると、初期投資がかかります。

例えばでございますけれども、町内会の電気料は従来どおり負担をしてください。そして、その分をＬＥＤ化のほうに回して、そして何年後かはもうペイにするというような形で、５０ないし６４％という、これは数値はあれですけれども、そういうような関係でやはり考えていく必要があるのではないかと。やるのであれば、一挙にやったほうがいいような気もしますし、その点は町の財政や、それから国、道の動き等もあろうかと思います。

いずれにせよ今はどんどん進んでいるのと、それからもう一つは、奈井江町に聞きますと、総体で１灯当たり６万４，０００円かかると。４万円と２万三千何ぼですか、取りつけ料やいろいろな器具の関係。そうすると、今、業界の情報を聞くと、三菱電機が１万８，０００円から２万円台のものを現在、ことしの１０月に発表するような動きがあるということを、ちょっとメーカーからお聞きをいたしました。そうすると、今急ぐのでなくても、もしくはＬＥＤ化がどんどん進んでいけば量産体制になって、恐らく単価等が安くなる傾向もあるように私は考えるのですけれども、現実の問題として、できればそういうようなことのＬＥＤ化を、やはり町のエネルギービジョン等も含めて、早急に計画を立てていくべきではないかという気がしますけれども、その点、町長の見解をお伺いします。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　９番中村議員の外灯等のＬＥＤ化についての御質問にお答えさせていただきます。

基本的には、町のこれからの姿勢として、新エネルギーも含めまして、ＬＥＤ化等によって低炭素社会をつくっていくということは、全く私も異存もございませんし、ただ、生活街灯等につきましては、議員お話のように約１，０００灯近く町にございますが、それをＬＥＤ化にすることによって、当然、電気料の低減が図られるということも試算上見えております。

しかしながら、今はまだＬＥＤ灯が、どちらかというとまだ高額なものですから、イニシャルコストが、１，０００灯全部かえますと、恐らく七、八千万円ぐらいの初期投資になろうかと思いますけれども、それは非常にハードルが高いことでございますが、ただ、今、国も、こういうＬＥＤ化に対しましてはさまざまな補助施策等が示されておりますので、町もこれはむしろ積極的にＬＥＤ化を進めていくということに対応してまいりたいというふうに私は考えております。

ただ、どういう計画をもって推進していくかということは、当然、町の負担、あるいは住民会で現在負担をしていただいております、議員がお話になりました電気料金との相関関係もありますので、まだ具体的な組み立てはできておりませんけれども、基本的にＬＥＤ化を推進していきたいというふうに考えておりますので、ぜひ御理解を賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君）　中村有秀君。

○９番（中村有秀君）　この前、東神楽に行って、そのＬＥＤ化の防犯灯の整備事業の実態を聞いて、見てまいりました。これは、地域活性化・きめ細かな臨時交付金を、２，０００万円を使ってやっているということです。

恐らく、今後も今、政治情勢はどうなるかちょっとわかりませんけれども、きょうの段階で終われば、ある程度の構成や、それから事業展開等も含めて、２３年度予算の関係の絡みが出てくるのかなという気がいたします。

したがって、私も、できるだけ少ない予算というのは、道や国からの補助を含めた形でやっていくということで、やっぱり環境整備を含めていく、それから行財政改革の財政部分でのやっぱり負担軽減を、町内会もやっぱり非常に、５０％負担というのは大きな負担の要素になります。町内会は電気料と寄附金が大きな負担のあれになっておりますので、そういう面も含めて、私も今、量産体制になればまだ安くなるということで承知していますけれども、そういう状況を見きわめながら、具体的な計画を立てていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（西村昭教君）　答弁はよろしいですね。
○９番（中村有秀君）　はい。
○議長（西村昭教君）　以上をもちまして、９番中村有秀君の一般質問を終了いたします。
次に、２番村上和子君の発言を許します。
２番村上和子君。
○２番（村上和子君）　私は、さきに通告してあります４項目について質問いたします。
まず、１項目め、地上デジタル放送への対応として、難視聴地域への負担軽減を。
１点目は、平成２３年７月より現在のアナログ放送からデジタル対応に移行し、アナログ放送は見られなくなります。デジタル放送については、国の方針で変えるわけですから、基本的には国が解決すべき問題だと考えますが、上富良野町では現在でも江花、江幌、日新、清富、旭野等、これらの郡部の一部地域で難視聴地域があると聞いておりますが、町として、総務省あるいはＮＨＫ等と連携し、調査等されているのか、その状況についてお伺いしたい。
２点目は、テレビの中継局を設置するには多額の費用がかかると考えますが、こういった難視聴地域の方にとっては個人負担の経費が重くのしかかると対応が難しく、テレビ放送が視聴できなくなるのではと危惧をいたしておりますが、町としてはこういった難視聴地域に対して負担軽減等の対策がとれないものか、町長にお伺いいたします。
２項目め、子宮頸がん予防ワクチンの接種費用の助成について。
厚生労働省が２０１１年度政府予算で子宮頸がんを予防するワクチン接種の助成事業を新たに設け、約１５０億円を盛り込むことになった。子宮頸がんは１０代前半のワクチン接種で予防できるとされているが、費用は４万から５万円で、３回の接種が必要とされている。町としては、ワクチン接種の助成を行うとすれば、対象となる人数と総額はどれぐらいになるのか試算してはどうか。町の公費負担の考えはないかお伺いしたい。
３項目めは、高齢者の社会的孤立を防ぐ行政を。
今、日本における６５歳以上の人口は２，９０１万人、高齢化率は２２．７％に達し、我が町でも平成２０年は２３．７６％、この１５年間で１０．０８％増加し、平成２５年には後期高齢者が前期高齢者を上回る見込みとなっている。今、全国で高齢者不在問題が取り上げられている。
１点目、社会的孤立を防ぐために、町では高齢者の実態把握をしっかりとできているのか伺いたい。例として、戸籍上は生存しているものの住所登録を確認できないなどがあるのかないのか。
２点目、民生委員の高齢化問題もあり、将来的に役割が大変であり、なり手がいなくなるのではと心配である。民生委員は現在３０名、主任児童委員は２名で構成されているが、ことしの改選期に２名増員を予定しているが、２名増員で対応できるのか伺いたい。
３点目は、地域包括支援センターの充実が必要ではないか。
民生委員の権限も限界があり、基本的には高齢者の実態把握は地域包括支援センターが担うことになると思うが、設置基準はどのようになっているのか。また、行政として地域包括支援センターの充実が必要であると考えるが、町長の考えをお伺いしたい。
４項目めは、ことしの全国学力テストの結果分析について、教育長にお伺いいたします。
１点目、全国学力テストの結果が公表されましたが、ことしの結果は昨年と比べてどのようなものであったのか、その結果と分析について伺いたい。
２点目、テストの実施方式については、ことしから抽出と自主参加の併用方式が望ましいということであるが、今後の町の取り組みについて伺いたい。
３点目は、児童生徒の独自の学力向上プランを作成するということであるが、その内容と具体的な進め方などを伺いたい。また、このプランの指導強化は来年に備えるものになるのか、教育長にお伺いしたいと思います。
以上でございます。よろしくお願いいたします。
○議長（西村昭教君）　次に、町長、答弁。
○町長（向山富夫君）　２番村上議員の御質問にお答えさせていただきます。
まず、１項目めの地上デジタル放送への移行対応に関する２点の御質問にお答えさせていただきます。
まず、１点目の難視聴地区の調査等の状況についてでありますが、御案内のとおり、現在のアナログ放送につきましては、平成２３年７月２４日をもって終了し、それ以降については地上デジタル放送に移行することとなっております。
それによりまして、電波の特性の違いなどにより地上デジタル放送を受信できない、いわゆる難視聴地区が発生している状況であります。
議員御指摘のように、地上デジタル放送への移行は国策により進められるもので、難視聴対策は、第一義的には国の責任において実施されるものと考えているところであります。
したがいまして、町の基本的な役割としては、町民総意として、国に対して難視聴地区の実態情報提供と解消の要望を行っていくことが基本的な役割と認識しております。

このため、町では既に難視聴地区の方々とは直接面談して、情報提供や難視聴解消に向けた要望等を取りまとめ、現在、国から委託を受けている事業者と具体的な対策について協議を進めているところであります。

議員御質問の本町における難視聴地区の状況ですが、既に調査を行い、難視聴地区の指定を受けている世帯が町全体で１５世帯、内容といたしましては、清富地区２世帯、日新地区５世帯、江幌地区５世帯、江花地区３世帯となっている状況でございます。

また、北海道地上デジタル放送推進協議会の資料及び住民からの情報などにより、新たに難視聴の可能性がある地区につきましては追加調査を依頼し、現在調査を進めている世帯が町全体で４５世帯、内容につきましては、清富地区が１３世帯、日新地区１世帯、江幌地区１９世帯、江花地区６世帯、旭野地区３世帯、十勝岳地区３世帯となっております。

次に、２点目の難視聴対策にかかわります経費の負担軽減等の考え方についてですが、難視聴の対策手法としては、送信対策として新たな中継局の建設や共聴施設の新設、高性能アンテナへの取りかえ等の手法があるところでございます。

新たな中継局の設置につきましては、これ以上の中継局の増設は電波の混信を招くおそれがあることから、設置ができない状況と聞いております。本町においての対策地方としては、共聴施設の新設や高性能アンテナへの取りかえ等の手法での対策になると考えられます。

しかしながら、共聴施設の新設と高性能アンテナへの取りかえについては、それぞれ国及びＮＨＫの助成策があるところですが、事業費や助成額等の違いなどにより個人負担額に差が出る試算となっているところであります。

町といたしましては、前段申し上げましたとおり、難視聴対策は国の責任と受益者負担において実施されることが基本と考えておりますが、調査の結果として、町民の方が難視聴対策を実施するに当たり過重な負担が生じる場合には、町としてどのような対策ができるかを含め検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、２項目めの子宮頸がん予防ワクチンの接種費用の助成に関する御質問にお答えさせていただきます。

さきの中村議員にもお答えさせていただきましたが、基本的には来年度実施に向け検討を図りたいと考えております。

国の予定しているワクチン接種費助成事業のワクチン接種対象年齢は１０歳から１９歳の間で、市町村が独自に設定するとしておりまして、町の全対象者は５６６人、国の補助積算予定額１万５，８２０円で計算しますと、費用は２，６８６万円です。１歳平均が５６．６人となることから、２６８万円と試算しております。

今後、国の報告等も参考にしながら、接種対象者、接種方法、助成内容等を検討し、対象数や費用についても明らかにしてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、３項目めの高齢者の社会的孤立を防ぐ行政に関する３点の御質問にお答えさせていただきます。

１点目の高齢者の実態把握についてですが、本町においては毎年５月１日を基準日として、民生委員が担当地区内における６５歳以上高齢者の実態調査を実施しており、これは本町独自の実態調査で、平成４年度から毎年、民生委員の協力を得て実施しております。本年度も既に調査を終えており、５月１日現在の人口１万１，８５１人に対し６５歳以上高齢者は２，９９１人で、高齢化率は２５．２４％という状況にあります。

この調査は、民生委員が担当区域内の高齢者宅を訪問し、直接会う方法をとっており、調査の時点で入院しているなどの理由以外で本人に会えなかった場合には、後日改めて訪問する方法や電話等によりその方の状況を確認しておりますので、しっかりとした高齢者の実態把握に結びついているものと受けとめております。

また、社会問題となっている戸籍上生存していて住民登録を確認できない高齢者についてですが、１１０歳以上で、当町におきまして戸籍上は生存しているが住所登録が確認できないという方が２名いることが判明しております。この取り扱いにつきましては、今後、法務局と協議してまいりたいと考えております。

次に、２点目の民生委員についての質問についてですが、民生委員の定員について、これまで担当区域に対する住民会の意見や民生委員協議会での検討結果を踏まえ、御質問のように、次の改選期から民生委員定数を２名増員するよう、北海道の定数に関する意向調査において、町として２名の増員を報告し、過日、承認されたところであります。

この増員２名と今回の任期満了後に退任される民生委員の後任候補者８名について、関係住民会長より推薦をいただき、合わせて民生委員３２名、主任児童委員２名が１２月１日付で厚生労働大臣から委嘱を受けるよう、その準備を進めております。

２名の増員で対応できるかという御質問でありますが、これまでに民生児童委員協議会において十分

協議・検討した上で増員２名という結論に達しておりますので、増員後の新たな民生委員体制のもとで、地域住民と福祉行政のパイプ役として、その役割を十分果たしていただけるものと考えております。加えて、民生委員の活動は、町の福祉行政との連携を密に保っていくことが重要でありますので、町としましても十分支援していくよう考えております。

また、民生委員のなり手がなくなるのではないかとの御質問ですが、全国各地において民生委員のなり手不足が起こり、欠員が全国で３，０００名にも及ぶと聞いております。こういった現状を踏まえ、厚生労働省では今回から年齢制限を、新任の場合は「満６５歳以下」を撤廃しましたし、再任の場合は「原則、満７５歳以下」でしたが、「できるだけ満７５歳以下」に緩和されてきております。

本町においては、定員を充足することができており、退任等により次の民生委員候補者の選出に当たりましては、関係する住民会長が中心になり、地域内での候補者の選考、内諾をいただいており、御協力に感謝申し上げるとともに、町も協調して支援を続けてまいりたいと考えております。

しかしながら、民生委員は無報酬の社会奉仕でありますが、時代の変化とともに、民生委員の果たす役割は重要で広範囲にわたっており、その責任が重くなってきていると受けとめております。今後において、民生委員の負担を少しでも軽くするための協力体制を整えていくよう考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、３点目の地域包括支援センターの充実についてでありますが、地域包括支援センターは、平成１８年度の介護保険法の一部改正により、高齢者が住みなれた地域で安心して過ごすことができるよう、包括的に、かつ継続的な支援を地域において一体的に実施する中核機関として設置されております。本町においても、同年４月から、総合相談支援、権利擁護、介護予防ケアマネジメント等を主な業務といたしまして開設しております。

センターの職員の人数につきましては、国の基準では、介護保険第１号被保険者の高齢者が３，０００人から６，０００人が住む規模を基準として、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士をそれぞれ１人とされており、当町のような３，０００人以下の地域におきましては、保健師と、主任介護支援専門員または社会福祉士のいずれかを配置することとされております。

現在、本町のセンタースタッフは、保健師、主任介護支援専門員、事務員、臨時調査員の計４名と、センター所長を兼任発令し、５名体制で業務を行っているところでありますが、高齢者人口の権利擁護や緊急な対応が必要な困難事例が多く発生する傾向も見られ、今後、本町においても対象者に対し、広範な相談業務に対応できるよう地域包括支援センター体制の強化を目指し、検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（西村昭教君）　次に、教育長、答弁。

○教育長（北川雅一君）　２番村上議員の全国学力テストに関する３点の御質問にお答えいたします。

１点目の全国学力テストの結果と分析についてですが、今年度の全国学力・学習状況調査におきましては、４月２０日に実施されましたが、例年と異なり、今年度から抽出校のみの実施となりました。

本町においては、中学校が１校抽出されましたが、抽出されなかった小中学校においても道費の補助を受けることとし、結果的には全校で実施するということになりました。

このことにより、調査結果につきましては、抽出校をもとにしたものが優先的に発表されましたが、他の学校、道費での実施校については９月末の発表となるため、現時点では１中学校の概要のみの回答となることを前もって御了解ください。

調査結果の概要といたしましては、平均正答率において、国語、数学とも全国平均を大きく上回り、前年度よりも大きく向上する結果を示しています。国語、数学ともに基礎基本的な学力の定着が見られ、活用力にも向上が見られてきております。

また、生活・学習習慣においても、前年度同様に学校や家庭での規則正しい基本的な生活・学習習慣やマナー、気遣いなどができており、安定した子供たちの様子を確認することができているところでございます。

２点目の今後の取り組みについてでありますが、今年度で４回目となった調査でありますが、年ごとに結果に波があり、傾向をしっかりつかむためには、しばらくの間、継続して実施する必要があると考えています。

また、抽出校だけでは全国的な傾向は確認できても、市町村段階での実情、傾向、確認ができないことから、今年度同様、道費を活用させていただき、全校で実施する考えであります。

３点目の学力向上プランについてでありますが、学力向上プランへの取り組みは、昨年度での調査結果に課題が多く見つかったことから、町全体の分析結果をもとに、各校が自校の結果とともに分析を加え、課題を明確にして解決への具体策を立て、実践しようとするところから始まりました。

教育委員会として、解決への具体策を例示となる資料や書式を作成、提示し、各校への実践と報告を

促しましたところ、授業研究の活性化、個人プロフィールの作成と活用、朝読書の活用、宿題の工夫と保護者と連携した家庭学習、放課後や長期休業中での学習サポートなど、各校から具体策が多数示されました。まだ一部の中学校の結果だけではありますが、各学校の取り組みが今年度の向上に寄与したものととらえ、今後とも継続させたいと考えております。

また、学校だけではなく、教育委員会としても学校や家庭に対し資料等を作成、提示し、学力向上への啓発を図ってまいりたいものと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君）　再質問ございますか。

２番村上和子君。

○２番（村上和子君）　１項目めの地上デジタル放送の対応の難視聴地区の負担軽減のところでございますけれども、今回の調査された難視聴地区として指定されたところが１５世帯ございまして、これはもう、指定されていますので、地上デジタルに切りかわっても難視聴地区が外れるわけでもございませんので、まだ難視聴地区として可能の世帯が４５世帯あるということでございますけれども、今現在でもこういった地区はアナログで映りが悪いために、旭川から電波をとったり、それから中富から電波をとったりして、いろいろお金をかけて、いろいろ今現在もやってきているわけでして、国の方針で今回、今現在、このままでしたら映って見られるわけですけれども、そういうことになりますので、切りかえるためにかなりの費用がかかるのではないかという不安を持っておりますから、町としてとれる負担軽減策、どれぐらいのものになるか、もう少しちょっと具体的に御答弁いただきたいと思います。

それから、何か中継局はちょっと難しいということですけれども、これはあれでしょうか、何か共聴施設というのも考えるということですけれども、これはちょっと不便ではなかろうかと、こういうふうに思うのですけれども、そうであれば高性能アンテナ。ＮＨＫと国とでは３分の２ぐらいの負担があるのでしょうか。こういうことであればアンテナ分ぐらいの、半分ぐらいの負担ぐらいで終わるような、過重負担になる場合は町として少し考えさせてもらうということですけれども、その点どうでしょうか、お尋ねします。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　２番村上議員のデジタル放送移行に伴います難視聴地区解消についての御質問にお答えさせていただきます。

難視聴世帯が、既にわかっているだけで１５世帯、さらに４５世帯程度がそういう可能性があるという実態にございます。

基本的な考えにつきましては最初の答弁でお答えさせていただいておりますが、しかし、国の助成等を受けましても、難視聴が解消するためには非常に個人の負担が重くなるということが既に想定されるところがございます。それを解消する手だてとして、新たな中継所ということも想定されるわけでございますが、これは、ケーブルによる配信でございませんので、電波でということになりますと、当然、現在放送されている電波、あるいは電波の使用の状態というのが総合電気通信局でどういうふうに割り当てをしているかわかりませんが、そういうことで、狭い地域で複数の電波が発射されるということは、これはやはり混信を招くことは想定されますので、非常に選択としては難しいというふうにお答えをいただいているところでございます。

あと、対応ができる方法としては、家がある程度集中しておりますれば、共同聴取という、共聴施設ということも考えられます。これは、個人で個々に対応することよりは、トータル的にはコスト的には軽減できるかと思いますが、何しろ共聴施設そのものは相当立派なものになるらしくて、これもまた高額な負担が強いられるということも想定されます。あるいは、家が離れていることによって個々に受信改善をするというような手法も提案されております。

高性能アンテナのみで難視聴が解消される世帯につきましては、私の聞いている限りでは７，０００円を負担の上限ということで、何か助成がされるというふうに伺っておりますが、そういう個別に対応できる部分についてはやや手が届いてくるのかなという印象を持っておりますけれども、とりわけ共同聴取、共聴施設に頼らなければならないというところにつきましては、国の補助の上限もございます。あるいはＮＨＫとしての補助の限界もございまして、現実にどの程度かかるか、大づかみでございますが担当では情報も得ているようですが、それを聞いている限りでは非常に重い負担だと、個人の負担が重いというふうなことを想定しておりまして、さらに、これは国が国策としてやることですから、重い負担を個人に求めるという今のルールはありますけれども、私は、ぜひ個人の負担が軽減されるよう、これからも国や道に働きかけをしてまいりたいと思いますし、いろいろな工夫によって軽減される手法が技術的にあれば、それらも、今、コンサルにお願いしておりますので、あわせて検討してまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、最小限度の個人の負担

で同じ情報が新しいデジタル化に移行できるような、そういう仕組みを望んでおりますので、努力してまいりたいと考えております。

○議長（西村昭教君）　２番村上和子君。

○２番（村上和子君）　できるだけ負担を軽減していくということを答弁いただいたのですけれども、その手続としまして、映らなかった場合は自分で申請するようにというような話があるかに聞いたりしているのですけれども、もうちょっと、何というのでしょうか、申請書を簡略化して、指定地域とわかっているはずですから、そういった指導も細やかにしていただきたいと思いますし、それから、加重負担、１個１０万円ぐらいとかという、そのような話もちょっとちらっと聞いたりしていますので、絶対そういうことがありませんように、個人で出せる範囲の金額になるように、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

この手続につきましても、そういった、自分で申請してくださいというようなことにはなりませんように、そういったところをちょっと考えていただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（西村昭教君）　総務課長、答弁。

○総務課長（田中利幸君）　２番村上議員の御質問にお答えを申し上げます。

今現在、既に難視の指定を受けている１５世帯はもちろんでございますが、今現在、デマンド調査を行っている４５世帯も含めまして、調査の依頼、あと個人への情報提供、これらについては、すべて私どもでやっている点につきまして、ぜひこの際、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君）　２番村上和子君。

○２番（村上和子君）　よろしくお願いしたいと思います。

それでは、２項目めの子宮頸がんの予防ワクチンの件ですが、これは同僚議員に来年から実施をしたいという町長の御答弁をいただきましたので、私の質問とちょっと重なりましたからあれですけれども、１０歳から１９歳の間で市町村独自に設定していいというのであれば、実際、４年生というのは、どうでしょうか、自分の女性の体を理解するのはちょっと難しいのかなという感じがいたしますので、ぜひ、市町村で設定していいというならば、中学生以上ぐらいでどうでしょうかということを一考、私の考えとしてはそういうふうに思うわけですけれども、それと、そうであれば、１０歳からで２，６８６万円の試算が出ておりますけれども、人数的に計算しましたら、中学生以降となると、この半分以下ぐらいで、１２６名ぐらいでしょうか、そう思いますので、そういったこともちょっと参考にして取り組んでいただきたいと思います。

この項目については、そういうことで終わらせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、３項目めの高齢者の社会的孤立を防ぐ行政をという件のところですけれども、今、上富良野町の人口も１万１，８５１人ですか、１万２，０００切ってきているわけですけれども、逆に今度は高齢者が、６５歳以上が非常にふえているということで、２，９９１人、４人に１人は６５歳以上だと。こういう高齢化時代を迎えております。

それで、１点目ですけれども、高齢者の実態調査の把握で、戸籍上は生存しているものの住所登録が確認できない高齢者が１１０歳以上で２名いるということでございますけれども、戸籍上生存しているということは、死亡届がなされていなかったのかどうか。あるいは、死亡届が出されていたのに、単なる事務の手続ミスなのか、それともまた年金等の受け取り等はどうなっているのか、その点ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（中田繁利君）　２番村上議員の御質問にお答えいたします。

戸籍上でまだ残っているということは、生まれたときはここで把握していたのですけれども、その後、転出届とか死亡届が出ていなくて、それで戸籍上は残っておりますけれども、住民基本台帳上は、その方はもういないということで確認しているところでございます。（発言する者あり）

済みません。転籍届と死亡届が出されておらないというようなことで、戸籍上はそのまま残っているというような状況でございます。ただ、住民台帳上は確認いたしまして、生存はされていないということでございます。

○議長（西村昭教君）　よろしいですか。

（「ちょっとわからない」と呼ぶ）

○町民生活課長（中田繁利君）　申しわけありません。生存というより、上富良野町には住んでいらっしゃらないということでございます。

○議長（西村昭教君）　よろしいですか。

２番村上和子君。

○２番（村上和子君）　そういうことを不在と、こう言うのですよね。どこに住んでいるかわからないということで、１１０歳以上の方が２名、そういった方がいらっしゃるということで、この対応については、何か法務局と協議をしたいということですけれども、きょうの道新に、富良野市では１００歳以上が２５人いたと。それで、親類とか他市町村への

確認作業を行うということですけれども、これはしっかり確認をされたのでしょうか。質問を出しましたのが９月でしたか、なのですけれども、その点ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（中田繁利君）　２番村上議員の御質問にお答えいたします。

２名の方につきましては、調査をいたしまして、上富良野町には住んでいないということでございます。

また、この方につきましては、法務局のほうの指導に基づきまして、１２０歳までになる方は１０年間このままにしておこうというようなことで、１０年後に再度、確認するということになってございます。そのような指導でございます。

○議長（西村昭教君）　まだ質問ありますか。

（「午後から」と呼ぶ）

それでは、昼になりましたので、昼食休憩といたします。

この後の質問については、午後１時より再開したいと思います。

午後　０時０１分　休憩
午後　０時５８分　再開

○議長（西村昭教君）　休憩前に引き続き、会議を再開したいと思います。

午前中の理事者側の答弁で、村上和子君の再質問からしたいと思います。

２番村上和子君。

○２番（村上和子君）　我が町にも１１０歳以上で、戸籍上は存在していましても住所登録が確認できないという方が２名いらっしゃるということですけれども、生まれたままで、どうなっているのか気になるところですけれども、法務局の指導で、あと１０年後、調査ということですので、この点につきましてはそういうことで、次に行きたいと思います。

民生委員の２名の増員でいいのかというところなのですけれども、今、１人の基準が７０人から２００人だということになっているようなのですけれども、それを考えれば、大町が２７０人、それから泉町、栄町で２３５人、それから扇町、北町で２２９人であるということで、こういった地区も見直しが必要ではないかと思うのですが、とりあえず今回は２名増員するのだということですので、次回こういった、一つは民生委員の受け持つ人の人数を減らしてあげるというのも負担軽減になると思いますので、次回そういったことを考えていただけるかどうかと思うのですけれども、二つ目は、今、相談内容が非常に昔と違いまして、民生委員さんはふえておりまして、やっぱり高齢化に伴いまして自己判断が困難な高齢者が非常にふえているのです。介護も受けたいけれどもどうしたらいいのだろうかとか、いろいろな問題が、相談用務が非常にふえておりまして、行政としても何とか支援をしたいということですけれども、民生委員も限界がありますので、専門職への橋渡しのような、そういうような役割を担っていただいているのですけれども、次回においてはぜひ、２名の増員ということではなくて、受け持ち人数を減らしてあげるということもひとつ、負担軽減になると思いますので、次回そういったことを考えていただけるかどうか、ちょっとお尋ねしたいなと思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　２番村上議員の民生委員の定員に関する御質問にお答えさせていただきますが、今回の２名の増員につきましては、現在、民生委員さんの協議会において、地域の事情、あるいは総員も含めまして十分協議をしていただきました結果、今回については２名の増員で対応できるよというような内部での結論をいただいておりまして、対応させていただいているところでございます。

しかし、一方では、これから民生委員さんの役割というのは本当に重く、広くなっていくということは私も理解できます。そういう意味におきまして、次回の民生委員さんの改選期に向けましては、またさらに、そういった、今、想定できないような状況も起こり得る可能性もありますので、その辺は民生委員さん、あるいは住民会長さん等の御意見を聞きながら、それは対応してまいりたいと考えております。

そして、民生委員さんの非常にハードルが高い相談業務等につきましては、村上議員、その後の御質問でもされておりますが、地域包括センターだとか、そういったことにもまた役割を分担して、高齢者の実態把握等を含めて遺憾のないように取り進めさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君）　２番村上和子君。

○２番（村上和子君）　ぜひよろしくお願いしたいと思います。

それでは、次の地域包括支援センターの充実のところでございますけれども、現在、保健師と主任介護専門職員、それから事務員と５名体制でやっているのだということですけれども、第１号被保険者の高齢者が３，０００名以下であると社会福祉士か介護専門支援員かどちらかでいいということで、うち

は社会福祉士を置いておりませんけれども、やっぱり専門的な知識を持った方を育成するというのが、今回、組織の機構改革の見直しに向けた基本的な考え方の中にもありましたけれども、保健、福祉、医療サービス、こういったところはマンパワーの必要性を感じていると、こういうことを示されておりましたので、ぜひこういったところに、やっぱり社会福祉士がおられたほうがいいと思いますし、それで、今、何といっても介護保険の主幹がセンター長と兼務しているというところがどうも私はこれからの高齢化時代に向けてちょっと、この兼務になっている状態を解くことはできないかと、こういうふうに考えるのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　２番村上議員の地域包括支援センターの充実についての御質問にお答えさせていただきますが、現在、主幹とセンター長については、兼任発令という体制をとっております。

それと、社会福祉士の配置等についてのお話がございましたが、原則的に、私、現場にもお話しさせていただいていますけれども、例えば社会福祉士に限って申し上げますと、社会福祉士でなければ担えない業務等があるとすれば、それはやはり、理由のいかんを問わず配置の必要性はあると思いますが、社会福祉士という資格があるないにかかわらず、求められる業務が満たせられるとすれば、それは全体の職員の配置の中で工夫が可能かなというふうに思っております。

しかし、かといって、当然、社会福祉士となりますと、その道のエキスパートですから、これからの高齢化社会等を見据えた中で、当町の実態として、そういう資格者が存在することが介護の充実等に恒久的につながるとすれば、それはもう、十分検討してまいらなければならないと考えております。

また一方では、職員の定数とのかかわりもありまして、今ここで配置させていただくというような答えになかなか結びつきませんが、しかし、議員御指摘のとおり、これからの時代に向けての地域包括支援センターの体制を強化していくということについては全く異存がございませんので、上富良野町としてどういう仕組みの整備ができるか、さらに検討させていただきたいと思いますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（西村昭教君）　２番村上和子君。

○２番（村上和子君）　ここについて、そういう事態が起きればということですけれども、それは間もなくやってくるだろうと、こういうふうに思っております。

それで、介護予防支援に関する研修だとか運営協議会なんかはどのようにやられているのでしょうか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（西村昭教君）　保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（岡崎光良君）　運営協議会のことについての御質問であります。

介護保険の運営協議会、それから地域包括支援センター運営協議会におきましては、町が委員を委嘱いたしまして、その業務の進行状況であるとか現状の把握等に協議をいただいているところであります。

また、日常予防にかかわります研修会などについても広く推進をしていく状況に今、準備を進めておりまして、一部実施をしている動きもあります。

以上であります。

○議長（西村昭教君）　２番村上和子君。

○２番（村上和子君）　今度、５年後ぐらいには７５歳以上はかなりふえるということで、自分でサービスの利用を決められないとか、昔と全然変わってきている状態もありますし、それから、自己決定ができない人の支援、いろいろなものがなかなか、そういった状況もどんどん生まれてきておりますので、ぜひ充実に向けてやっていただきたいと思います。よろしくお願いしたいと思います。

それでは、４項目めの学力テストの結果分析でございますけれども、昨年より中学校は全国平均を大きく上回ったということで、大変喜ばしいことだと考えております。また、後、結果報告されるところもいい成績であればと、こう思っておりますけれども、これ、費用というのは幾らかかるのでしょうか。今後も実施するということでございますけれども、それらについてはどうなのでしょうか。

それから、解決を、昨年の結果を踏まえて分析されて、それでいろいろな向上プランをつくられたのもこの効果につながったのかなと思いますけれども、評価いたしますけれども、少し気がかりな点は、長期休業中の生徒、これは何人ぐらいおられるのか、こういった方は今回の学力テストを受けることができたのかどうか、そのようなところもちょっと気になるものですから、お尋ねしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（西村昭教君）　教育長、答弁。

○教育長（北川雅一君）　２番村上議員の御質問にお答えをいたします。

費用的なものはちょっと、道費なものですから、どのぐらいという把握はしてございません。町の単費ではございませんので、道費で対応していただくということで、実は金額的に知り得ておりませんので、御承知いただきたいと思います。

これからいろいろと評価がかかってくるわけでございますけれども、今現在、１校、上富良野中学校につきましては、やはり学年ごとの波が実はあるような、学力的に波があるような状況でございます。それをなるべく、その波を小さくするために対応していきたいということで、また家庭学習、それから長期学習、いろいろ、その学校に応じての対応の仕方で進んでございます。その中で、議員御質問の授業中、それから放課後という形で、それぞれ学校の取り組みも違いますけれども、全体的に何人という人員は把握してございませんけれども、ある程度、みずからその学力、下位層といいますか、中間層から下位層に向かっての子供たちについては、一応呼びかけをしながら指導をしていくという形をとっていきたいということで、学校の実情をお聞きしてございます。

当然、この評価に基づいて、また改めて課題等も実は浮き彫りにされている部分もございます。その基礎的なものについてはございませんけれども、活用的なものでも若干やはり課題を残した部分、この辺についてもやはり進めていかなければならないというような状況で進めてございますので、間違いなくその学校の特徴が加わる、やっぱり学力の内容によって対応していくという形で、教育委員会といたしましても一つの例を挙げながら各学校に指導をしていっているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君）　２番村上和子君。

○２番（村上和子君）　費用というのはわからないのでしょうか。学力テストをするのにかかる費用、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君）　教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（服部久和君）　２番村上議員の御質問にお答えいたします。

費用につきましては、テストの印刷代、そしてその分析にかかわる経費が想定されるわけでございますけれども、抽出については国が全額見ておりますし、道のほうの負担で行っているものも、道がすべて経費を見ておりまして、その額が幾らかという部分は、資料として本日持ち合わせておりませんので、現段階ではちょっとお答えできない、わかっていないということでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君）　２番村上和子君。

○２番（村上和子君）　そういうことであれば、何年かに１回でいいのではないかというようなところもあるようですけれども、それはそれぞれ、そのとらえ方があると思います。今後においては毎年やっていこうと思ってらっしゃるということでございます。

そういうことであれば、それでいいかと思いますけれども、長期休業中の方が、学習サポートをしているのだということなのですけれども、この方が何人かおられるということをちょっと聞きまして、学習のサポートとはどのような方法で、担任の先生が、教科のあれがあれなのでしょうか、ちょっと、今、休業している人が結構いるのだというようなことを聞いて、ちょっとそこが心配なのですけれども、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君）　教育長、答弁。

○教育長（北川雅一君）　２番村上議員の御質問にお答えいたします。

一応、休業中というお話ですけれども、我々は長期休業中という、要するに夏休み期間中、冬休み期間中に、その対象になる子供たち、みずから手を上げていただくわけなのですけれども、その子供たちにサポート体制をしていくと。それは当然、教科によってさまざま出てくるかと思います。苦手な教科もあるかと思いますけれども、そういう教科を今現在いる先生方がサポートするという形で対応していくという形で進んでいる状況でございます。今、中学校につきましては２校とも、休業中については補充的な学習サポートという形で進んでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君）　村上和子君。

○２番（村上和子君）　長期休業中というのは夏休みのことをとらえているのですか。そうではなくて、何か休んでいる子供さんがいるのではないですか。受けられなかった方はいらっしゃらないのですか。そこをちょっとお尋ねしたいのですけれども。

○議長（西村昭教君）　教育長。

○教育長（北川雅一君）　今のお話の段階の中では学力テストに向かってのサポートシステムということで私たちのお答えをしているわけでございまして、今、村上議員が言われているように、そういう部分含めてのサポート体制というのは、当然、学校に出てくればそういう形の動き方、保健室登校だとかいろいろございますけれども、その中での対応は、実際はしている状況でございます。

そういうことで、御質問の内容ではないのでしょうか。

○議長（西村昭教君）　以上をもちまして、２番村上和子君の一般質問を終了いたします。

次に、６番今村辰義君の発言を許します。

○６番（今村辰義君）　私は、さきに通告してあります２項目について質問させていただきます。

まず、１項目めでありますけれども、異常気象による農業被害の救済をであります。

異常気象が地球規模で近年多発しておりますが、昨年の冷湿害、ことしの記録的な豪雨、異常高温と、高温多雨という言葉もございます。そういったものが全国的に蔓延しておりまして、全国的な異常気象となっております。我が国の農業関係も重大な被害を被っております。自然を相手にする農業経営の安定に重大な障害となっている状況であり、我が町も決して例外ではありません。これはもう、町長、重々おわかりのことであります。この異常気象などによる農業被害の救済についての町長の考えをお伺いいたします。

２項目めでありますけれども、マイマイガなどの害虫対策をであります。

ことしもマイマイガが多発し、町民は幼虫の駆除から始まってマイマイガに悩まされ、怒りすら覚えている方もございました。線路から東側の旧国道沿いから神社前までの経路においても、マイマイガに悩まされた住民が個々に、あるいは町内会で街路灯の交換をいたしました。ただ、一部元の白銀灯のままで、景観が損なわれていると思っております。観光の町としていかがなものかと考えますが、どうでしょうか。

次に、街路灯の交換経費は自己負担や町内会負担でやったわけでありますが、さかのぼって町で助成する考えはないでしょうか。

また、マイマイガは終息に向かっているという情報も聞きますが、新たにといいますか、もう新聞報道によると何年も前から、クスサンというもっと大きなガが大量発生している。富良野市も非常にすごいですね。このクスサン等に対する来年以降の発生予想と、その町の対応はいかがでしょうか。

以上３点について町長にお伺いいたします。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　６番今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、１項目めの異常気象による農業被害の救済に関する御質問にお答えさせていただきます。

さきの行政報告でも申し上げましたとおり、本年の異常気象による農業被害は甚大になるものと認識をしているところであります。

昨年も冷湿害によってかなりの農作物被害が出たことから、被害の大きかった農業者を対象に、資金面での対応を図らせていただいたところですが、本年の被害状況は昨年の比にならないほど甚大なものと思われ、昨年とあわせて２年連続して被害に遭われている農業者も少なくないと考えられることから、今後の営農に対する不安感が高まってくることが懸念されます。

今後、本格的な収穫期を迎え、被害の実態が明らかになってくると思われ、農協など関係機関と連携を密にして被害農業者への対応等について準備を進めているところであります。

また、本年は農作物以外にたび重なる集中豪雨に見舞われたことから、農地の洗掘やのり面の崩壊など農地被害も町内全域で発生いたしました。

これらにつきましても、農道整備事業など現行の事業で対応可能なものにつきましては、その対応を図ってきたところですが、今後におきましては、農地保全の観点からも、災害復旧について、国や北海道に対し対応を図っていただくよう要望を行ってまいります。

さらに、２年連続で湿害による被害も多く見られることから、基盤整備等の農地の条件整備を行うことが喫緊の課題であると考えておりまして、農業者の皆様とともに、基盤整備の必要性、予算の拡大について、強く国などの関係方面に向けて働きかけ、早期の着工、完成による強い生産基盤づくりを進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、２項目めのマイマイガなどの害虫対策に関する３点の御質問にお答えさせていただきます。

１点目の町内会で行われている街路灯の交換に伴い、一部景観が損なわれていることについてでありますが、観光の町として、街路灯が同一で景観が統一されていることは大変望ましいと思われますが、街路灯は町内会などで設置管理されておりまして、景観を目的に設置されておらないことから、色の違いは設置される道路や周辺の住宅事情等によるもので、町が強制的に統一することとはしておらないことから、町が実施している街路灯整備事業につきましては、ナトリウム灯を使用することで統一を図っているところでございます。

次に、２点目の自己負担で交換した経費について、さかのぼって町で助成する考えはないかとの点についてですが、現行の生活灯の補助金制度上、消耗品である電灯の交換は補助対象に含めていないことから、設置者に負担をしていただいているところであります。今後におきましても同様に対応することとしており、自己負担をお願いするものであります。したがいまして、電球交換にかかわる経費をさかのぼって町で助成する考えはございませんので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、３点目のクスサンが大発生しており、来年度以降の発生予想と町の対応についてでありますが、文献によりますと、クスサンはクスノキに発生する害虫で、灰褐色から赤褐色の羽を広げた長さ１０センチほどにも及ぶヤママユガ科のガで、８月下旬ごろから羽化し、夜になると街路灯などに群れ飛

び回り、毒性はなく、１週間くらいで死ぬと言われております。この近郊では４年くらい前から富良野市、中富良野町でも大量発生をしております。

町の対応といたしましては、特に生活安全上の被害も報告されていない状況から、現在のところ駆除対策についての助成策等を講じることは考えてございませんが、来年度の大量発生防止に有効とされる卵の除去などにより自己防衛に取り組んでいただくことを基本といたしまして、既に幼虫の駆除につきまして、防災無線を通じて町民の皆様に情報提供を行い、御協力をお願いしているところでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君）　再質問ございますか。

６番今村辰義君。

○６番（今村辰義君）　まず、１項目めの異常気象による農業被害の救済をから伺っていきます。

農業をやられて４０年、熟知たる考え方をたくさん持っておられる町長に聞くのも、大砲を撃ってきた人間としては非常におこがましいところがあるのですけれども、お伺いしたいというふうに思います。

町長は、前の選挙、あるいは議員のときの選挙等からも、農家が元気がなければ町はだめなのだということを言われておりますよね。また、ほかの農家出身の議員も言われている方もおります。まさしく私もそう思います。農家に少しでもやはり元気を与えなければいけないだろうというふうに思っています。そうすることによってまた、町の商工業に対して、買い物だとか、あるいは飲酒だとかいろいろあると思いますけれども、町も元気になってくるということだろうと思いますけれども、まさしく農家に元気を与える方策をいろいろ考えていただきたいと。若干わからないところがあるから、具体的なことをちょっと質問していきたいなと思っております。

また、町長はよく戦略的という言葉を使われますよね。まさしく、これは戦に勝つための話でありますけれども、農家を元気にするための戦略というふうに考えると、やはり、農家を元気にするために、総合的、あるいは長期的な手段及び方法であろうというふうに思います。長期的、要するに継続性も必要であろというふうに私は思っています。

そういったところから、大体、町長が言われたのは、三つの項目に分けて答えていただいたと思います。一つは農作物被害への対応について、二つ目は農地被害の復旧について、三つ目は農業基盤の整備の国等への働きかけについてであろうと思います。

それで、まず一つ目からでありますけれども、農作物の被害の対応、これは先般、富良野農協等で実施した被害の実態調査ぐらいしか資料が私は持っていないのですけれども、まだこれから収穫するわけですから実態ははっきり出ていないと思います。そこの中でのお伺いなのですけれども、１項目めでありますけれども、被害状況は、昨年は冷湿害、そのときは資金面での対応を図ったと。これは利子補給だと思います。そうでしたよね。ことしはもう、昨年の比にならないような甚大なものであるということであります。利子補給も考えられておると思いますが、農協など関係機関と連携を密にして、農業者への対応等について準備を進めていると、もうやっておられると。町長も一生懸命やろうとしているのも、あらゆる角度から入ってきております。それで、この対応等を、具体的にどういうことをなさろうとしているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　６番今村議員の今年度の農業被害に関します対応についての御質問にお答えさせていただきます。

被害の状況につきましては、もうそれぞれ報道もなされておりますし、特に私の知る範囲では、全国的にはほぼ平年に近いものが、その地域によって、豪雨等の被害を受けられたところは別といたしまして、作況的には、特に水稲が、主に日々、農業に関する報道の中に出てまいりますけれども、ほぼ平年に近いものが確保されるのかなというふうな状況の中で、とりわけ北海道、しかもこの上川管内を中心とした地域が、水稲については影響を大きく受けているのではないかなと。

その要因といたしましてはやはり、高温多雨に伴います病害の発生等が上げられます。それにも増して、ことし大きな被害が想定されておりますのは、議会の皆さん方もごらんになっていただきましたように、畑作物の被害は、これはもう、私も経験したことのないような大きな被害をことしは想定しております。

そういったことから、被害の救済につきましては、もう既に、異例でございますが、過般、富良野農協の常勤によりますことしの対応について要望も受けておりまして、当事者といたしましては相当の危機感も持っているようでございます。

それで、去年は資金の利子補給等を対応させていただきましたけれども、ことしの具体策につきましては、既に制度資金等におきましてはほとんど無利子の融資も今現在されているような状況でございまして、利子補給によるインパクトがどの程度あるのか見きわめた上、さらに、実際、実効のある対応がほかにないかということを、これはやはり農協あたりから十分情報をいただく方法しかありませんが、

そのようなことも含めて、去年とはまた一歩違った対応もことしは必要かなというふうに考えているところです。

○議長（西村昭教君）　６番今村辰義君。

○６番（今村辰義君）　本当に無利子での提供も考えていると。それと、野菜が非常に、今まで見たことのないような被害に遭っていると。聞くところによると、露地物、これはもうほとんど、共済にも入れないし、入れるものも入っている率が低いですよね。こういったところをどのように救済していくのかというところについて、要するに共済には入っていない、あるいはもう全然、全く湿害で何もとれなかったというふうな大変なところもあるわけです。この間も行政調査で行って、ありましたね。そういったものについて、だれかが何か救済しないとだめなのです。

これで２年連続で湿害にやられているわけです。１年やられて我慢できる。２年というのは、２倍ではないですね。私は２乗、３乗だと思うのです、その苦しみは。そこについて、ひとつお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　６番今村議員の農業被害についての御質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、２年続けてということの重みは、これはもう私もおっしゃるとおりだと思っております。２倍ということではなくて、相乗的にその被害は重なってきていると思います。

私、一番やはり危惧しているのは、営農に対する、いろいろ、経済的なことも、それは大きなファクターでございますけれども、やはり精神的に営農意欲をそがれるということをやはり一番心配しております。そのためには、そういう営農意欲をそがれないような早目の対応を農業者に示すことがやはり大事ではないかなというふうに考えております。

具体的に、きょう、どういう対応策を用意しているかということでお答えできる材料は持ち合わせておりませんけれども、いずれにいたしましても、農協等の関係機関からさまざまな情報をまたこれからいただきまして、収穫の実態もこれからつかんでいきますので、特に共済制度で補てんされない部分も明らかになってきますので、被害額も明らかになってきた段階で、さらに個別に、作型によっていろいろ被害の受け方は違いますので、さらに詳細に分析した上で、営農意欲をそがないで済むような対応を講じるように努力してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君）　６番今村辰義君。

○６番（今村辰義君）　農作物の被害の対応ということについても、今、お伺いいたしましたけれども、今後の実態把握からまたいろいろ具体策が出てくるというお話でございますので、ひとつよろしくお願いしたいというふうに思います。

２項目めは農地被害の復旧、これはもう、農道の整備事業などでやっていると言われました。先ほどの全員委員会でも先日の中山間地事業が始まると。ことしは測量から始まりますから、どこら辺まで進んで、来年以降になるのかなという感じがしますけれども、これの上富良野版の案にも中山間地の案ということで、そういった整備をやっていく項目がございますね。新たな事業等のものでも第一策を講じてほしいというふうに思います。

この中山間事業がもし軌道に乗れば、やっぱりこれでも整備はできるのでしょうか。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　６番今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

ただいま中山間地事業のお話で、それらによってもこういう農業被害が対応できるのかというお尋ねでございますが、まさしく中山間地事業でそういった、例えば農道を整備するとか、自分たちの圃場の周りの排水路を整備するとか、用水路を整備するとか、そういうことは十分可能でございますので、そういった対応をこの中山間地事業によって大いに取り込んでいけるメニューに入っておりますので、活用できると思っております。

○議長（西村昭教君）　６番今村辰義君。

○６番（今村辰義君）　わかりました。

三つ言われたものの三つ目でありますけれども、農業基盤整備の国への働きかけということでございます。

何といいますか、農家の人たちと一緒になって国に働きかけるというお話はございましたけれども、町独自に設備等をやる考えはないのかどうか、お話を伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　６番今村議員の基盤整備に関する御質問だと思いますが、実は、これは町単独で、町の事業として取り組むということになりますと、非常にその事業等が高額な事業になりますので、それは非常にハードルが高い事業となります。

ことしの農業被害の大きな特徴といたしまして、多雨による湿害、これはもう非常に大きな影響を受けております。とりわけ野菜類につきましては、ほとんど収穫ができないと、収穫皆無のような圃場もございまして、これは、圃場の基盤が整備されていることによって排水性が十分確保されておればかなり軽減できるというような、そういう改善の余地を

残しております。

しかしながら、政権が交代しましてから、農業農村整備事業という、要するに基盤整備事業にかかわります国の予算措置が大きく減額されまして、北海道においても方々で、上富良野でも東中地区において手を上げておりますけれども、そういった事業の推進に大きなおくれを今来している状況にございまして、非常に多額な事業費を要することから、国なり北海道に対しまして、事業費が十分確保できるような、そういう働きかけを受益者とともども、生産者とともどもに声を上げて、早期の実現を図れるように努力してまいりたいと、そういうように今考えておるところでございます。

○議長（西村昭教君）　６番今村辰義君。

○６番（今村辰義君）　まだこの話は続くのですけれども、町独自の土地改良事業は考えられないかというお話でございますけれども、大雨でも被害にほとんど遭っていない農家もあるわけです。やはりこれは土地改良事業、暗渠とかを入れて、そういったところは被害があっても少ないと、そういった実態は町の、該当するような農家の方々はもうわかっておられるわけで、苦しいけれども収穫が終わって、ことしの秋から来年の春にかけて暗渠を入れようと、あるいは心土破砕等をやろうと、いろいろ考えておられる農家はあるわけです。しかし、農家独自では、これはやっぱり多額でありますからできない。そこをやはり町が一部でもいいからやっぱり補助をするということが大事だと思うのですよね。

国とか道に働きかけてやると。これが、しかしおくれるかもしれないですよね、既設にやっているところにまだお金が出ていないところもあるのですから。政権がかわってから、たしか４５％減りましたよね。ことしの概算要求で１６％ふやそうとしているのですかね。しかし、もう分母が違うプラス１６％。そんなにふえないと思うのです。だから、ここはそういう国の施策を待つことなく、やはり町の独自の事業、今までは農協が主体となって、町がそこに追随していって、制度に乗っかっていくというようなこともあったと思いますけれども、農家出身の町長にかわられまして、ぜひここは真剣にやっていただきたいなと。

ことしやれば元気が出ると思うのですよね。やはり元気がないとだめなのです。特に若い人たち、後継者、このやっぱり意欲をしんしゃくしなければいけない。意欲を持たせなければいけない。やる気がかかっているわけです。ここを何とか食いとめるということがやっぱり、ぜひ大事だと思うのです。だから、町独自の事業も考えて、ぜひやっていただきたいというふうに思っているのですが、もう一度答弁をお願いします。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　６番今村議員の農業に関する御質問にお答えさせていただきます。

町独自と申しましょうか、かつて農協が取り組みしました小規模の土地改良事業について、町が支援をしていただいたと、そういう経過もありました。

実は、先ほど申し上げましたけれども、かつて農協が何年か継続的にそういう小規模土地改良について事業化していた経過もございます。今中断しておりますが、先般、常勤が要望に訪れた際に、小規模土地改良事業を再開したいというようなお話もされておりましたので、そういう事業が具体化してきました段階におきましては、町もそれらについて十分なお手伝いができるように組み立てを考えてまいりたいと思いますので、そして今村議員がおっしゃっていただきましたが、とにかく後継者が希望を持って営農を続けられるようなことに資するような施策を講じてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（西村昭教君）　６番今村辰義君。

○６番（今村辰義君）　なぜこういうことを申し上げているかといいますと、第６次の上富良野農業振興計画、御存じだと思いますけれども、ここにこのようにうたわれております。基本方針で農業生産基盤の整備を掲げていますよね。具体的な取り組みでは、生産性の高い農業経営基盤の確立の項で、小規模土地改良事業などの支援（暗渠、心土破砕など）が計画されているわけです。この小規模土地改良事業などの支援というふうにうたわれております。だから、町もそういったものを考えておられるわけです。ぜひこれを実行してほしいし、このつくったものを思い出してほしいです。もう一度ここにフィードバックしてほしいと思っておるのですが、いかがでしょうか。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　６番今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

小規模土地改良事業の必要性は私も十二分に認識しておりますし、そういう事業が継続的に行われることが町の農業基盤の強化につながるということは、もう申すまでもございません。ただ、町が事業主体となって小規模の土地改良事業を取り組むということになりますと、非常にまた、そういう技術さんもいないことから、やはり農協等と、関係機関と一体となって、あるいは土地改良区等と一体となって行われる事業については町が積極的に支援してまいると、そういうことはすぐにでもできるわけでございまして、そういう関係機関に提案を、町のほう

からです、そういうことに取り組みましょうということは発信していきますので、意を持って取り組んでまいりたいと思いますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君）　６番今村辰義君。

○６番（今村辰義君）　わかりました。

先ほど中山間事業と言いまして、上富良野町案、先般配っていただいた資料です。これの上富良野町の営農推進協議会という項目のところに、先ほどの道路等に対しては農地災害復旧事業というものを計画しておりますね。そして、ずっと下がってくれば小規模圃場整備助成ということで、暗渠とか、整地とか、心土破砕とか、土地改良材の投入等も計画されておりますよね。先ほども言いましたように、多分、これが軌道に乗るのは、ことし測量をやりますから来年以降になるのかなと私は踏んでおります。だからこそ、ことしなのです。ことしの秋から来年の春にかけて個々にやろうとしているところに、ぜひ支援してほしいというところであります。

私の最初の答弁ではなくて、私がもう一つ思っていたのはどういうことかといいますと、経費補償はできないかということであります。一昨年ですか、要するに燃料が高騰した、あるいは肥料が高騰したということで助成がありましたよね。では、ことしはどうかというと、やはりどちらも高値で安定しているわけです。もう、三、四年前に比べたら非常に高いわけです。安定している、こういうところを安心してはいけないです。非常に高いところで安定しているわけです。やはり異常気象で２年間やられて、ことしはダブルパンチでやられて大変なところに、こういった項目で経費補償すると非常に助かると思うのですが、町独自の経費補償という考えはございませんでしょうか。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　６番今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

そういったコストに対する直接的な支援ということになりますと、これはなかなかハードルが高いのかなという思いを持っております。しかしながら、私が見聞きしている中では、例えば翌年の種子代の一部を助成するとか、そういったことは過去にも講じていただいたような、私も記憶も持っております。

そういう生産資材等の高騰対策については、国あるいは経済活動を行っております農協、そういったところが取り組むことが一般的であろうかなと思います。町で対応できることといたしましては、種子代の助成だとか、そういったことは対応可能かなと思いますが、直接的なコストについての応援は大変難しいかなというふうに理解しております。

○議長（西村昭教君）　６番今村辰義君。

○６番（今村辰義君）　これも先般の総務産建常任委員会、あるいは全員協議会で、補正予算の件で予備費、余剰金をすべて予備費に投入した、その説明理由といたしまして、世界経済の動向によって油が高騰する可能性がある、だから予備費に充当するという理由もございましたよね。または除雪対策とか、台風シーズンになり、また雨が降る危険性があるからという話もございました。世界経済のお話で燃料が高騰するのを予測して予備費に充当しているという考え方が、これはあしたの話で、まだ通るか通らないかわからないところもあるのですけれども、そういう説明はございました。ということは、町独自のそういった対策も講じていると。先ほど種子のお話が出ていましたけれども、そういった予備費のお話も思い出されて、もう一度答弁をお願いしたいなというふうに思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　６番今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

町の予算の上でのそういう予備費を充当しての対応等の可能性についてのお尋ねでございますが、予備費についての考え方は、予算の説明の中でも説明させていただいてきておりますが、これはまたちょっと、燃料の高騰等につきましても、これは公共施設等におけることを指しているわけでございまして、そういう、今、農家の救済策に対してというような、そういうことを念頭にはなかなか置きづらい状況でございまして、これはまたちょっと別な角度で御理解いただきたいと思いますが、いずれにいたしましても、町が対応でき得ることを整理いたしまして、農業者に対しまして、営農意欲が失われないような総合的なことをどうやって組み立てられるかということを検討してまいりたいと思いますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君）　６番今村辰義君。

○６番（今村辰義君）　わかりました。

では、２項目めのマイマイガなどの害虫対策というところに入っていきたいというふうに思います。

町長答弁の中で、街路灯など景観を目的に設置されていない、１種、２種があるのですね。今、１種が多分、街路灯に相当するだろうと。２種はその他の、路地とか、細いところにあるものですよね。どちらも生活灯であり、あるいは１種の目的は商業の振興だとか、あるいは交通安全、あるいは防犯、これは２種も、交通安全と防犯は同じ目的がございますよね。そういった目的でもって街路灯は設置されていると。

これは町内会等が持っているというところも非常に問題点があると思うのですけれども、だからどうしようもないのだと、知らないのだというのではなくて、だからそういう目的があって、ここにやっていますけれども、結果、景観を損ねているのは、これは間違いのない事実なのです。景観条例というのが現にあるではありませんか。新しくまた景観条例を改定しまして、また計画もつくっていくということでありますけれども、その計画の案にでも、やっぱり市街地は景観の一貫性がなければいけないのだと、あるいは周囲との調和がないといけないというような項目がございますね。そういったものから考えると、やはり、景観を阻害しているところは、やはり町で指導するべきだというふうに思います。

もう一つ、その観点は、町の最高規範と言われている基本条例があるではないですか。基本条例にうたわれていますよね、自助とか公助とか。その３項目の公助にまさしく該当すると思うのです。個人でできない場合、あるいは地域でできない場合。そうしたら町が介入していくのだというところがございますけれども、まさしく、一番最初に質問しました線路から東の旧道、あそこは、向こう側は宮町ですし、こちらは大町です。もっと向こうに行ったら南町もあります。３町内会がそろっているわけです。だから、それぞれに任せておけば、やるところもあるしやらないところもあるわけです。だから、こここそ最高規範である基本条例にのっとってでも町が入っていって指導するべきではないかというふうに私は思っているのですが、いかがでしょうか。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　６番今村議員の街路灯に関します御質問にお答えさせていただきます。

当然、議員御意見のように、街路灯も、それぞれ街路によって色、形等が統一されていることは、これは景観上は望ましいことは、もう申すまでもございません。しかし、他方、それがゆえに、やはりすべて公費をもってそれを整える優先度が、果たしてそこまで達しているのか、あるいは他の地域等の、当然、公平性も保たれるのか、そういったことを、さらに町の予算上、そこまで十分に、皆さん方の期待にこたえられるだけの予算措置が可能かどうかといったようなことを総合的にやっぱり町といたしましては勘案して、決断をしているところでございまして、景観上から申し上げますと、理想といたしましては整っていることがふさわしいことは、これは当然、申すまでもございません。しかしながら、街灯につきましては、それぞれ町内会で負担していただくということが大原則になっておりますので、それぞれ地域の事情に応じて交換をされることに対しまして、町がそれを統一することはできませんので、現在、皆さんの自主性にお任せしていると。

また、自治基本条例のお話もされておりましたけれども、広い意味での解釈をすれば当然、今村議員がおっしゃったような解釈も成り立つかと思いますけれども、しかし、個々の、それぞれの日常の課題解決につきましては、それはやはり、それのみならず、大きな意味ではそういうことは反映されていっていいかと思いますけれども、しかし、現実の課題解決に当たっては、もう少しきめ細やかな、個々の事情によっての対応が一方では必要でございますので、その辺は御理解を賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君）　６番今村辰義君。

○６番（今村辰義君）　なかなか、予算の関係もあって大変だと思います。

ただ、西側のほう、ことしも多田商店の向こうから変えましたね。非常に不公平感があります。だから、そういった町独自の街路灯整備事業、ナトリウムで使用することを統一してやっているということでありますけれども、いつごろこちらに来るのか、あるいは今後の整備事業はどうなっているのか、それもお聞きしたいし、別に街路灯といって旧道のところだけを申し上げているわけではないのです。

非常に私がこれ、独自で交換している、あるいは、その一番根っこにあるもとは、マイマイガだとかクスサンのガなのです。非常に乱舞していて、朝になったら死骸がいっぱい落ちていると、それをカラスが食べに来るということです。まだ交通安全上、事故は起きていないかもしれませんけれども、事故が起きてから対策をとるというのもまたどうかなというふうに思いますね。どうかどころではなくて、事故が起きる前にやはり対策を講じなければいけない。講じてくれないから独自に直しているわけです。

もっと問題があるのは、あるのですよ。独自で交換したくない、しかし、ガがうるさい。消してしまうのですよね。これは非常に問題があるのではないですか。防犯灯も兼ねているでしょう、１種も２種も。消えているというのも景観上、もちろんまずい。しかし、どうしようもないから消すというところもあるのです。実際に夜回ったらわかりますよ。消している。余りこれ以上、もっとほかの情報も知っているのですけれども言いたくないです。防犯上の観点から、やはり町が介入する必要性というのは私はあると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　６番今村議員の街路灯に関しましての御質問にお答えさせていただきますが、もう既に議員御案内だと思いますが、町には約１，０００灯近い生活灯、街路灯がございます。それぞれ個々の町内会等でそれらの管理等を行っていただいておりますが、ガが寄ってきているという実態も私も知っておりますし、その防衛のために街灯を消灯するというようなことは、これは、私は町がそこに介入するということ以前に、その地域の皆さん方の思いが、確かにガが電気の周りを飛び回っている姿は、それは好ましいことではないことは私も理解できますけれども、それが、やはり地域の安全のための点灯を超えるだけの状況かどうかということは、それはもう、お住まいの皆さん方が判断していただくことが、私は最善だと考えております。それに町が消さないでくれ、いや、大変だから消すと。消さないのなら街灯をかえてくれと、そういう組み立ては非常に、協働のまちづくりからいって、大変胸の痛い、そこまで町が介入することが必ずしも私はいいことだというふうには理解できませんので、やはりこれは地域の皆さん方がそれぞれで価値観を共有して、どういう対応がとれるかということを知恵を出していただくことがまず根っこにあってほしいものだというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君）　６番今村辰義君。

○６番（今村辰義君）　では、この質問の項の三つ目です。来年度以降の対策という話なのですけれども、その前に、新聞報道ですけれども、富良野市は、９月に入ってからクスサンをどう処理したらいいのだというような苦情だとか情報を求める電話がもう、７０件以上あると。９月４日の新聞ですから、もっとふえていると思うのですけれども、あると思います。やはり上富は富良野の人口の半分とすれば、単純計算、３５件ぐらいあるのかなと。上富の問い合わせ等はどのぐらい、あるのかないのか、そこがわかれば教えていただきたいと思います。これが一つ。

やはり、人間の心理というものはやっぱり考えなければいけないと思うのです。全くもって町が今、情報提供をやるというお話ですよね。情報提供だけではなくて、例えば町内会の代表者、何名かずつ集めて、実際に卵はどのようにしたら処置できるのだよとか、やっぱり指導したらいいと思うのです。そしてそれを普及してもらうとか。あるいは、幼虫のときだけは殺虫剤というのですか、効くのですよね。だから、全部個人負担ではなくて、噴霧器等を例えば町が買うと、申しわけないけれどもこれしか買えないのだと。あとは個々で薬剤等は買ってくれとか、そういったことをやっていただけると、人間の心理としては、ああ、やってくれたのだなと思うと思うのですよね。全く情報提供だけやって、極端な見方をすれば、おれはもう知らないよと言っているのと同じなのです。決して町長はそういうお考えではないと思うのです。だから、何か少しでも手を打ったほうがいいと私は思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（西村昭教君）　町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（中田繁利君）　６番今村議員の御質問にお答えいたします。

役場への相談件数は、約１０件ぐらいであります。

それで、前回、マイマイガのときも、町の対応として、背負い式の消毒器などをお貸しいたしますというようなこともしておりましたけれども、このクスサンにつきましては、夜、外灯に群れ飛ぶというようなこともありまして、消毒する機械で駆除するというのはちょっと難しいのかなというようなことで、今、それぞれ電柱とかに卵を産みつけておりますので、その卵を除去していただくのが来年の発生防止かなと考えております。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　６番今村議員の御質問にお答えさせていただきますが、議員御質問の中で、駆除の仕方だとか、そういったことに対する、器具の用意等もお話がございましたけれども、まずどういうふうに、具体的にどういうところを見て、どういうふうに駆除すれば、どういう薬を用いてすれば効果的だと、そういうような情報の提供は、これは可能な気がいたしますので、それは実際、ことしはもう既にそういう時期は逸してしまったのかもしれませんけれども、今後、明年に向けて準備を整える中で、対応可能なものについては、そういう一歩踏み込んだ対応も検討させていただきたいと思いますので、御理解いただきたいと存じます。

○議長（西村昭教君）　以上をもちまして、６番今村辰義君の一般質問を終了いたします。

次に、７番一色美秀君の発言を許します。

○７番（一色美秀君）　さきに提出いたしました２項目について質問いたします。

まず１項目め、年末、１２月に向けてプレミアム商品券の発行を。

景気は依然として不況より脱せず、購買力の低下、さらに、地方に流出する消費に対し、地元での購入と商店の活性化のため、プレミアム商品券を発行すべきと考えますが、町長に見解をお伺いしたいと存じます。

続きまして、２項目め、ホップを上富良野町の

メーン特産物にしては。

我が町の花、ラベンダーは、全国的にどこにでもあり、富田ファームに独占されている現在、もはや町花としての存在価値はなくなってきております。それにかわる我が町の特産品として、ホップを主力として全国的に売り出すべきであると。そのメリットは３点ございます。

まず一つ、国産のホップは非常に希少価値があり、生産されているのは、上富良野を主としてわずかでございます。全国的にどこにもない生産物として主導権を得ることができる。

二つ目、ホップは、ビールの原材料としてはもとより、化粧品、医薬品として効用が大であり、まだ未開発でございます。

３点目、サッポロビール株式会社と町史的に長い取引があり、将来に向けて相互協力をすることができる。

今、生産農家は３軒だけでございます。１反当たりの収益は大きいが、生産効率は手間、暇がかかり非常に悪い。まして高齢化や後継者の少ない現状にあって、ことし限りで生産をやめる人も出てきております。過去に１２０件ほどあった一大生産地も、今や消え去ろうとしております。今こそ行政が救いの手を差し伸べ、将来の方向性を定め、生産農家に意欲を与え、さらに上富良野町の主たる農産物として全国に発信すべきチャンスであります。この点について、町長の見解をお伺いしたいと存じます。

よろしくお願いいたします。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　７番一色議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、１項目めのプレミアム商品券発行に関する御質問にお答えさせていただきます。

議員御承知のとおり、プレミアム商品券の発行につきましては、昨年度、地域の消費拡大と商工業の活性化、さらに町内消費者の町外流出防止のため、消費振興活性化事業により、４月と１２月に２回実施したところであります。

その成果につきましては、消費者の購買支援を図るとともに、町内小売店の売り上げ促進が図られ、商店街の振興、活性化に貢献できたものと商工会から報告を受けております。

しかしながら、地方経済はいまだに長期継続的な不況により明るい兆しが見えてこない状況にあります。農業においては、例年にない高温多雨による農作物の収穫は、昨年以上の減収が懸念されているところであります。

このようなことから、議員御質問のプレミアム商品券の発行につきましては、国の経済対策の状況、町の経済状況を見きわめながら、この事業が真に商店街の活性化に寄与するものでなければならないと考えていることから、本町の商工業の活性化に資するような事業展開になることを目指して、商工会を初め各関係団体の方々と十分な協議を進め、判断してまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、２項目めのホップを上富良野町のメーン特産物にしてはどうかとの御質問にお答えさせていただきます。

１点目に、御指摘のホップの生産につきましては、国内生産では東北地方を主に作付がなされておりまして、平成１９年度の国内生産状況は、栽培面積で２１４ヘクタール、生産量で４１５トンとなっております。そのうち北海道では面積で３ヘクタール、比率で申し上げますと１．４％、生産量で約７トン、比率で約１．７％となっておりまして、そのすべてが上富良野町となっております。

２点目のホップの活用例といたしましては、既に医薬品や化粧品を初め、健康食品、入浴剤、抗菌剤等に利用されている実態にあります。

３点目のサッポロビール株式会社との相互協力につきましては、本町ではホップのみならず、ビールの主原料となるビール大麦も多く生産しており、全量を契約によりサッポロビール株式会社に出荷している状況にあります。相互協力については、今後も継続をしていきたいと考えております。

生産者戸数につきましては、現在の生産者は３戸であり、そのうち１戸が本年限りでホップの生産をやめる予定でありますが、来年からは以前に生産していた方が再度生産する予定と聞いております。

また、生産効率につきましては、一般的に高収益を上げる農作物は手間暇がかかり、その手間が高収益を生む要因にもなっていることから、このことが生産農家の意欲を妨げる要因とは考えにくく、行政が何らかの手助けが必要なものとは考えておりません。

次に、国内主要４社におきますビールに使用するホップは約９０％が外国産に依存しており、国内産は約１０％しかない状況にあることから、国内での生産を高める実態にはない状況にございます。

このことから、道内でただ一つのホップの生産地として上富良野町をＰＲする材料としての活用は有効と考えられますが、上富良野町の主要特産物としての位置づけの発信効果は期待できないものと考えております。

○議長（西村昭教君）　再質問ございますか。

７番一色美秀君。

○７番（一色美秀君）　まず、１項目めのプレミア

ム商品券についてでございますが、我が町においても、雇用の増加が見られないで低所得の水準が続き、さらに、農作物の減収により大きく消費が落ち込んでおります。プレミアム商品券の発行により一般の皆さんの購買を刺激し、商店の活性化に向けてぜひ前向きに検討していただきたいと存じます。

さらに、お年寄りとか買い物に行くことができない方のために、福祉商品券も別枠で考えていただけないでしょうか。これは非常に難しい点も多々あろうかと存じますけれども、町長の考えはいかがなものか、お伺いしたいと存じます。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　７番一色議員のプレミアム商品券等に関する御質問にお答えさせていただきます。

プレミアム商品券につきましては、冒頭お答えさせていただきましたように、昨年度２回、実施させていただいております。その実施後の検証につきまして、商工会から御報告も受けております。その中身については、もう既に御案内だと思いますが、効果もあり、あるいは少し検討を要するというような分析も商工会でなさっているようでございます。

私といたしましては、プレミアム商品券の意義は十分理解をさせていただいております。しかし一方では、プレミアム商品券の発行が、これが恒常化することはどうかというようなことも念頭にございまして、まずプレミアム商品券を発行することによって、それがこれからの商店街の、特に小売店の活性化にしっかりと根づいて、役に立っていくというような足跡が見られることによって、それは私といたしましても十分に前向きに検討するに値するものだというふうに理解しております。

そこら辺につきまして、商工会とも情報交換、意見交換もこれからしようというようなことになっておりまして、そこらはこれから、時間をかけずに詰めていけることだというふうに理解しておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

また、課題の中で、福祉商品券というのは、今ちょっと私、どういう具体的なイメージをしていいのか、ちょっと、なかなか思いがめぐりませんが、プレミアム商品券につきましては、過去２回の行った経験から、やはり商工会会員の皆さんが、広くやはりそれを利活用できるような仕組みに、やはり工夫もしながら、毎回同じような対象商店が集約されるようなことでは、これもまた十分な効果も発揮できないことから、そういったことも、先ほど申し上げましたように、今後、工夫の中でいろいろ協議をさせていただいて、決断してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君）　７番一色美秀君。

○７番（一色美秀君）　その取り組みをぜひ進めていただきたい。町長の言われるとおり、本当の意味で正しく働くことに向けて機能していくような形で取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、２項目めのホップについて、関連質問でございます。

私は、我が町は第１次産業を柱に、地域再生に向けた取り組みをしなければならないと考えております。農業あっての商業であり、農業あっての工業であり、農業あってのサービス業であり観光であると考えております。官と民が一体となって、全国に類のない独自性を生み出し、開発、発展していかなければなりません。上富良野の風土の創造で地域から元気を、農・商・工連帯のまちづくりを、今、英知を傾けて発信しなければならないと確信しております。審議会に丸投げし、ゆだねたり、ただ要請があれば対応するだけでは何の進展もございません。具体的な取り組みも方策も得られていない今、町長としての心意気を聞かせていただきたいと存じます。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　７番一色議員の、ホップに関連いたしまして、上富良野の農業振興策についてのお尋ねかと思います。

議員お話しのように、まさしく、農業のみならず、商工業、観光業、それらが今、一体となってまちづくりに取り組むべきだということは、私も１００％同感でございます。そのためにどうしていくかということは、これは私に今、科せられている大きな課題でもございます。それにつきましては、以前から、私の持論でございますが、それぞれの現場に一番近いところで行政を行って、本当に生の、現場で御苦労されている皆さん方の声、意見を吸収して行政に反映させていく、それが何にもまして大きな大原則だというふうに考えておりまして、そういう私の基本的な考えに基づきまして、これから産業振興は、農業も含めまして取り組みをさせていただきたいというふうに考えております。

ホップにつきましては、現状が非常に特異な存在の作物でございまして、先ほどお答えいたしましたように、ホップを中心にしてというようなことはなかなか、これはまた視点が違いますので、農業全般についての活性化策については議員おっしゃるとおりでございますので、意を用いてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君）　７番一色美秀君。

○７番（一色美秀君）　先般、私たち議会広報の研

修で北見市を訪れました。かつて世界のハッカ市場の７割を制した北見ハッカは、第２次大戦で輸出がとまり、さらに、ナフサによる合成ハッカによりまして低価格に負け、昭和５８年、その歴史は幕を閉じました。

今、ハッカの歴史を見詰め直し、まちづくりのアイデンティティーとして記念館をつくり、ハッカの風薫るまちとして全国に発信しております。そのとき私は、上富良野のホップを思い起こしたわけでございます。

さらに、ゲリラ豪雨による被害調査と作況調査をいたした際に、豪雨による災害もさることながら、立ち枯れたビート畑、一度も収穫されることなくすべて腐ったカボチャ畑を目にしたとき、いかに天災とはいえ、農家の方の苦悩に胸が締めつけられる思いがいたしました。しかし、私ごときではどうすることもできない無力感に、やり場のない憤りを感じました。

農家の方に安定した経営はできないものだろうか。国内主要４社におけるビールに使用するホップは、９０％が外国産で、国内産は１０％しかありません。よって、国内での生産を高める実態にはないとの答弁でございましたけれども、私は全く逆発想でございます。国内での生産が少ないことこそ希少価値であり、上富良野でしか飲めない、日本一うまいビールを全国に向けて発信しようではありませんか。基本は、商業ベースだとか観光ベースではなく、あくまでも農家の方の生活が安定することが目的であります。

町長の答弁の中で、高収入を上げる農作物は手間暇がかかるものであり、行政が何らかの手助けが必要なものとは考えておりませんとのことでございましたけれども、これは余りにも先走った考えだろうと思います。収益があるのであれば、大いに助成して生産者をふやすべきであります。農家の方がよくなれば、商店がよくなり、町に活気が生まれ、町税として町に還元されているわけであります。サッポロビール株式会社との連携によりまして、収穫場と乾燥施設をつくり、手間暇がかかる農作業には、地元はもとより全国的に農業サポーターを集め、協力する体制をつくる。さらに、上富良野でのサッポロビール製造工場をつくって、全国に向けて上富良野産のビールをアピールする。現に、今現在、旅行会社では、ツアーの一環としてホップ農園の見学を企画し、上富良野に訪れております。

農業については全く素人の私でありますが、農業者としてのプロである町長の考えはいかがなものか。何かもっとよいアイデアがあれば、お聞かせ願いたいと存じます。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　７番一色議員のホップにかかわります御質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、国内におきますホップの消費動向につきまして、供給状況につきましては、先ほどお答えさせていただいているとおりでございます。非常に、北見のハッカの例も挙げておられましたが、ホップの国内の供給状況につきましては、年々、国内比率が低下してきております。上富良野にもホップの研究所がございますが、ここでは今、サッポロビールについて申し上げますと、そのほとんどを中国で生産するような方向にシフトしているというふうに聞いております。

そこで、中国で栽培に適するような品種開発をここでしているというふうに聞いているところでございまして、農家の奨励作物としての位置づけをしながらも、ホップの増産体制というのは、これは当然、契約栽培でもありまして、サッポロビールさん、あるいはビールの酒造メーカーさんが国内調達のウエートを高めるというような状況にない現実から、これはなかなか、現実の対応としては難しいというふうに考えております。

ただ、北海道で上富良野だけにホップが栽培されているということで、ホップの存在そのものの、観光スポットとしてのホップの棚の、あの景観と申しましょうか、ああいったものは、サッポロビールさんも既に、上富良野にそういうものがあるということを大いに宣伝にも利用しておりますので、そういう面ではサッポロビールさんと協調しながら、上富良野にホップがありますよというようなことには、これはこれからも継続して協調してまいりたいというふうに考えております。

また、それらから派生いたしまして、地ビール等が定着していくことも、これも望ましいことでございますが、いずれにいたしましても、第三者にその製造をゆだねるということになりますと、当然、商業ベースということは、やはり考えざるを得ない状況でございますので、現在、上富良野町として対応できる範疇といたしましては、サッポロビールさんと提携して、ホップもあるよと、ビール大麦もあるよと、そういうような観光面での力の注ぎ方には工夫の余地があるかと思いますが、振興作物としての位置づけは非常に難しいというふうな感じを持っているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君）　再質問ございますか。

７番一色美秀君。

○７番（一色美秀君）　現在、ホップは中国ではか

なりつくられているようでありますが、ほとんど日本のメーカーとしては中国産は利用されていないようでございます。ニュージーランドだとかアメリカ、カナダ、そういった方面が主に利用されているようでございます。

そういった意味ではなくて、私どもは、特にそれから観光面も、それは２次的なものでありまして、あくまでも上富良野の地元の特産品、それと、生産性を高める農家自身の力になりたい、その両面がもともとの基本線であろうかと思います。そういった面において、これからもこの問題を啓発して、いろいろな面で取り組んでいく価値があろうかと存じます。そういった面で御理解いただきたいと思います。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（西村昭教君）　以上をもちまして、７番一色美秀君の一般質問を終了いたします。

次に、１２番佐川典子君の発言を許します。

○１２番（佐川典子君）　さきに通告のとおり、３項目の質問をしたいと思います。答弁は、すべて町長でお願いいたします。

まず、１項目めに入りたいと思います。今後のブロードバンド事業の展開について伺いたいと思います。

時の流れは余りにも急速で、特にインターネットによる通信サービスの普及は、情報のみならず教育や文化、流通産業や農林水産業、観光産業、医療などあらゆるさまざまな産業形態に浸透しています。「高速で快適なインターネットを」ということで、中富良野町、富良野市、占冠村、南富良野町など整備に取り組んでおります。上富良野町として、どんどん進めてほしいところなのですが、今後のインターネットブロードバンド事業の充実について、どのように考えているのか伺いたいと思います。

次に、２項目めです。男女共同参画社会についてです。

男女共同参画社会基本法は、平成１１年６月２３日に制定されて、はや１０年が経過しております。激変する経済悪化や温暖化による社会環境の変化や核家族による子育ての孤立化、少子高齢化社会の到来、介護負担、賃金格差など、女性が社会に出ることへのさまざまな弊害は社会全体で取り組む問題で、自治基本条例で示した協働のまちづくりや第５次総合計画を目途とし、改めてこの基本法について考えるべきはざまに来ていると思われます。

基本理念第３条、第７条を踏まえ、我が町も地方公共団体として第９条に定めてあります地方公共団体としての責務を果たすべきだと思いますが、男女共同参画計画の策定状況はどのように考えているのか、町長に伺いたいと思います。

次、３項目めになります。禁煙希望者が町で保険適用を受けられるように。

百害あって一利なし、これは、喫煙に対する代名詞のような言葉です。現在、一般的に喫煙は、本人の意思や努力だけでは直すことができない困難な病気、ニコチン依存症としてとらえ、専門的な治療が必要とする考えに至っております。放置すれば重大な合併症を引き起こすなど、将来における医療費抑制の観点から、２００６年４月１日より禁煙治療に保険が適用されるようになりました。これを踏まえて、町立病院でも禁煙希望者が禁煙治療を受けられるように、また保険の適用がなされるように、病院体制の改善をする考えはないかということで伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１２番佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、１項目めの今後のブロードバンド事業の展開に関する御質問にお答えさせていただきます。

国では２０１５年度ころをめどに、すべての世帯でブロードバンドサービスを利用できる社会の実現に向け「光の道構想」を策定し、これに基づき、通信事業者や国、地方自治体などの関係者が連携して整備を推進することとなっております。

この構想では、ブロードバンド整備においては、民間主導の原則をもとに、民間投資のみでは整備が進みにくい条件不利地域等において、通信事業者、国、都道府県、市町村、地域住民等の関係者が連携して、それぞれ適切な役割を果たすことが必要であるとされております。

光ファイバーの整備方法につきましては、情報通信基盤の提供者として、通信事業者の率先したサービス展開を基本とし、市街地においては民間通信事業者による整備を推進しつつ、遠隔地などの条件不利地域においては、現在のところ町が国の補助施策等を活用して、行政と民間事業者が協働してインフラ整備を進めていくことが基本であると考えております。

議員御質問の今後のブロードバンド事業の展開についてですが、町が事業主体となって全町に対して光ファイバーを整備するには多額の財政投資が必要なことから、早期に整備することは財政的に困難な状況にあります。まず市街地を中心に、早期に整備を進めることを前提として、現在はＮＴＴ北海道と具体的な条件等を含めて協議を行っているところであります。

今後につきましては、町内の各団体で構成する誘

致協議会、仮称でございますが、これを設置していただき、光ファイバー整備の必要性、快適性等の周知を行った上で、多くの町民からの誘致に向けた要望書及び仮申込書の取りまとめを支援するなど、通信事業者に対する整備要望を行っていくための体制を整え、あわせて国や北海道に対して補助施策の充実についても要望してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、２項目めの男女共同参画社会に関する御質問にお答えいたします。

議員御質問の男女共同参画計画は現在、町においては作成されておりませんが、この計画の策定については、市町村においては設置義務の規定とはなっておりません。しかしながら、男女共同参画社会の実現は町民共有の思いであり、すべての町民の参画により男女共同のまちづくりが進められることを私も強く望むものであり、このような地域を築いていくために、町民の意識醸成や合意形成が大変重要なことと考えております。

町においての男女共同参画に関する取り組みにつきましては、平成２１年度からの上富良野町第５次総合計画の中において、男女共同参画社会づくりの推進を掲げて、国などとの連携を図る中で、男女共同参画意識の啓発や女性の学習の機会の充実、子育てや介護の支援の取り組みを積極的に進めているところであります。また、同年に施行した自治基本条例に基づき、住民参加のあり方についても幅広い議論がされており、今後におきましては、これらの動きと一体性を持ち、引き続き男女共同参画に関する施策を推進してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、３項目めの禁煙治療に関する御質問にお答えいたします。

喫煙が体に及ぼすさまざまな健康被害につきましては私も十分認識しておりますが、御質問の禁煙外来につきましては、平成１８年４月１日の診療報酬改定により、一定の基準として、病院の駐車場も含めた敷地内が禁煙であること、また、対象となる患者は基準以上の喫煙歴、これについては１日の喫煙本数と喫煙年数を乗じた値が２００以上あることなどを満たす患者に対しまして、禁煙治療のためのニコチン依存症管理料やニコチンパッチなどが保険の適用となりました。

禁煙外来の標準的な治療は、禁煙開始から約１２週間の期間で５回の診療を計画的に受けて実施するもので、禁煙治療の経験を有する医師が１名以上勤務していること、また、専任の看護師または準看護師を１名以上配置することなどの施設基準を満たすとともに、禁煙治療やカウンセリングなどの専門的知識が必要となります。富良野医療圏では富良野西病院が禁煙外来の施設基準を満たし、禁煙外来を実施しております。

町立病院が保険適用による禁煙外来を実施するには、常勤医の業務負担の過重や医療スタッフの確保や配置見直しなどの課題により、現在のところ禁煙外来の保険適用は実施しておりません。

今後につきましては、まずは現在の診療体制の維持に努めることを第一とし、禁煙外来につきましては、今後の患者の動向や施設基準、さらには常勤医の業務や医療スタッフの状況を見きわめながら、禁煙外来の保険適用について判断してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君）　再質問ございますか。

１２番佐川典子君。

○１２番（佐川典子君）　お答えをいただきましたが、まず第１項目めについて質問したいと思います。

まず、町民が気になっていることなのですけれども、なぜ上富良野だけがいまだに光回線になって高速インターネットの回線が入っていないのかと。それは町民が、結構多くの方が疑問に思っていることなので、それについてどういうことが考えられるのか、町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１２番佐川議員の、まずブロードバンドについての御質問の、なぜ上富良野がこういう状況なのかという御質問でございますが、私が知り得る範疇でのお答えになりますが、この通信事業者は、とりわけ採算的にペイをするかどうかということがまず第一義的に判断の材料とされているようでございまして、上富良野町におきましては、光ファイバーの設置をして、それを契約したいというような、一つの事業として成り立つパイが小さいということも一つの要因だというふうに聞いております。他方、富良野市等につきましては、一定程度そういったものを満たしているというような状況だというふうに聞いております。

特にそういう判断基準を、ＮＴＴにつきましてはハードルを高くして、確実に採算がとれるようなことが担保されなければなかなか踏み切れないというようなことを聞いているところでございます。

ほかの、佐川議員が御質問の中でありました他町村につきましては、国のＩＣＴ事業と事業の活用の中で取り組みをされるということで、これはまた通信事業者にとりましては、非常に収益が保証されると、工事費も直接、負担が軽減されるというようなことで、これもまた利益が一致しているということで、上富良野には残念ながらそういうような前提条

件が今のところ整っていないという状況かと私は理解しております。

○議長（西村昭教君）　１２番佐川典子君。

○１２番（佐川典子君）　ＮＴＴと具体的な条件も含めた中で協議をしているというお答えでしたけれども、その協議の内容等について伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１２番佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在のところ、私が担当から聞いております部分について申し上げますが、今、町が、誘致協議会等を設置することによって、市街地については一定程度、仮申込書を集約できるような見通しのもとで設置が可能だというような判断もあるようでございます。しかし、他方、遠隔地におきましては、これはもう非常に、かなり可能性が低いと。

お聞きいたしますと、大体町道を基準にいたしまして、町として事業者とお話ししながら、大づかみでございますが試算もしておりましたけれども、大体町道の延長は４００キロメートルございますが、そのうち市街地は距離が少のうございますので、１００キロ程度、通信事業者が自分で設置していただけるのかなというような推察をしております。

残り３００キロメートルを町独自が事業として取り組むと仮定すれば、おおむね１キロメートルを整備するのに３００万円から５００万円というふうにＮＴＴから示されております。中間をとりまして４００万円といたしましても、十二、三億円の町の新たな投資が必要だというふうに現在伺っておりますので、非常に、町が単独で取り組むということは、ハードルの高い事業かなということで、国や道に対して、これは公平に情報を共有できる仕組みのことですから、国の光の道構想もございますので、さらに遠隔地にも目を向けてほしいということはこれから発信してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君）　１２番佐川典子君。

○１２番（佐川典子君）　今お話しの内容だと、誘致による手法と、それと国の補助枠を利用した進め方と二通りのものが考えられると思うのです。中富良野とか富良野は誘致によるものを利用したということですよね。南富良野とか占冠というのは国の補助を利用したという、その両方を何か混同して上富良野で理解していたということはないですか。それをちょっと伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１２番佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

当町としましては、南富良野などで取り組んでおられるＩＣＴ事業によって光ファイバーも整備しようという、そういう前提に立った事業計画は当初から持ち合わせておりません。

南富良野町が今計画をしていることについては、私が聞き及んでいるところによりますと、国の交付金を除く部分につきましては、南富良野町については、多分、過疎債を適用しようとしているというふうに理解しておりますが、これについてはほぼ１００％近い交付税措置がされるということで、南富良野町にお聞きしますと、ほとんど手出しがないというような状況で整備ができるということで、上富良野町といたしまして、そういう財政的な仕組みが適用にならないということで、自費による事業整備ということしか想定できていない状況でございますので、そういう差があるということでございます。

○議長（西村昭教君）　１２番佐川典子君。

○１２番（佐川典子君）　今はそれでわかりました。

占冠村とか南富良野町は、総務省の２１年度の補助予算で現在進行しておりますけれども、総務省で２０１５年までに、先ほどおっしゃっていましたけれども、光の道構想という、原口大臣によりまして、全家庭に届くように光を進めると、そういうふうな目標を立てておりますが、上富良野で先に行われるのは、中心市街地というか、一部地域を前提に進めていくという構想というか気持ちでいるということで間違いないのか、そこを伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１２番佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

私といたしましては非常に、全町一円に整備できることが一番望ましいということは、もう不変でございますけれども、残念ながら、ＮＴＴにつきましては、全くの独占事業者でございまして、非常に採算性を最近追求しておりまして、商売にならないところは残念ながら、直接、国の仕組みが変われば別ですけれども、今のところ町としては、ＮＴＴから伺っておりますのは、町の中心市街地だけ、しかも相当程度の契約があるという前提だったら考えられるというような状況でございますので、町の中だけしか今は残念ながら対象にできないという実態でございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君）　１２番佐川典子君。

○１２番（佐川典子君）　町の中だけという、中心市街地というのは、大体どの辺を考えていらっしゃ

るのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１２番佐川議員の御質問にお答えさせていただきますが、お聞きいたしますと、市街地全域も含まれないようでございます。市街地の中でもさらに人口の密集したところで確実に採算がとれるというようなところでございますので、相当エリアは小さくなってくるのかなというような、まだ具体的に聞いておりませんので、今お答えできるのはその程度でございます。

○議長（西村昭教君）　１２番佐川典子君。

○１２番（佐川典子君）　今、検討中というお答えですけれども、この一連の動きに、先ほど誘致のほうで持っていくというお話を伺ったのですけれども、誘致協議会の設立、そして提案というのですか、ＮＴＴとの協議、それから、いろいろな町民に対する提案だとか説明、そして仮契約ですか、それに持っていくまで、そして、一部地域とおっしゃいましたけれども、その地域の確定をするだとか、そういった構築作業に大体どのぐらいの日数を考えているのか、それを伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君）　総務課長、答弁。

○総務課長（田中利幸君）　１２番佐川議員の御質問にお答えをいたします。

ＮＴＴと数回お会いして協議を進めてございますが、ＮＴＴのほうからは、自治体の熱い思いだけでは要望はお受けできないと。全道的に事例があるのは、商工会が窓口になって、自治体以外の団体が窓口になって、町民の方の要望、さらには仮申込書、これらを自治体の首長の要望書もあわせてつけて要望していただくことが一番、経営会議の中で優先順位が高くなるものですというふうに実は言われてございます。

そのエリアについても質問もいたしましたけれども、その要望書の中で、どの程度、上富良野町のエリアが要望の中にあるのかどうか、それも参酌しながら、そのエリアについては決めていきたいというふうに言われてございます。

町長から答弁のありましたように、町といたしましては、商工会を中心に、いろいろな各団体に、これらの動きについて、ぜひ同じ歩調で要望を上げていかないかどうか、これらをＰＲ、普及をしながら、町の中の各団体の方の御協力をいただいて、ＮＴＴのほうに要望を具体的に上げていきたい。

したがいまして、役場だけの取り組みだけでは済まないので、何日かかるのか、これらについてはまだ予測はできませんが、いずれにいたしましても、具体的にこれらの状況を各団体の方に申し上げながら、ぜひ歩調を合わせて早期の完成を目指していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君）　１２番佐川典子君。

○１２番（佐川典子君）　中富良野町は商工会長が中心になって働きかけたと、富良野も青年会議所の所長さんが先頭に立たれたと。中富良野なんかでは１億円近い工事が完全に無償で行われ、大変苦労もなさったという話も聞きました。１年半近く期間がかかったと。中富良野の町長さんも、これはもう、中富でぜひ進めたいということで、ＮＴＴの旭川支店のほうに出向いて、説明を受けたり、いろいろな、推進に向かって動いたということをお聞きしているのですけれども、上富良野でもぜひ早く行動を起こしてほしいなというふうに思うのです。

総務省の自治体のへのクラウド導入というのがありますけれども、これもやはり、今後、坂口大臣が言っておられますけれども、光ブロードバンドの活用を利用して、これから地域主権に向けてどんどん簡略化、そしてスピーディーな動きをするというふうに書いてありますので、ぜひ、庁舎近辺は特に重点地域として考えていくような方法をとっていただきたいなと思っております。

あと、第５次の総合計画の中なのですけれども、高度情報化の進展というのがあります。情報通信技術の飛躍的な進歩は、パソコンや携帯電話等の情報機器やインターネットの急速な普及を促し、情報ネットワーク社会が急速に拡大してきました。情報通信基盤の整備は、時間と距離の壁を取り除き、地域情報の発受信や行政サービスの電子化を初め就業教育、交流、社会参加などさまざまな機会の拡大、拡充につながり、社会のあらゆる分野に効果をもたらす可能性を拡大させていますと。このため、高度情報通信基盤のより一層の整備を進め、情報ネットワーク社会を有効に活用するまちづくりに取り組むことが必要です。これは第５次総合計画にも載っておりますので、ぜひこういう、他町村におくれをとらない、もうおくれてしまっているようなのですけれども、ぜひ早く進めるような考えで町長も進めていってほしいなというふうに思っています。

それと、よく言われる高速で快適な通信ということを頭で聞いているのですけれども、それだけではないのです。電話代が安くなったり動画が楽しめると。それから、テレビのデジタル化ですか、それにも伴いますけれども、この光ネットだと、ずっとそれも見られない地域も見られる可能性も出ていると。あと、アンテナもいらないで地デジが受信できると。ビデオなんかもいつでも見られる。専用チャンネルでテレビなんかも常時、ビデオなんかも見られると、そういういい面が結構あるのですよね。私

たちもよく知らないことがありますので、そういうことも皆さんに情報発信として町民に投げかけていってほしいなというふうに思っております。

あと、最近のゲリラ豪雨ではないですけれども、うちにもパソコンが２台ありますけれども、会社と家に別々にあるのですけれども、雷が鳴るたびに立ち上がらなくなるのです。光にしますと、それがなくなるのですよ。一々そういうことも、これからもまた雷とかもふえますし、そういったことを考えても、ぜひ進めてもらいたいなというふうに思います。

それから、これ以上おくれることのないように進めるということに関して、町長の意見をもう一度伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１２番佐川議員の高速通信回線網の整備についてお答えさせていただきます。

私の思いとしては、遠隔地ほど情報過疎にならないように、中心市街地も当然でございますが、町全体が整備をされないことには真の情報共有はできないというふうに理解しております。そういう意味におきまして、精力的に関係方面への要望はこれからも行ってまいりたいというふうに考えております。

ただ、今お話の中にありましたように、町独自がデジタル放送を光回線と供用するというようなことも、私も担当者にできないのかというふうに聞きましたけれども、それはもう通信事業者として競合する部分で、それはできないというような状況でございます。ですから、非常に制度上、矛盾もございますが、まずは町内全域が高速通信網で整備されることを念頭に、これからも精力的に要望を続けてまいりたいと思いますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君）　１２番佐川典子君。

○１２番（佐川典子君）　では、第２の質問のほうに移りたいと思います。

先ほど市町村においては設置義務の規定がないというふうにお答えをいただきました。男女共同参画計画と、これは基本計画の、都道府県のほうのだと思うのですけれども、第１４条の３、市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならないと。この努めなければならない、この努力義務のことを言って、策定の義務はないというふうにおっしゃっているのかどうか確かめたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　男女共同参画基本法の設置につきましては、ここで今、議員が１４条の３についてお触れになりましたが、そこで市町村の設置義務はないというふうに理解をしているところでございます。

○議長（西村昭教君）　１２番佐川典子君。

○１２番（佐川典子君）　義務ではなく努力義務だからしないということなのかなと。私は、９条の理念を言っているのですよね。どうあるべきかについて、その理念の根本的な考え方を言っているのです。そのことについて策定してはというふうに言っているのですよね。

他町村で、それでは条例を策定している町村があります。２１年４月３日現在ですけれども、札幌市、江別市、恵庭市、函館市、北斗市、倶知安町、余市町、旭川市、稚内市、北見市、苫小牧市、様似町、士幌町、芽室町など１４市町村です。あと、計画書を策定しているところは３４市町村あります。富良野は２１年の５月に富良野市男女共同参画推進計画を策定しております。これらの町村は、自治基本条例の策定も済んでいるところがおおむねです。

今後の協働のまちづくりにおきまして、考え方の理念として、平等な参画を促すためにも、ぜひ目標や計画が必要になってくるのではないかというふうに思いまして、この質問を取り上げたのですけれども、このことについてお答えいただきたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１２番佐川議員の男女共同参画に関する御質問についてお答えさせていただきます。

基本計画の策定は、当町としてはしておりませんが、私は、男女共同参画に対する理念は、例えば５次総の中、あるいは自治基本条例の中でそういったことはちりばめておりますし、そういった精神が盛り込まれておりますので、それをしっかりと町民が共有することによって、実質的な男女共同参画は十分に町民の意識として定着できますし、それが今後、行政の中、あるいは協働のまちづくりの中で反映できていくものというふうに理解しておりますので、いろいろな仕組みを整備することだけがそういう意味ではございません。整備をしていないから、それが行われないというような理解はしておりませんので、今の上富良野の５次総の中、あるいは自治基本条例の中の整備で、今、議員が言っておられます男女共同参画についての精神は十分に生かせるというふうに理解していることから策定されていないということで御理解いただきたいと思います。

○議長（西村昭教君）　１２番佐川典子君。

○１２番（佐川典子君）　附属機関で見ますと、農

業委員会は１２人中女性ゼロです。教育委員会も５人中女性１人。選挙管理委員会、４人中１人、固定資産評価審査会、３人中ゼロ、農業振興審議会、１０人中１人、それから、企業振興措置条例適用審査委員会、これは６名中ゼロ、都市計画審議会、６名中１人、景観づくり推進会議、８名中ゼロ人、病院運営審議会、５名中１人、社会教育委員会、１５名中３名。女性の採用は平等であると言えますか。

あと、第５次総合計画の策定委員会の構成員なのですけれども、これは町長を初め副町長、ずっと課長クラスが中に入っておりますけれども、１８名中女性は１人ですよね。それから、総合計画策定プロジェクト会議構成員、これも２７名中女性が２人。あと、審議会の委員なのですけれども、これは１５名中５名ということです。これは公募ですので、女性が何人か入りました。

先ほど町長がおっしゃっていましたけれども、第５次総合計画の中でも組み込んでいると。言葉にあらわさなくても、それは十分なのだというような感覚のお答えをいただきましたけれども、第５次総合計画の中に男女共同参画の言葉が入っているのは、探したのですけれども、９３ページの施策の方向性という、それに丸できたかできないか、それの評価のところにだけしか出てこないのです。男女共同参画の意識を醸成するため、あらゆる場面での普及啓発を推進しますと。仕事と家庭、社会活動との調和がとれた生活を実現するために総合的な施策事業を展開しますと。政策方針決定過程への男女共同参画を推進しますと。この言葉だけなのですよね。これでどのように具現化していくのか、それをもう一度伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１２番佐川議員の男女共同参画についての御質問にお答えさせていただきます。

第５次総合計画の中で、議員おっしゃいましたような整理がされております。私は、その言葉の表現、あるいは計画があるかないかということが、それが満たされるかどうかということの、それをもって判断するということではなかなかないかなというふうに理解しております。

今、いろいろな審議会、委員会等々についての女性の参加の実態等について披瀝がありましたけれども、これは、それぞれ個々に、意図的に、強制的に女性を何名にするとか、女性の比率を何割にするとかと、そういうような性格のものでございませんし、それはそれぞれの、審議会、委員会、それぞれが独立して、意思を持っているわけでございまして、ただ、町といたしましては、役場というより町民として、そういう、女性も参加しようと、女性も一緒に加わろうという、そういう意識を醸成していくことが町の本来の務めだと私は思っております。ですから、それぞれの組織なり、それぞれの委員会なりということに対して、町民の意識が高まれば、おのずと女性の参加率も高くなるでしょうし、女性の登用率も高くなると思います。まず数字ありきではないと、まずそういう気持ちを５次総の中に、これだけの文言があれば十分反映できる素地は、私はあると思いますので、そういうことをあらゆる機会を通じて町民の皆さん方と価値観を共有していくことができれば十分、それで機能としては満たせるというふうに理解しております。

○議長（西村昭教君）　１２番佐川典子君。

○１２番（佐川典子君）　参画のそういう意識を全町民で受けとめていくということが必要になってくると思うのです。他町村の策定した文章を読んでいますと、前文のほうにちゃんとそういう理念だとかそういうものを書いてありますよね。やっぱりそれを打ち出すことがすごく大切なことなのだと思うのです。

社会の意識を変えていくというのは、今まで男性社会だった、日本の、そういうことを、いや、これからは男女ともに平等なのだと、そして協働のまちづくりに向かっていくのだという意思を確認する意味で、やっぱりある程度の計画的なものを打ち出していかなかったら、その数字は数字で、私も数字は余り信用していませんけれども、ある程度形をつくっていかないと、これは行政ですから、気持ちがあるから大丈夫だということで済むようなことではないと思います。

あと、今、新しい言葉としてはＤＶとか、若い人にでも男女の差別的な考え方から暴力に走ってしまうだとか、そういったことも、いろいろな、セクシュアルハラスメントもそうですけれども、そういうものは全部、男女の意識の違いから、お互いを尊重していないという部分から生まれてくることが多いと思いますので、できるだけやっぱりそういう、町として、意識を変えていく、それが一番本当に大事なのだと思うのですけれども、そういうふうに努めていくということで、明確化するということについてはどうなのかということをもう一度伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１２番佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

私も何も別にこだわりを持って申し上げているわけでもございませんので、制定云々につきまして。今後、まちづくり推進協議会だとか、あるいはさま

ざまな、町民の、いろいろな方々からいろいろな機会を通じて、そういう仕組みも必要ではないかというような、また御意見もあれば、これは検討してまいることはやぶさかではございませんが、今、それを早急に、整備がされていないから男女共同参画がなおざりになるのではないかということはないように、これはもう意を用いてまいりますし、非常に今、社会の、男女間はもとより、家族のあり方だとか非常に多岐にわたっております。ですから、これのみによらず、人としてどういうふうに社会の中で生きていけばいいのかということは大きなテーマだというふうに理解しておりますので、これからも意を用いてまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（西村昭教君）　１２番佐川典子君。

○１２番（佐川典子君）　３項目めの質問に移りたいと思います。

答弁書の中で、富良野圏域で富良野の西病院が禁煙の外来をしていると。南富良野町立幾寅診療所も禁煙外来をしております。自治体の抱えている病院なので、赤字をより少なくするために、いかに利益につながるかということも考えて、その目標に沿って、ニーズにこたえるようにということで禁煙外来を取り入れたというふうにお答えしてくれました。

確認しておきたいと思いますけれども、お答えの中で常勤医の業務負担の過剰や医療のスタッフの確保や配置見直しなどの課題があるというふうにありましたけれども、これはだれが言ったことなのか。事務局が言ったことなのか、医師の先生が言ったのか。その辺、ちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１２番佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

これは、平素、病院の実態というものを私は見せていただいておりまして、御質問の中でもお答えさせていただいておりますが、まず現行の診療体系を維持するということが相当、今、エネルギーを使っております。そういうことから、私は、現行体制にさらに議員御提案のような診療体制を整備するということは、かなりハードルが高いなということは、これは私が判断して申し上げております。

○議長（西村昭教君）　１２番佐川典子君。

○１２番（佐川典子君）　町立病院は、だれのためにあるのかと。町民の安心・安全のためにあるのではないかなというふうに思っております。開設の目的として、町民の健康保持に必要な医療を提供すること。その目的を達成するために次の事項を行い、地域社会福祉の向上に寄与するものとすると。上富良野町における医療機関の中核として、適正医療の均てんを図ること。営利を目的とすることなく、適正な経営のもとに高度の医療を施行し、普及すること。上富良野町における保健施設として公衆衛生活動をあわせて行い、かつ予防医学の普及に寄与することと、こういうふうに書いてあるのですけれども、これについて、いま一度伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１２番佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

公立病院の設置理念としては、全くそれで正解かと思います。しかしながら、公立のみならず全国、全道的に、病院の実態というものは、既に佐川議員も御案内だと思いますが、果たしてそういう理念どおり、思いどおりに病院運営というものが現実として行われているかどうかという実態も一方ではある状況でございます。非常にデリケートな、特に病院経営についてはマンパワーが大きく左右するところでございまして、一医師の去就によって大きく病院経営が左右されるというような事例もいっぱい聞いております。そういう中で、理念や理想はもう、おっしゃるとおりでございます。

設置者といたしましては、少しでも町民の健康を維持するために資するような、そういうことは常に念頭に置いておりますが、しかし、ドクターも含めて医療現場の実態ということも、これも謙虚に見ていかなければならないという両面を見ている中で、先ほどのようなお答えをさせていただいたということで御理解いただきたいと思います。

○議長（西村昭教君）　１２番佐川典子君。

○１２番（佐川典子君）　禁煙希望者がわざわざ町外の病院に行って禁煙治療を行う。それについてどういうふうにお考えなのか。そしてまた、１０月１日よりたばこ税が値上がりします。今まで３００円だったものが４００円になると。これを契機に禁煙を希望する人がふえてくる可能性がある。そして、禁煙をするのに町内にある病院で済ませたいと、そういうふうに思っている方がふえてくると。そういうことについては、町長、どういうふうにお考えですか。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１２番佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

たばこの値上げが１０月から行われるということは承知しておりますが、当然、禁煙をされる方がふえることは、健康上、これは好ましいことでございますし、現在、富良野西病院でそういう診療体制が整えられているという実態にもございます。

私が知り得る範囲でございますが、西病院におき

ましては、現在、お世話になっている方は数名というようなお話も伺っております。上富良野町の人口規模からして、どの程度そういう、希望される方がおられるのか推察できませんが、ただ、先ほどのお話を繰り返しますが、理想といたしましては、身近なところでそういう禁煙治療が行われることは、これはもう、望ましいことは申すまでもございませんが、すべての科を整備して、町民の健康のために町立病院としての機能を果たすということは、相当程度ハードルの高いことでございまして、現在のところそういう判断に至っていないということでございます。

○議長（西村昭教君）　１２番佐川典子君。

○１２番（佐川典子君）　ハードルが高いということなのですけれども、実は、うちのいとこも病院の医師をしている者が３名もいます。実は聞きました。そんなに大変なことではないというふうに答えてくれました。

保険適用になったときのメリットを考えたいと思いますけれども、１２週間かかるのです。それで診察代、初診料１回、再診６回と。ニコチン依存症の管理医療というのが５回、これは請求するのですけれども、厚生局のほうにニコチン依存症の管理料というのを請求。これは申請書を出しますけれども、３部で済むということです。あと、全額負担だと６万２，０００円程度かかるものが、保険適用だと１万９，０００円程度。そして、院外処方せんだとか薬代、チャンピックスとかと、こういうものも考えての金額ですけれども、１人に５分もかからない診察だそうです。大したあれではないというふうに聞いています。それについて、また家計にももちろん優しい。

やっぱり健康を守りたいのだと、禁煙に踏み切る人というのは、やっぱり健康を害した人だとか、何かのきっかけで禁煙したいという気持ちが起きると思うのですけれども、やっぱりたばこを吸わないのに奥さんが肺がんになる確立が２倍あるのです。副流煙では、たばこの先から出る煙ですけれども、ニコチンが２．８倍、タールが発がん性物質の３．４倍、ニトロソアミンというのが５２倍ですよ。これだとか、本当に最初の質問でも言いましたけれども、百害あって一利なしというのがありますけれども、これはファイザー製薬の出したデータですけれども、３５歳で禁煙すると１０年間寿命が延びると。４０歳で禁煙すると９年寿命が延びる。こうやっていろいろ計算していきますと、本当に、たばこを吸う人は糖尿病にも１．５倍なりやすかったり、胃潰瘍は３．４倍になると、心筋梗塞は３倍のリスクがふえると。こういうことをやっぱりみんなで情報共有というのですか、こういうこともしていかないといけないと思っているのです。

禁煙したい人をやっぱり守るという立場で、人にも迷惑をかけないのだということで、この禁煙外来をしたいのだという患者が来たときに、町は、いろいろな、こういう縛りがあると。ニコチン依存症のテストで２００以上でないとだめだとか、いろいろなことをおっしゃっていたのですけれども、私、いろいろ調べたのですけれども、そんなに難しいことはないと。そして、呼気中の一酸化炭素濃度測定器というのがあるのですけれども、これは約１５万円で買えるのです。いろいろな種類がありますけれども、１５万円もあれば買えるということなのです。だからもう、本当に、患者さんが１５名ぐらいいればもう、元は取れると、費用対効果も絶対にいいのだということだと思うのです。

町長は、先ほどの答弁の中にありましたけれども、医療スタッフの見直しだとか、そういうことをおっしゃっているのですけれども、やはり町民の、保険適用になりたいという人の意思を尊重して、病院の院長に、こういう意思を持たれている町民の方も多いのだということを伝えていっていただきたいと。する、しないはわかりませんよ。したくないと言われるのかもしれないし、本当に仕事が忙しくて、これ以上はやりたくないというようなことなのかもしれません。だけれども、こういう気持ちでいるということをぜひ伝えていただきたいなというふうに思いますけれども、その辺はどうですか。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１２番佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

禁煙外来につきましては、いろいろ、るる御説明いただきました。しかしながら、取り組みが簡単にできる、あるいは簡単ではないというような専門的な、私は判断をする知識も能力もございませんし、それについては何ともお答えしようがございません。

ただ、上富良野町立病院の医療スタッフ、院長以下皆さん方は、当然、専門家でございますから、禁煙についての価値観というものを、これはもう十分、私が申し上げるまでもなく、そういったものは熟知しているものと思います。どういう病院の経営、あるいは町民の健康を守るためにどういう診療科を構築していけばいいかということは常日ごろ、院長以下皆さん方が考えてくれていると信じております。

また、そういった情報交換も、私も院長以下スタッフと定期的にさせていただいております。今、佐川議員からお話がありましたような、禁煙外来が

あれば受診してくれるような人もいると思われますよねと、そういうような一般的な会話としては申し上げることはできますが、これはやはり現場をしっかりと預かってくれております院長以下病院のスタッフみんながやはり考えてくれることだというふうに理解しておりますので、いろいろな、お話の中でのそういう情報交換はできる機会はございますので、そういうことで会話はさせていただきますが、禁煙外来のみならず、町民の中にはさまざまな、こういう科もあってほしい、こういう科も設けてほしいという希望は常に寄せられております。その都度、院長を初め情報交換を私もしておりますが、そういった中の一つの町民の思いだということではお伝えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君）　以上をもちまして、１２番佐川典子君の一般質問を終了いたします。

暫時休憩といたします。

再開は、３時３５分です。

午後　３時２３分　休憩

午後　３時３４分　再開

○議長（西村昭教君）　それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、１１番渡部洋己君の発言を許します。

○１１番（渡部洋己君）　私は、さきに提出をしております２項目について、町長にお伺いしたいと思います。

まず一つ目に、高温・大雨による農業被害に対する対応はということで、さきに同僚議員もやっておりますけれども、改めて質問させていただきたいと。

世界的な異常気象が我が町を直撃と言っても過言ではないほど何度となく大雨が降り、道路、河川など土木施設の被害が２７０カ所にも及び、過去に例がないほどの被害で、その対応に追われているところでありますが、それと同じように、農業被害も過去に例がないほど多く、今後も被害が広がると思われます。

先日も農業委員会と一緒に被害箇所を見たところでございますが、収穫皆無のところも見受けられ、農業者にとって大きな痛手で、農業経営にも影響が出ると思われますが、町としても何らかの対応について伺います。

二つ目に、日の出公園の位置づけということでお伺いいたしたいと思います。

まず一つ目に、日の出公園の位置づけということで、ラベンダーの発祥の地として、沿線でもいち早くラベンダーを植え、町民を初め町外からも多くの観光客から親しまれた日の出公園が、近年は観光客が年々減少しているように思われます。

しかし、展望台からの景観はすばらしいものがあります。これを生かすために、町長は今の日の出公園をどう位置づけしているのか伺いたいと思います。

二つ目に、日の出公園の整備計画はということで、日の出公園の展望台からの景観は、町全体、３６０度を見渡せるすばらしいものがあります。しかし、７月のラベンダー時期になると、一般車両は展望台への乗り入れは禁止され、展望台へは歩いていかなければならず、そのことが観光客減少の大きな原因になっておると思われます。ラベンダー時期にも展望台まで車を乗り入れできるような整備が必要と思われますので、町長の考えをお伺いいたしたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１１番渡部議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、１項目めの高温・大雨による農業被害に対する対応についての御質問にお答えさせていただきます。

さきの今村議員の御質問にもお答えさせていただいたとおり、本年の高温・多雨という異常気象により、農作物における農業被害は、農地の冠水や病害等により甚大なものと認識するとともに、数度にわたる集中豪雨により、農地の洗掘やのり面の崩壊など、農地被害も町内全域で発生いたしました。

農作物における農業被害は、今後、本格的な収穫期を迎え、被害の実態が明らかになってくるとともに、昨年とあわせ、２年連続して被害に遭われている農業者も少なくないと思われることから、今後の営農に対する不安感が高まってくることが懸念されます。

このことから、農協など関係機関と連携を密にして、被害農業者への対応等について準備を進めているところであります。

農地の被害については、農道整備事業など現行の事業で対応可能なものについてはその対応を図り、災害復旧については、国や北海道に対し、対応を図っていただくように要望を行ってまいります。

今後におきましては、農地保全の観点からも、中山間事業等での取り組みについても積極的に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

また、圃場条件の未整備により農作物の減収が特に顕著に見られ、改めて整備の必要性を認識したところでありますが、これらの整備には大きな負担が

伴うことから、町として整備が図られるよう具体的な推進策を講じてまいりたいと思っております。

さらに、湿害による被害も多く見られることから、基盤整備等の農地の条件整備を行うことが喫緊の課題であると考えており、農業者の皆様とともに、基盤整備の必要性、予算の拡大について、強く国などの関係方面に向けて働きかけ、早期の着工・完成による強い生産基盤づくりを進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、２項目めの日の出公園に関する２点の御質問にお答えいたします。

まず、１点目の日の出公園の位置づけについてですが、昭和３０年代からは冬期間のスキー場として利用されるようになり、昭和５０年以降からは、ラベンダーが全国的に脚光を浴びるようになったことから、昭和５５年に１．５ヘクタールの日の出ラベンダー園を造成し、観光面での振興策として位置づけを行いました。昭和５８年度には都市公園の総合公園として１０．７ヘクタールの計画決定をし、同年より補助事業の採択を受け、公園区域を２０．８ヘクタールに拡張しながら、平成１５年度のオートキャンプ場整備をもって、一応の完了としたところであります。

しかし、議員も御存じのとおり、公園内に植えられているラベンダーの株が古くなり、著しく見栄えが低下している部分もあり、また、斜面に配置している一年性や宿根性のフラワーゾーンも、降雨による表土流出や土壌の疲弊により、美観もいま一つの状態となっております。

一時は多くの観光客でにぎわった日の出公園ではありますが、近隣に同種、同様な施設が競い合う中にあり、観光客などの来園者の減少傾向への対処として、日の出公園の機能再生と新たな魅力創造は急務と考えるところであります。

一方、近年、レンタカーで訪れる中国や韓国、台湾など外国の方々がふえる傾向にあり、新たな視点を持った施設整備も考慮しなければなりません。

このため、本年４月より、上富良野町フラワーマスターの会、かみふらの十勝岳観光協会、上富良野商工会、日の出公園指定管理者及び町産業振興課と建設水道課により、日の出公園再生プロジェクトチームを組織して検討作業を行っており、その成果については本年１０月末を目途に出し、これをもとに来年度から計画的に整備に取り組んでまいりたいと考えております。

日の出公園の位置づけといたしましては、日の出公園再生プロジェクトチームの成果を反映しながら、これまでの経過を踏まえ、上富良野町の観光拠点としての位置づけ、さらに町民の憩いの場として、また、冬季スポーツなどを通じた健康づくりの場としてなど、多様な機能を持つ総合公園として位置づけてまいりたいと考えております。

次に、２点目の展望台への車の乗り入れに関する整備計画についてお答えいたします。

日の出公園展望台の駐車スペースは現在２０台ほどであり、四季彩まつり前後のラベンダーの最盛期には、身体障がい者やタクシー等営業車を除き、自家用車の制限を行わなければならないのが実情であります。

再生プロジェクトチームでは、この展望台への車の乗り入れについても検討をお願いしているところであり、現在考えられる方法の一つとして、一方通行方式で、山頂を経由して東側の東２線道路へ抜ける経路について、技術的可能性も含め検討を始めたと報告を受けており、その他の検討結果も含めて、本年１０月末までに具体的内容が報告されるものと思っております。

私としては、どのような方法を選択することになるかは現時点ではまとまっておりませんが、多くが車で来園されることから、展望台から望めるラベンダー畑や十勝岳連峰、上富良野町の町並みなど、上富良野のすばらしい景観をたくさんの町民、観光客の方々が気軽に楽しんでいただける施設整備が図られるよう進めてまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君）　再質問ございますか。

１１番渡部洋己君。

○１１番（渡部洋己君）　まず、農業被害のことについてですが、先ほど同僚議員が随分と詳しく質問していたので、私から余りあれですが、とりあえず今の実態、それを少し上げて、今後の対応といいますか。

ことしの被害というのはもう、全農業者といいますか、水田については結構、平年作に近いのですけれども、あとは野菜だとかすべての面。その中で、特に畑作、主要である麦、バレイショ、ビート、その実態でありますが、麦については先ほど町長が行政報告の中で、春小麦については３割ぐらいしかとれないと。これは本当に高温の被害。それと、バレイショ、これについては、冠水だとか、窪地については当然もう、腐敗状態で、現在、掘っても、もうないような状態なのですけれども、ただ、春先の低温で芋数が非常に少ない。そこへもってきて高温で、急に成長したというのかな。それでもって、ことしは空洞化がひどいみたいですね。変形もそうですけれども。

それで、この間、ホクレンのほうで、ことしのバ

レイショについては、上富にもありますけれども、空洞の、抜く機械もあるのですけれども、抜き切れないというのかな、そのようなことで、消費者にパンフレットを配布して、ことしのバレイショには空洞があるのだと、それほど被害が出て、製品歩どまりが非常に低い状態が実態でございます。

それで、私、一番心配しているのはビートでありまして、先般も農業委員さんと一緒に回って歩いたのですけれども、以前、平成１３年だったかにも、あのときも雨が多くて、高温だったために根腐れですか、黒根病が発生して、ちょっと被害があったのですけれども、ことしははるかに多いというような、もう町全体がそういう状態。これから１カ月もたたないうちに収穫、１０月に入ると収穫を迎えるのですけれども、日甜としては、腐敗ビートが１０％を超すと受け入れできないという、基本的にです。これは、すぐ使うのであれば多少は入ってもいいのですけれども、何といっても２月末ぐらいまで製糖をやるものですから、そこまで貯蔵しなければならない。それに腐敗ビートが入ると、かなりの、温度が高くなるものですから、腐敗が進んだり、ほかのものにも移ったりして、そういうことで受け入れできないという話はするのですけれども。

それと、共済については、基本的に収穫しないと共済金も支払いできないというような言い方もするのですけれども、これは、実際にそうしたら、収穫して堆積したものが、そうしたら工場では受け入れしないよといったときに、その腐ったものが、どうしたらいいか、そこら辺ですね。堆積して置いておくと、においもするだろうし、これはどこかに捨てるにしても不法投棄になるだろうし、そこら辺が、私は、今から、もう日にちも余りないですから、当然、町の産業振興課と農協、あるいは共済、それと日甜、そこら辺で十分協議して、収穫時期に混乱の起こさないように対応していただきたいなと思うので、そこら辺ちょっと、お伺いしたいなと。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１１番渡部議員の農業被害に対します御質問にお答えさせていただきます。

前段、今村議員のところでもお答えさせていただいておりますが、農業被害の実態については先ほどお答えしたとおりでございます。

また、バレイショの空洞化、これについても、そういう状況だということを伺ってもおります。

特に、今お話のビートについては、腐敗ビートが堆積するビートの中に混入するということは、製糖会社として非常に嫌いますし、現実に、冬期間、長期にわたって保存をする中で、その腐敗がほかに及んでいくということ、そういう大変大きな問題がございます。

しかしながら、共済の仕組みとしては、収穫をすることが前提だという、また一方では制約もございまして、収穫をされる農家の方々の、その品質の、品物を仕分けする苦労というのは本当によくわかります。

それで、議員がお話のように、正常に生育している、被害を受けていないビートと被害が点在する、今、大きな機械で収穫しますので、昔の手掘りのときのようなことができませんので、むしろ一部被害がある圃場については、収穫をしないであきらめて、そして共済で認定していただくような、そういう手法がとれるのかどうか。これは非常に収穫コストに大きくかかわる問題でありますので、担当を通じて、共済組合、あるいは製糖会社、そういったところに情報収集をいたしまして、もしそういう仕分け収穫が可能だというような可能性があれば、町として十分生産者の意向を聞いた上で、もう１カ月もたたないうちに収穫を迎えますので、どこまで対応できるか約束できませんが、そういう情報収集と対応ができるかどうかについて、早急に検討させていただきたいと思います。

○議長（西村昭教君）　１１番渡部洋己君。

○１１番（渡部洋己君）　以前はそんなにひどい面積ではなかったので、被害を受けた人、余りひどい人は、大型の収穫ではなくて、手掘りといいますか、それでいいものだけ拾ったような状態で。ただ、ことしのように、あれだけ全面積がなると、例えば半分腐ったといったときに、実際、そうしたら収穫機械、あの大型でやったものを仕分けるといったら、どうすべきか本当に迷う状態ですね。実際にできるかといったらできないような状態で。

それと、以前は日甜の会社が上富良野にあって、３人ぐらい職員がおったりして、農協は農協で単独農協だったろうし、そこら辺の機密な話というのは随分できたのですけれども、今はもう、日甜は富良野しかないし、農協はごらんのとおり合併農協だし、そこら辺、やっぱり町が主導権を持って、やっぱりしっかり協議していただきたいなというふうに思っております。

それと、昨年も、先ほど同僚議員にも話しておったように、利子補給等、補償協会の補償料だと思うのですね。そこら辺が町が対応したと。ことしは非常に、そのぐらいではちょっと追いつかないのかなという気もするので、先ほどもちょっと触れておったのですけれども、制度資金の１年間繰り延べですか、利子は払わなければならないのかなと思うのですけれども、その元金、これをぜひ１年間は先送りしていただきたいなと。

この被害は各町村、富良野沿線、どこもあると思うので、そこら辺はやっぱり農協と協議すれば、ある程度まとまった答えが出てくるのかなと。そこで、国、あるいは道に対して要請をしていただきたいなというふうに思っておりますので、ぜひお願いしたい。

それと、こういったことは特に、被害の実態、そこら辺、ぜひきちんとした調査をして対応していただきたいなと思っております。

それと、先ほど同僚議員も話しておったのですけれども、ことしみたいにこんな大雨はちょっと例外ですけれども、土地改良の中の心土破砕ですか、これは私、以前に一般質問させてもらったことがあるのですけれども、以前、農協が単独農協だったときに、町と農協が折半して、５割補助の事業でずっとやっておったのが、合併した後、何年かはやったのですけれども、最近はもう、やめたということで、このことが、我々も反省しなければならないのですけれども、それでかなり、個人でやる人がいなくなった、やっている人もおるのですけれどもね。私も、実際、ビートをやるところに関しては五、六町ほど毎年やっておったのですけれども、最近、息子も移住したこともあったりして、ちょっとそれもやれなくなったので、それがやっぱり、特にこういった被害を助長したというのかな、そういうこともあるので、ぜひ、先ほども何かちょっと、農協のほうからもそういう打診があったという話もしておったので、ぜひそこら辺の協議をして、またぜひ復活していただきたいので、そこら辺ちょっとお聞きしたいなと。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１１番渡部議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、ビートの収穫に対します対応につきましては、どういう具体的な対応が図られるのか、これは早急に関係方面にお話をして、情報交換をさせていただきたいと思っております。

以前ですと、被害面積が少ないときには、そういう腐敗のビートが混入される原料については早期につぶすというような方法も一時はとっていただいたこともありますけれども、ことしのような大面積になりますと、それは大変難しいと思いますので、そういった情報交換も含めて、お願いできるものかどうか、対応させていただきたいと思います。

また、救済策の手法といたしまして、制度資金の元金の繰り延べについてでございますが、これらについても、制度上、そういうことができるような仕組みになっているかどうかということ、これはもう、融資をしているところに尋ねれば早急に答えをいただけると思いますので、もしそういうこともかなうとすれば、農協等を通じて意向を調査した上で、そういうことも可能だということであれば、そういうことにも対応してもらうようにお願いもしてまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、実態調査が前提にあるということは申し上げるまでもございませんので、当然、調査を踏まえた上で対応させていただきたいと思います。

それから、小土地改良事業につきましては、非常に効果が高いということは私も承知しております。

それと、農協から先般、そういったような具体的なお話も承っておりますけれども、画一的な施工ではなくて、それぞれ、町村には町村に適応した小土地改良区がありますので、そういったこともこれから農協の事業計画等をお聞きしながら、町として支援できるところは支援させていただくような、そういう検討をさせていただきたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（西村昭教君）　１１番渡部洋己君。

○１１番（渡部洋己君）　農業被害については、ぜひよろしく対応していただきたいと思います。

続きまして、日の出公園の件でございますが、位置づけということで、我が町の観光の拠点ということで町長も考えておられる。そのようなことで、ことしから日の出公園再生プロジェクトチームですか、そういったものを立ち上げて、その検討の答えが１０月に出るということで、そこら辺を期待しておるところでございますが、我が町はラベンダーの発祥の地ということで、以前は、かなりラベンダー、ラベンダーで我が町はあれしたのですけれども、今はちょっともう、隣町に株がとられたみたいで。でも、発祥の地は、これは変えられない一つの現実でございますので、それはアピールするのは無論ですけれども、ただ、かといって、新たにまた面積をふやしたり、そのようなことはいいのかなと。ただ、今ある面積の中で、被害というか、枯れたりしたものは、やっぱり即、再植して、見やすい状態にするのが当たり前だというふうに思っておりますし、いろいろな整備の方法もあるのですけれども、ぜひ、あそこから眺める景観ですか、こういったものを十分に観光客に伝えられるようにしていただきたいなというふうに思っております。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　１１番渡部議員の日の出公園に関します御質問にお答えさせていただきます。

議員御発言のように、ラベンダーそのものの広がりは、もう上富良野のみならず、中富良野町、あるいは近隣町村も、それなりの、ラベンダーについて

はＰＲをしている状況でございます。しかしながら、やはり、訪れていただきます観光客のお話を伺いますと、ラベンダーの公園としての日の出公園というものはやはり、よそから訪れてくれます観光客の皆さん方にやはり根強いものがあると。あるいは、観光雑誌等も拝見させていただきますと、やはりそういう位置づけが現在もされておりますので、やはりラベンダーの発信力というのはあるのではないかなというふうに考えておりますので、今のラベンダーの植栽している場所がそのまま再生するかどうかということは、今、再生委員会でこれから結論をいただきますので、いずれにいたしましても、あの日の出公園の頂上から見る展望は、これはもう、本当にすばらしいものだという、私も何回見てもすばらしいなと思っておりますので、さらにそれを観光で訪れる人たちが関心を持っていただけるような仕組みにリニューアルしたいなというふうに考えておりますので、もう少々お時間をいただいて、構想がまとまりましたら、また議会の皆さん方にもお示しさせていただきたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（西村昭教君）　１１番渡部洋己君。

○１１番（渡部洋己君）　それで、整備計画ということでお伺いしたいのですけれども、今現在、先ほども話しましたように、ラベンダーのシーズンになると一般の車は乗り入れはできないということで、先ほど町長の答弁の中でも道路整備ということも考えているということなので、ぜひそれを、私は道路整備だけでも先にやってほしいなという気がするのです。

それで、今の用地の中で道路を、一方通行ですか、それをやるのであれば可能だという話も聞くのですよね。ぜひそれをやっていただきたいし、そのことによって、いずれ駐車場が足りなくてということになると、その隣、それは、公園の整備計画の用地の中にもそこら辺は入っているのかなという気がするのです。それで、買収したり整備したりするのには金はかかるのですけれども、それはいずれやってもらいたいなという気はするのですけれども、とりあえず道路整備だけきちんとやって、来年の観光時期には全部車を乗り入れできるようにぜひお願いしたいなと。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　渡部議員の御質問にお答えさせていただきますが、日の出公園の道路の整備についてでございますが、今、非常に、訪れていただきますマイカーの方々には、頂上まで上がれないということで御不便をおかけしているところでございますが、やはりこういう時代の中で、頂上まで行って、そこでおりて、そして眺望を楽しんでいただくというようなことが、これはもう望ましいことは言うまでもございません。ただ、山頂に十分な駐車機能を持たせるかどうかと、スペース的に、これはまたちょっと、課題がございまして、今、再生委員会の中で、そういうような前提を持っての道路の計画というようなことでは進んでいないかなというふうに私は理解しております。

ただ、頂上まで行って、同乗者の方がおりていただいて、そして２線のほうへ回っていただいて定められた駐車スペースにとめていただくというようなことを想定しているのかなというふうに想像しておりますけれども、これ以上の山頂方面での用地を拡張して駐車スペースをというようなことは大変、今、私の想定の中にはありませんのと、道路だけでもせめて早くというようなお話でございますけれども、私も素人ですから十分なお答えにならないかもしれませんけれども、やはり、あの頂上から東２線道路までの距離というのは非常に限られた距離でございますので、道路としては当然、備えなければならない斜度、それからそういった基準を満たさなければならないものがあると思うのですよ。それで、それらを満たすようなテクニカルな部分でそれらを克服できるのか、さらに、もし克服できたとして、そういった整備に、町の単独の事業ではなくて、いろいろ補助等をいただく中で今回の再生計画全体の事業が展開できないか、そういったこともトータルでちょっと、絵を描かなければならないと思っていますので、道路だけ先行してというのは、ちょっと今のところ難しいかなという状況でございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君）　１１番渡部洋己君。

○１１番（渡部洋己君）　私は、道路を重点と今、言っているのですけれども、実際に、そこら辺の、斜度だとか、技術課長、どうですか。そこら辺、課長の立場で。

○議長（西村昭教君）　技術審査担当課長、答弁。

○技術審査担当課長（松本隆二君）　平面プランでございますけれども、一応検討した結果、技術的にはある程度の斜度で、下りだけですから、それとしては可能だとは思います。道路についてはです。

○議長（西村昭教君）　１１番渡部洋己君。

○１１番（渡部洋己君）　そういった整備計画というのは、担当に聞きますと、以前からそういう話はずっとあるのだけれども、なかなか実行できないという話は聞いているので、今回、プロジェクトチームの答えも出るので、ぜひそこら辺は重視して考えてやっていただきたい。

以上、終わります。

○議長（西村昭教君）　以上をもちまして、１１番渡部洋己君の一般質問を終了いたします。

◎会議時間延長の議決

○議長（西村昭教君）　お諮りいたします。

本日の会議につきましては、議事が１７時１５分以降に及ぶことが考えられますので、あらかじめ延長いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は、あらかじめ延長することに決しました。

◎日程第９　町の一般行政について質問

○議長（西村昭教君）　次に、４番谷忠君の発言を許します。

○４番（谷　忠君）　やっと順番が来ましたので、私のほうから２項目について御質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず最初に、保育所、幼稚園の一元化の考えについて、町長にお尋ねをさせていただきます。

本町には、公設、私立を含め保育所、幼稚園が４カ所あり、それぞれ年間多額の一般財源を投資、同じ幼児年齢を対象に保育、幼児教育が行われているが、幼保一元化問題は、現在、二元行政による幼児教育行政の効率化、能率化が阻害されることが多い。

近年の幼児数の減少により定員割れが生じ、その結果、行政の出費がかさむことになる。保育制度改革に関する意見書については、議員発議をもって両院議長、各関係大臣に提出したところでありますが、内容は、現行制度を基本に施策を拡充することを求めたものですが、一歩進んで町長の幼保一元化の考えを伺う。あわせて、町立保育所運営費の総額に占める人件費の割合は何％なのかについてもお答えをいただきたいというふうに存じます。

次に、２項目めでありますが、検討、協議事項のその後の経過についてということでお尋ねをさせていただきます。

昨年の１定で検討事項の報告ごとの質問以来、今日までの定例会、あるいは決算委員会、あるいはまた予算委員会等々で検討、協議しますとの答弁が多々見られますが、具体的に何点かの項目について、その後の経過についてお伺いをさせていただきます。

まず、２１年１定における１番議員の中学生に対する自治基本条例の説明に対しまして、新年度中に各学校と調整するとの答弁についてのその後の経過についてお伺いをさせていただきます。

それから、１２番議員の心の健康保持についてという対策の質問に対しまして、保健所と連携して早急に対策を進めるとありますけれども、その後の相談経過についてお尋ねをさせていただきます。

それから、２１年２定における５番議員の定住化促進の具体的対策についての質問に、先進的事例を検討とあるが、これまでの経過はどのようになっているのか、その事例研究の進みぐあいについてお伺いをさせていただきます。

それから、同じように、ラベンダーハイツの民間移譲をやめるべきとの質問に対しまして、運営形態を検討するとあるが、今日までの研究内容をお伺いさせていただきます。

それから、前後いたしますけれども、２１年の１定での２番議員の個人情報の過剰反応に対し条例運用を適切にとの質問に対して、緊急時に対応できる仕組みに努力するとあるけれども、仕組みの取り組み経過についてお伺いをさせていただきたいというふうに思います。

以上について、検討努力の経過についてお伺いをさせていただきます。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　４番谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、１項目めの保育所、幼稚園の一元化に関する御質問にお答えいたします。

本町では、上富良野町次世代育成行動計画の基本目標の一つに幼保一元化に向けた検討を位置づけ、前期計画から後期計画へと継続して、その方向性を探っております。

国の段階においては、子供・子育てを社会全体で支援する一元的な制度として、子ども・子育て新システム構築の検討が進められており、本年６月に、全大臣で構成する少子化社会対策会議において閣議決定されたということであります。

この内容としましては、すべての子供への良質な生育環境を保障し、子供を大切にする社会の創造を図るため、平成２３年度に法案を提出し、平成２５年度の施行を目指しております。その新システムの一つとして幼稚園、保育所の一体化が盛り込まれており、これは、幼稚園と保育所の垣根をなくし、幼児教育と保育をともに提供する内容であります。

本町における幼稚園と保育所の一元化については、町内での保育や幼児教育の実態も検証し、この新システムの具体的な動きをとらえながら、さらに今後のあり方を見定めてまいりたいと考えております。

また、町立中央保育所の運営費の総額に占める人

件費の割合につきましては、平成２１年度決算で、臨時職員も含めて８３．３％となっております。

次に、２項目めの、これまでの議会等において、検討、協議する旨の私の答弁に対するその後の検討経過等についての御質問にお答えいたします。

基本的には議会審議やさまざまな機会を通じて町民の皆様から賜りました御意見や、それらに対して私がお答えをさせていただいていることについての対応については、課長会議等を通じて、適時、組織内に指示をしているところであります。

特に、年度当初には臨時課長会議を開催し、予算査定や議会審議等を通じて指示してきた内容を再確認し、その後、各課長のヒアリングの中で、当年度における各課への具体的な課題として指示をしているところであり、また、定期的に各課長にその取り組み状況について報告を求めているところであります。

いずれにいたしましても、速やかに対応が可能な課題から十分時間をかけて議論を深めなければならない課題、あるいは、常に点検、検証が必要なエンドレスな課題など、それぞれの課題に応じて適切な対応を図っていくことが私に課せられた使命と認識しておりますので、今後とも御理解と御協力を賜りたいと存じます。

なお、御質問にありました具体的な５点の件に関するその後の取り組みの御質問につきましては、それぞれ担当課長より、その取り組み経過等についてお答えをさせていただきます。

○議長（西村昭教君）　町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（中田繁利君）　１点目の中学生に対する自治基本条例の説明に対するその後の経過についてお答えいたします。

昨年の７月中旬ごろに上富良野中学校と東中中学校に自治基本条例の内容を説明し、さらに、生徒に説明させていただけるようお願いしたところ、各中学校の３年生を対象として、東中中学校は平成２１年１１月２４日に、上富良野中学校は平成２２年２月４日に、３学級の説明を終了したところであります。

今後につきましては、継続的に各中学校の理解と協力をいただきながら説明してまいりたいと考えております。

また、高校生につきましても、引き続き協議をしてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君）　次に、健康づくり担当課長、答弁。

○健康づくり担当課長（岡崎智子君）　２点目の心の健康保持対策に関する取り組み経過についてお答えいたします。

２１年から２３年の３年計画で、北海道地域自殺対策緊急強化推進事業補助を活用し、心の健康づくり対策事業を実施しております。

２１年度は、保健所と連携し、自殺者の実態把握、専門医によるメンタルヘルス及びうつ病自殺予防のための講演会を３回、臨床心理士や保健師による個別相談を４８回、各種相談窓口周知のチラシや普及啓発のパンフレット配布、関係機関連携会議への参加を行いました。

２２年度は、専門医による高齢者の心の健康づくり講演会１回、個別相談２９回、頻度の高いかかわりの必要な者には専門医の相談や富良野保健所保健師等の支援を実施中であります。

今後も、実態把握とあわせ、講演、普及啓発活動を推進する予定であります。

○議長（西村昭教君）　次に、総務課長、答弁。

○総務課長（田中利幸君）　３点目の定住・移住促進対策と５点目の個人情報の取り扱いに関する御質問につきましてお答えを申し上げます。

まず、定住・移住促進対策につきましては、町のホームページの定住・移住コーナーを通じて移住準備住宅や農家空き家情報等を提供し、移住促進を図るとともに、本年７月には組織内部に検討プロジェクトを設置し、黒松内町ほか２０市町村の先進事例の研究とあわせて検討プロジェクト委員のワークショップ開催などを通して、今年度中を目途に定住移住促進計画の策定に向けて現在取り組んでいるところでございます。

次に、個人情報の取り扱いについては、御質問にあります災害時などの緊急時におきましては、避難支援や被災者確認などのため、従来から自主防災組織や自治会組織等へ個人情報を提供できることとなっております。

なお、緊急時において速やかな対応が図られるためには平常時からの取り組みが重要でございますので、災害時要援護者対策として、災害弱者の情報につきましては、高齢者実態調査を通じて本人から同意を得るよう現在取り進めているところでございます。

○議長（西村昭教君）　次に、ラベンダーハイツ所長、答弁。

○ラベンダーハイツ所長（大場富蔵君）　４点目のラベンダーハイツの運営形態の検討に関する今日までの研究内容についてお答えいたします。

ラベンダーハイツでは、施設の開設年、規模等がほぼ同じである上川北部地区の２町の特別養護老人ホームに出向き、運営形態について調査を行ってまいりました。

その概要は、１町は安定した運営を続けており、当分の間は現状の町営を続けていくというものでございました。もう１町は、町からの繰り入れなしでは運営が難しくなったことから、平成１９年に公設民営の形態での民間移譲を行っておりますが、建物の老朽化による改修費の負担、身分移管した職員の処遇の問題、移譲先の自立経営に向けての財政支援など、また、多床室の狭隘な居室環境の改善を図るため、個室化などの改善整備を要望されている状況にあり、民間移譲によって直ちに町の財政負担が軽減されている実態にはありませんでした。

ラベンダーハイツは、現在、町からの繰り入れなしに運営を行っておりますが、今後の課題といたしましては、施設の老朽化、居室の個室ユニット化への対応、さらに規模の課題などがあります。

また、自治体施設の民間移譲を進めている施設の最近の傾向といたしましては、老朽化した施設を移譲するのではなく、現施設の廃止を前提として、基本的に自己資金で改築できる資金力のあるところを公募し、老朽施設の介護環境の改善、増床等による待機者の早期入所をあわせて課題解決しようとする動きがあるところであります。

これらのことから、町が高齢者福祉の施策を今後も責任を持って行っていくためにも、ラベンダーハイツの運営方針を定めるまで、とりわけ民間移譲についての結論を得るには、まだ時間を要する状況であることを御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君）　再質問ございますか。

４番谷忠君。

○４番（谷　忠君）　保育所の教育というのは、これはまた幼稚園と全然違って、幼稚園というのはやはり幼児教育を主目的としているということであって、保育所というのは、両親の、共働きの都合だとか、そういったことで預かる、これはもう当たり前のことなのでありますけれども、一元化の問題、これはこうせいと言っているのではないのです。この考え方を伺っているのですよ。国の方針は、これは当たり前のことなのでわかっているのです。だから、町長の方針としてどういう考えを持たれているのかと。

そして、私の言いたいのは、二元の行政の弊害といいますか、こういったものは、国の所管する、保育所は、これは文科省ですから、それから幼稚園は厚労省、そこが管轄していると思うのですけれども、そのことによって、悪く言えば両省の縄張り意識といいますか、そういったものが阻害の原因だと、私はこう思っているのですけれども、まずその辺、町長の認識をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　４番谷議員の、まず幼保一元化についての基本的な考えについてのお尋ねにお答えさせていただきますが、御案内のように、保育所、幼稚園のそれぞれの設置目的が基本的に違うことから所管が違っております。全国的、全道的に、全国的なものは余り承知しておりませんけれども、管内、あるいは道内等での動き等につきまして、いろいろ一元化を模索しているところの状況も聞いておりますけれども、私といたしましては、そもそも根本的に、こういうことが議論になってきた背景は何かなというふうに考えております。多分、私の想定としては、こういう上富良野の現状と、また違った都市における保育所、非常に待機児が多いという一面がございます。加えて、共働きの家庭がふえてきたということで、幼稚園教育は時間が少ない関係で、園児が帰ってくると家庭にどなたかいなければならないということで、最近、幼稚園に通園されている人が少なくなってきたということで、非常にアンバランスが生じてきているということが背景にあるかなと思っています。

そういう意味におきまして、私の認識として、上富良野町において、今、そういう状況が顕著にあらわれていないと認識しておりますので、ただ、谷議員がおっしゃいますように、二元行政による不効率、これはあると思っていますので、町独自でそこへ、制度がありますから、一気に踏み込めるかどうかは別として、そういうことは解消していかなければならないという認識は持っております。

○議長（西村昭教君）　４番谷忠君。

○４番（谷　忠君）　二元行政を地域の問題としてとらえるとするならば、これは、今、町長がおっしゃるように、お互いに長短があるということは私も理解しているのです。そのことを一つにして、お互いの長短を補完し合ってやることに市町村としての意義があると、そう私は思っているのです。

先例を申し上げますと、幼稚園と保育所を、例えば表は幼稚園の看板をかけると。裏からというのか横からといいますか、そういうところに保育所の看板をかけると。そして中で内部調整を図るということが、先進の事例として、これは現実にあるわけですよ。そういったことは、町長、お考えになっておられるかどうかについて、１点お伺いしておきます。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　４番谷議員の御質問にお答えさせていただきますが、今、議員がお話しされておりましたような手法は、具体的に取り組んでいるところはあるというふうに私も承知しております。

いろいろその形があるわけでございますが、一つの建屋の中で、双方の、幼稚園の業務と保育所の業務とを一緒にするというような、合築をしてやるという方法。あるいは、建物は一つだけれども仕切りを設けて、それぞれが個別にやるというような方法。あるいは、さらに進めて、一つの建物の中でお互いが共有できるところは共有してやろうという、そういう仕組み等が現在あるというふうに理解しております。

現在、上富良野町の中において、町が運営管理いたします保育所について、さらに保育所にプラス幼稚園機能も持たせるような、そういう重層的な保育体制というものは私は想定しておりませんが、上富良野町の中の保育行政全体としてとらえますと、今、民間でそういうことが行われておりますので、そういうことが、国の政策ともあわせながら、そういう意見交換をして、町も一定程度補助をしておりますので、そういったところで行政効率を高められる手法があるとすれば、それは推進してまいりたいというふうに考えております。

○議長（西村昭教君）　４番谷忠君。

○４番（谷　忠君）　私の考えるところによると、すべての法律には許容範囲があるのだろうと、こう思っています。それで、国の権限が二つあったとしても、そのことを調整して行政がやるというところに行政の存在価値というものが、私は当然あるのだと思っていますけれども、私は、前段申し上げましたけれども、そうやれというのではないのです。

これから、中央保育所の民営化の話も恐らく内部検討されているのだと思います。私は、経営面という面から考えたときに、これは当然、行政は子供たちの成長を願って、行政の役割と、そういうことも十分理解しているつもりですけれども、一方では経営面から考えたときに、これは私は、私営の経営を十分学ぶべきだと、こう思っています。

いい例が、もう何十年もなりますけれども、カミホロ荘のあの経営形態、行政から民間にかわって営々と経営されている。あの状態というのは、十勝岳の源泉の温室が何も変わったわけではないのですよ。周りの景色も何も変わったわけではない。しかし、経営のノウハウというのは、私は、これは申しわけないけれども、行政よりも民間のほうが十分、すべて勝っているのだろうと、こう思っているものですから、私は将来の上富良野の中央保育所の問題も含めて、町長の考えを改めてお伺いをしておきます。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　４番谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、町立保育所の件についての御質問でございますが、私の気持ちとして、中央保育所につきましては、大きく二つの視点から考えておりまして、一つは、今、谷議員がおっしゃいましたような、保育の拠点としての位置づけに対しましては、これはもう民間の手法を取り入れるということは、もう今は時代の流れでありますし、経営の効率化を図るということではずっと進んでおりますので、それは大いにこれから検討に値するなと思っております。

しかし、一方で、中央保育所の保育機能として、また、なれた、保育士さんを町で持つことによる子育て全体の調整機能と申しましょうか、そういうことで今、子育て支援センターのスタートからいろいろな面で、非常に保育所のスタッフの皆さんが、中央保育所の仕事を超えた機能を結構発揮してくれている実態にありますので、そういうところをどういうふうに担保していくかなということと二つの意味合いで、私はこれから中央保育所の今後について考えを整理してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君）　４番谷忠君。

○４番（谷　忠君）　関連して、質問の最後のほうに書いてありますけれども、２１年度決算で、臨時職員も含めて８３．３％というのが人件費の割合で、この８３．３％というのは、町長、どういうふうにとらえていますか。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　保育所の人件費等についてのお尋ねでございますが、私もかなり粗いくくりで御答弁申し上げることになるかと思いますけれども、大体今、園児１人当たりで見ますと、おおむね１人１００万円ぐらいかかっているかと思います。町立保育所のみならず町内の他の保育所等についても、ほぼ人件費が園児１人当たり、町立保育所より上回っているかどうかわかりませんけれども、私が聞き及んでいるところによりますと、おおむね１００万円に近い水準で運営がなされているということで、ほぼそれについては、その全体が多い少ないはまた別の話としまして、水準としてはそういう水準だというふうに理解しております。

○議長（西村昭教君）　４番谷忠君。

○４番（谷　忠君）　保母さんの採用基準といいますか、定員数といいますか、これは幼児の年齢別の実質人数で計算されるというふうに理解していいですか。（「はい」の声あり）ああ、そう。

私は、先ほどから申し上げておりますけれども、この問題は、近々、避けて通れない問題だというふうに理解しております。そこで町長にこういうお尋

ねをさせていただいたのですけれども、これは、長い年月をかけず、近い将来必ず来ることですから、しっかりと検証して、どういうふうに持っていくのかということも含めて、統合も含めて、幼保の問題については真剣に内部論議をしていただいて、またそのうち報告をいただければというふうに思っておりますので、強い要望をいたしておきます。

次に、２項目めに入ります。

具体的に担当課長から御答弁いただきましたけれども、町長、先ほど何人かの課長から御答弁いただきましたけれども、感想としていかがですか。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　４番谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

それぞれ御質問いただきました検討協議事項の経過につきましては、的確に事業が意を呈して進展しているものもございます。いろいろ時間を費やしているものもございます。総体的に、私は常に事の進捗を早めるようにということで申しておりますが、今この時点をもって、それが十分なされているかどうかということではなかなか判断できませんけれども、十分期待にこたえる進展もあるものもありますし、なかなか思うような進展がないものもあるという実態でございます。

○議長（西村昭教君）　４番谷忠君。

○４番（谷　忠君）　町長の答弁の中にも、またエンドレスという言葉が出てまいりました。先般の全員協議会でも３度ほど課長のほうからエンドレスという言葉が出てきました。課題はエンドレスにあるのですよ。これこれに関する問題についての課題というのは、解決しないというか、課題というものは永久的に引っ張っていく場合もある。しかし、問題の解決というのは、その時点、その時点で最善の方向を出したことが、それが解決なのですよ。議題がそれにそぐわなかったら、また変えていけばいいのです、制度を。だから、課題は残りますよ。そのことによって問題解決ができないということはないのです。

問題というのは、町長がよく言われるように現場にあって、現場に足を運んでみて問題があって、解決策も現場にあると。私はそう思っていますから、こういう答弁というのは、極めて私には納得のできないことなのですよ。

それで、昨年もこういう質問をさせていただきました。その中で私が申し上げたのは、すぐに調整できるもの、結果を出せるもの、あるいは調整が必要なもの、営々として何年もかかるものと、こういう区分けをして報告をいただけませんかと、こういう質問をしたつもりなのです。

これを見ますと、短期間で完結できるものがあるではないですか。それが、こうこうやりとりをすることが、まさに非効率的だと思いませんか。報告をして済むことなのですよ。途中経過でもいいのですよ。今、こういう課題について皆さんから御指摘いただいたことについては、こういう経過にあると。私ども町民を代表する議員に、こういう検討をするとか、あるいは協議すると答えたことは、全町民に対して約束したことなのですよ。我々はたまたまそのかわりとして申し上げているのであって、我々議員だけに検討すると答弁したつもりではないはずですから。その点いかがですかね。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　４番谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

課題解決に対します取り組み姿勢というのは、私も、課題の大きい小さいは別といたしまして、これはもう、エンドレスだということは、もう当然、理解もしておりますし、そして、その答えというのは、必ずその一点に常にとどまっているものだとも思っておりません。常にやはり、時代の移り変わりとともに要請が変わってまいりますので、それについては常にエンドレスで取り組むというようなことは、全く同感でございます。

それと、途中のそういう、皆様方から町民の声としていただいた御意見、課題解決等に向けての御質問に対します答え方としては、私は、実際それを事業化したり、あるいは事業化のめどを広報等でお示ししたり、場合によっては議会でまたお話をさせていただいたりということで、それは常に、町民の皆さん方に現況をお伝えするという気持ちは持っております。そして、そういうふうにアプローチをするように担当課長にも常に言っておりまして、ですから、谷議員もおっしゃってくれましたけれども、まず現場に行って課題をきちんと押さえてこいということは、常にそれはもう口が酸っぱくなるように言っていますので、そういうことを通じてまめに動くというのも、町民の皆さん方にも伝わっていくものというふうに私は確信しておりまして、もしそういう部分で十分でない面があるとすれば、それはこれから改善を図っていくべきだというふうに理解しております。

○議長（西村昭教君）　４番谷忠君。

○４番（谷　忠君）　そういう姿勢で物事を当たっていただければいいのですよ。

ただ、私、過去に、議員になってから３回ほど、議員になる前の事項について、このことはどうなっていますかと。そうしたら、検討するとか協議するとかという、そういう答弁があって、議事録をひも

といてみたらあったものですから、全然協議していませんと、検討していませんと、これは三度ほどあったのですよ。だからこういう質問をさせていただくのですよ。これはもう、こういう答弁で終わってしまっていることが往々に多かったのですよ。だからあえて何回もこういうことを言わせていただいていると。

それで、具体的に入ります。

まず１点目、これは１番議員が質問をした昨年の１定の中であります。このときに、今回の答弁で、東中中学校と上富良野中学校ですけれども、３年生を対象にして説明をさせてもらったと。これは２年生、１年生はどうなっているのか。３年生だけを対象にして説明させてもらったということについての、その意図は何なのか。

それから、昨年の１定の１番議員の御質問の中で、高校生について、これはまだ協議中と。何か弊害があるのですか。学校の先生方の理解が得られないのか、あるいは授業のカリキュラムに編入することが難しいのか、その点についてお尋ねします。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　４番谷議員の、まず自治基本条例の中学生、高校生に対する説明の経過についての御質問でございますが、自治基本条例の説明につきましては、私が把握しておりますのは、３年生を対象に説明をさせていただくということで、毎年３年生を対象にということで、これからも継続的に３年生を対象にということで、ここで御答弁させていただいているところでございます。

高校につきましては、高校のカリキュラムの中で、この基本条例の説明をする時間がとれないと、今のところそういうようなことで実現に至っていないというふうに聞いておりますので、これについては、ぜひ説明をさせていただきたいということで、高校とこれからも協議をさせていただくということで御答弁させていただいているところでございます。

○議長（西村昭教君）　４番谷忠君。

○４番（谷　忠君）　それで、我々の一般に配布されている冊子と、それから学生に対するわかりやすい説明資料というのは、これは分離されているのですか。

○議長（西村昭教君）　町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（中田繁利君）　４番谷議員の御質問にお答えいたします。

答弁にもありましたように、担当のほうが中学校のそれぞれ担当の先生といろいろ協議しまして、生徒にわかりやすいような形ということで、新たに資料をつくりまして、授業で説明しているところでございます。

○議長（西村昭教君）　４番谷忠君。

○４番（谷　忠君）　こういったことについては、これは確認しなかったら、今まで報告が何もないのですよ、はっきり申し上げて。私は当然、中学生、それから高校生に対して、自治基本条例の中身について、授業のカリキュラムとして、当然、高校ではあったものと、そういう推測をしていたのです。お伺いして初めてこれはわかったことでしょう。こういうことはちゃんと担当課長がやるなり、それは執行者側として十分、委員会なり、全員協議会なり、今はこういう状況にあるのだと、あるいは定例会を通じてでも、町長の行政報告の中でやれるはずなのですよ。そのことを私は何回も申し上げているので、こういうやりとりをすることは、私は極めて時間的に無駄だと思っているのですよ、はっきり申し上げて。私が言っていることは無駄だなと自分だって思っているのですよ。こんな１時間も使ったら怒られますからね。

それで、次に移ります。

それで、２点目、保健所と連携して自殺者の実態把握、それから専門医によるメンタルヘルス及びうつ病予防のための講演会を３回実施したというふうになっていますけれども、保健所と連携をして、自殺者の実態把握。これは、実態把握はどういう中身を言って、みずから命を絶たなければならなかったという、その原因。

きのうちょっと、５時半ごろテレビを見ましたら、ちょうど北海道のみずから命を絶つ方が４名おられる。私のこれによくマッチしているなと思ったのですけれども、これは何かドラマかなと思ったらコマーシャルだったのですね。それで終わってしまったのですけれども、４名という数字を言っていました。上富良野にも、この方の質問の中で、実際、現実にみずから命を絶たれる方が多いと、こういう状況でありますけれども、この実態把握の概要について御説明をください。

○議長（西村昭教君）　健康づくり担当課長、答弁。

○健康づくり担当課長（岡崎智子君）　４番谷議員の御質問に御報告いたします。

町の自殺者の実態につきましては、平成１５年から２１年の間で、男性が２３人、女性が１１人、合わせまして３４人の方がみずから命を絶っておりました。男性では４０歳代の方が最も多く、次いで３０歳、５０歳代と、現役世代の方が多い状況でした。職業、家族背景につきましては、さまざまな状況にありました。治療状況につきましては、治療につながっている方もおりましたけれども、全く治療

につながらない状況、また治療状況が把握できない方もいました。女性につきましては、５０から７０歳代、慢性疾患とかうつ病、統合失調などで治療を受けている方が多い状況にありました。

以上です。

○議長（西村昭教君）　４番谷忠君。

○４番（谷　忠君）　現実に、講演だとか、そういったこともちろん重要でしょうし、啓発運動も大切なことなのですけれども、私は、その人がどういう心の悩みを持ってこういうことになるのかということを、やっぱり個別訪問、そのことが最も大事だと思っていますから、もちろん、あなた、何か心配事はありませんかなどという声をかけることはなかなか難しいのですけれども、何かのことを発信しているということはよく言われます。ただ、結果として、ああ、あのときそうだったのかなと、このようなことは予後としてわかるのですけれども、もちろん、あなた方については専門家でしょうから、そのことは十分注意をしながら啓発に努めていただければなと、こんなふうに思っております。強く要望をいたしておきます。

次に、３点目の定住化促進対策についてでありますけれども、この定住化というのは、極めて各町村でもやっていますけれども、私の町、町長、みずからこれ、先頭になって、大変な思いを持って取り組もうとされておるのでしょうけれども、これといって策はない、こう思っているのですよ。

それで、町長は、できることなら上富良野の人口を減らしたくないのだと、３０年に１万９，０００人を超してと推定した目標を立てていますけれども、現にもう、１万ほど割ってしまっているのですよね。このことを強く意識で持つなら、こういうものは早くやらないとだめだ。今ごろこのようなプロジェクトをつくっているとか、このような話ではないと思うのですけれども、いかがですかね。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　４番谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

大変ハードルの高い課題でございます。移住・定住を求める事業は、もう全国的に取り組みがなされております。そういう中で、上富良野に移住・定住をしていただけるような妙案というものは、今、検討作業を進めておりますけれども、多分、非常に、考え方として消極的と思われるかもしれませんけれども、これはという、他の地域を勝るような妙案は、大変厳しいかなというふうに思っております。

あわせて、私、常に全課に申し上げておりますのは、よそから来ていただく、もちろんそういう魅力づくり、あるいはそういう関心を持っていただくような手法も講じることも一方では大事ですけれども、他方、上富良野町から町を離れる人を１人でも少なくするということも、それ相当の私は意義があると思っておりまして、それにはまず、今の現状を見ると、高校なり中学校、学業を終えられて、ほかの町へ職を求めておられる方が大半ですから、農業後継者なり商業の後継者を除いては。ですから、まず上富良野で職を求められるという、そういう下地を何とかつくれないかということで、私は相当意を使っているつもりでございます。

おかげさまで内田工業の後にプラスコさんがすぐ継続的に事業展開していただいたり、あるいはかみふらの牧場さんが豚舎をふやしていただいたりということで、速度は遅くても、そういう足跡もあります。私は、そういうことで、移住・定住とあわせて、上富良野でなりわいを立てていけられるような、そういう仕組みもあわせて行うことが町としてできる近道ではないかなというふうに考えております。

○議長（西村昭教君）　４番谷忠君。

○４番（谷　忠君）　最後になりますけれども、私は、この問題を通じていつも思っているのですけれども、政治姿勢を明らかにしなければならない執行者にとって、議会で答弁することは、何ら私は不都合もないし、難しく考える必要もないと思っているのですよ。そのことによって、その形が実ってこそやっぱり執行部の信頼が高まって、町政確信につながって、町民の信頼も得られると、こう思っているものですから、ぜひ前向きな取り組みをお願い申し上げたいと、こんなふうに思っています。

私は、昨年申し上げましたように、こういう議会を通じて、できれば町長の執行方針の中で報告いただければ、何ら問題は、その目線で、その時点で、この問題に対してはこういう状況にあるのだということは素直に私ども受け取って、そして素直に町民の方にお伝えできるということなものですから、余計な作業を省けると、こう思っているものですから、そのことを強く求めて御質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（西村昭教君）　以上をもちまして、４番谷忠君の一般質問を終了いたします。

次に、５番米沢義英君の発言を許します。

○５番（米沢義英君）　私は、４項目にわたって質問させていただきます。

第１番目には、地方交付税の運用のあり方について質問させていただきます。

国においては、地方交付税の増額配分が、この７月２３日に決定されました。その決定を受けて、町

においても、この９月定例議会において、地方交付税の増額予算が提出されようとしております。

その内容を見てみますと、地域活性化に対する取り組みの交付金、あるいは雇用対策に充てられるというような内容のものであります。また同時に、町においては、政策的な予算として、その増額された交付税の一部を計上され、予備費、あるいは起債の償還と、あるいは中山間地等の予算に計上がされておりますが、取り組むべき内容として否定するものではありませんが、しかし、今回の交付税の増額の中身を見ますと、当然、町民の暮らしと福祉の向上のためにこそ活用すべき内容であるものと私は考えるものであります。

また、その活用の仕方として、大まかに何点か例を挙げてみたいと思います。

来年度までに家庭に設置が義務づけられている火災報知器の設置時の助成。上富良野町においては、消防等において聞きますと、まだ５０％台ではないかという話でありました。あるいは、子供の健康を守る上から有効とされている子宮がんの予防につながる子宮頸がんワクチン接種時の助成。国においても、これらの取り組みの予算を計上されていると聞きます。また、細菌性髄膜炎は、乳幼児にかかると大変重症化するという形の中で、ヒブワクチンに対する助成も必要でしょう。また、老朽化している学校の遊具の取りかえやいすの取りかえ、さらに、地域から要望が出されている遊具の設置や、あるいは側溝の設置、さらに、未就職者に対する支援など、増額配分された交付税の使い道は数多くあると考えます。この点について、町長はどのようにお考えなのか、見解を求めます。

次に、国民健康保険税の問題について伺います。

国民健康保険事業は、ほかの健康保健に加入していない人たちが必ず加入する医療保険となっています。それは、自営業者であったり、あるいは農業者、年金者であったりという人たちの加入制度になっています。上富良野町では１，８３６世帯が加入し、３，４９７人の方が加入しているという状況になっております。

近ごろでは厳しい経済状況の中、国民健康保険税を納めるのが年ごとに大変になってきている、重税感がますますふえているという声が聞かれるというのも実情であります。さらに、町においては、決算等で見られるように、未収や滞納、不納欠損などが常態化するという傾向にあります。国民健康保険税の負担の軽減を求める声が、根拠がこういったところにもあるのではないでしょうか。

国民健康保険に加入している世帯の重税感や自治体財政が大変になってきた原因は、厳しい経済状況の中で所得が伸び悩む、あるいは国の国庫負担による削減が大きく寄与しているという原因になっていると考えます。私たちはこの点でも、医療費の４５％に戻すこと、これを国や関係官庁に対して要望しています。

そのことを申し上げて、次の項目について町長の見解を求めます。

一つ目には、経済状況の落ち込みで、近年、国民健康保険加入者の重税感は大変な状況にあります。一般会計からの繰り入れなどをして税の軽減対策を実施すべきだと考えますが、いかがお考えでしょうか。

二つ目には、一部の自治体では税の不公平感を是正するとの理由から、資産割の廃止をしている自治体もあります。富良野圏域では中富良野町、富良野市などがあります。町において、今後の対応についてお伺いいたします。

三つ目には、国民健康保険法４４条では、低所得者の加入者に対しては窓口負担の減免制度ができるものと定めております。町等においては、失業者など特殊な事情に対しての適応も書かれておりますが、しかし、実態としては、これも効力を発していないというのが状況ではないでしょうか。経済状況等の落ち込みなども考慮し、所得の少ない加入者に対して、恒常的な制度として検討、実施すべきだと考えますが、この点について町長の見解を求めます。

次に、温暖化対策について伺います。

上富良野町においては、地球温暖化推進法に基づき、温室効果ガスの排出抑制のための地球温暖化対策実施計画が策定されました。その計画には、二酸化炭素排出量を町民１人当たり２５％削減、６．４３トンから５．９４トンまで下げるという方向を示しています。

今、国や道においても二酸化炭素削減に向けた各種の補助政策があり、この補助政策を多く利用する自治体や個人、団体も生まれているという状況にあります。冷え込む地域経済の流れを変えるきっかけにしたいとの期待感もあり、今、多くの自治体でこの制度を活用する、また、地域においては地域経済の冷え込みを何とか変えようという形の中で、この制度をいかに上富良野町に合わせた形の中で活用するかということが一層求められているのではないでしょうか。

町がこの間、新築した家屋の中には、ソーラーパネルの設置、あるいはエコキュートの設備暖房などを設置する人がふえるという状況にあります。この流れを推し進める、これが今、町の経済を活性化する、町の二酸化炭素削減の方向性を示すという点で

大変重要になってきております。

しかし、この間、私の質問に対して、環境設備に対する補助制度については消極的な態度をとっておりました。しかし今、この時世の流れでは、この消極的な態度は時の流れに押しやられてしまうという危険性を持っているということを考えれば、二酸化炭素削減推進と経済の活性化のためにも、町は将来を見据えた、より具体的な対策をとることが今求められていると考えますが、いかがお考えでしょうか。

町長に、次の２点について質問いたします。

二酸化炭素削減などには住民の協働の取り組みが求められています。もう既に、国は、ごみの分別等々を含めた、各種の二酸化炭素削減に向けた取り組みが実施され、町もそれに向けた周知もされておりますが、今後さらにわかりやすく、具体的な周知の対策が求められていると思いますが、この点についてお伺いいたします。

二つ目には、町においても環境に対する関心が高まっております。また、家屋の新築時における環境に配慮した給湯設備や暖房機を設置するというところがふえ始めております。町としても、省エネルギー、環境設備に対する補助制度の導入を検討すべきだと考えますが、いかがお考えでしょうか。

次に、農業の問題についてお伺いいたします。

長雨や高温多湿という状況の中で、農作物に少なからず被害が出るという状況になっております。ある農家の人に聞きましたら、ことしは本当に大変だ。タマネギ、あるいは豆、あるいはビートに至っても、品質の低下や腐れという状況の中で、本当に年を越せるかどうかわからないという声が、私に話してくれました。昨年においてもこのような状況。当然、収穫してみなければ、その被害状況もわからないということもあるかと思います。しかし、長雨による農作物の被害は顕著に出ており、その被害は明らかであります。上富良野町の現時点での被害状況はどのようになっているのかお伺いします。

また、今後、その被害に対する農家に対する救済・支援対策も当然必要になってくるものと考えますが、以上の点について、町長の見解を求めます。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　５番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、１項目めの地方交付税の運用に関する御質問にお答えさせていただきます。

地方交付税につきましては、平成１５年の三位一体改革以降、地方交付税の総額は大きく減少し、その影響を受けて地方財政も悪化した経過にあります。

このような現状の中で、国では平成２２年度地方財政計画において、特別枠として地域活性化・雇用等臨時特例費を創設し、地域主権改革の第一歩として、地方が自由に使える財源をふやし、地方公共団体が地方のニーズに適切にこたえられるようにするため、地方の自主財源の充実、強化を図ることとし、地方交付税総額が増額された経過にあります。

これを受けまして、町といたしましても当初予算において、地方交付税については、臨時財政対策債も含めて一定程度増額計上した中で、地域経済や雇用の活性化、福祉施策の充実など、時代の要請に重点的にこたえた予算措置を行ったところであります。

このような中で、７月末に平成２２年度の普通交付税の額が確定いたしまして、結果として、普通交付税総額は、全体比４．５％、１億２，１５３万８，０００円の増、当初予算対比では１億８，５２７万４，０００円増となったところであり、今回の補正予算に増額計上をお願いしているところであります。

しかし、このような交付税措置は、国の深刻な財政状況や財政再建議論の高まりなどを考慮するとき、地方への財政措置の配慮については恒久的に続くことは期待できない状況にあると考えており、自治体財政の基盤安定化には一層意を用いていかなければならないと考えております。

したがいまして、今後の町の財政運営につきましては、国の地方財政計画等を見きわめた上で、今後予定されている大型事業やさまざまな行政課題等に対応するための財源として、一定程度留保する必要があると考えているところであります。

議員御提案の各施策につきましては、前段申し上げましたように、今後の財政状況を考慮しながら、その必要性、緊急性等を検討させていただき、その方向性を見定めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、２項目めの国民健康保険税に関する３点の御質問にお答えいたします。

１点目の国民健康保険税の軽減対策についてですが、国民健康保険を取り巻く環境は、急速な高齢化が進展するとともに、医療費は年々増大しており、一方では長引く景気の低迷で所得もふえず、保険税収納の低下を来すなど、国民健康保険事業会計は、財政的にも不安定要素を抱えながらの運営を強いられているところであります。

国民健康保険税の軽減策につきましては、前段申し上げましたように、保険税の負担の厳しい低所得者世帯に対しましては、応益割の７割、５割、２割を軽減する制度と、今年度より新たに、解雇・倒産

などの理由により、平成２１年３月３１日以降に失業された方に対して、国保税と保険診療にかかわる自己負担限度額を新たに算定する軽減制度が講じられておりますので、現在の国保財政から見ても、さらなる国保税の負担軽減策の実施は難しいことを御理解願いたいと思います。

次に、２点目の資産割の廃止についてですが、資産割を入れない３方式を採用している市町村は、上川総合振興局管内では旭川市、富良野市、中富良野町の３市町だけであります。資産割を廃止して所得割に一本化することは、所得のある方にさらに負担を強いることになるため、当町としては保険財政の安定化と負担の公平感を保つ観点から、現行の資産割を含めた４方式を採用している経過にあります。

今年度の予算編成においては、基金をほとんど支消して予算を組みましたことから、今後の医療費の動向を見ながら、１２月には税率の引き上げについての判断の時期と考えており、そのときには国民健康保険運営協議会に負荷のあり方も含めて協議していただきたいと考えております。

次に、３点目の恒常的な低所得者に対する対応についてですが、国民健康保険法第４４条の規定に基づき、当町でも平成６年１０月１日から国民健康保険条例施行規則第２７条に一部負担金の減免及び徴収猶予の規定を設け、災害等により被害を受けたり、事業の休廃止、失業等により収入が著しく減少して生活が困難となった場合、６カ月以内の期間に限って一部負担金の減免及び支払い猶予をすることができるとしております。

平成２０年度の調査では、道内の１７３保険者において、８保険者が免除をしたという状況であります。

また、恒常的な低所得者に対する対応につきましては、前段で御説明させていただきましたとおり、当町の国民健康保険特別会計は基金をほとんど支消し、財政的にも大変厳しい状況で運営しておりまして、恒常的な低所得者に対する対応は難しいことを御理解願いたいと思います。

次に、３項目めの温暖化対策に対する２点の御質問にお答えいたします。

１点目の住民への省エネルギーの取り組みの周知についてですが、議員も御存じのとおり、ことしの４月２４日、上富良野町建設業協会が主催者となり、北海道工業大学の協力を得て、当町で初めて地球温暖化対策新エネルギーセミナーが開催されました。まさに事業者みずからが地球温暖化対策に取り組んだ第一歩となったものであり、町としても関係各位に深く感謝しているところであります。

町では、５月の広報誌から「すぐできるエコ活動」コーナーを設け、日常における簡単なエコ活動を紹介させていただくとともに、８月からは町のホームページに省エネ、新エネルギーに関するホームページを追加し、いつでもだれでもが気軽に町の省エネに対する取り組みを知ることができるように努めているところであります。

今後は、９月１９日に開催します自然環境に親しむ事業、親子でフットパスや環境に関するセミナーの開催等を計画しておりますので、町民の皆さんが気軽に参加できるよう啓発に取り組んでまいりたいと考えています。

次に、２点目の住民の省エネ環境設備設置に対する補助金の導入などを検討してはとのことでございますが、昨年、上富良野町地域省エネルギービジョンを策定する際に、町民５００世帯、事業者１００世帯に無作為にアンケート調査を行いましたところ、４０％の回答をいただきました。その中で、今後、町への要望事項を記入していただいたところ、多くの方々から省エネ、新エネ機器購入時の資金援助や情報提供の要望がありました。

町では今、上富良野町地域新エネルギービジョンを策定中でありますので、その中で議論をいただきました検討結果を踏まえた上で、今後、具体的に事業展開ができないか検討を進めてまいりたいと考えております。

御質問にあります省エネ環境設備設置に対する補助金導入ですが、今後の省エネルギー対策として非常に有効な手段であると思いますので、省エネルギーだけではなく新エネルギーを含めて、将来に向けた対応を考えてまいります。

今現在、多くの自治体で省エネ、新エネに対する補助制度が確立されておりますので、内容を把握するとともに、国の温室効果ガス排出抑制の補助制度の導入を検討しながら町の補助策等を整備してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、４項目めの農業政策に関する御質問にお答えいたします。

さきの今村、渡部両議員にお答えさせていただいたとおり、本年の高温・多雨という異常気象により、農作物における農業被害は、農地の冠水や病害等により甚大なものと認識しており、昨年の比にはならない被害だと考えております。

今後、本格的な収穫期を迎え、被害の実態が明らかになってくると思われ、昨年から２年続けて被害に遭われている農業者も少なくないと考えることから、今後の営農に対する不安感が高まってくることが大変懸念されます。

このことから、農協など関係機関と連携を密にし

て被害農業者への対応等について準備を進めているところでありますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（西村昭教君）　再質問ございますか。

５番米沢義英君。

○５番（米沢義英君）　交付税の活用についてお伺いいたします。

結論的には一定程度の内部の留保資金が必要だということで、緊急性も含めた中で検討したいということで、具体的に実施するという形にはされておりません。上富良野町には、既にこれにかかわった地域活性化・雇用対策という形で、約８，９００万円の交付税が算入されているかというふうに思います。

私は、確かに、健全財政を維持するという点では、あるいは、そういった点でも一定の内部留保資金を基金あるいは貯蓄するという点ではよろしいかというふうに思います。しかし今、すぐやれるものがまだたくさんあるのではないかと、住民から寄せられた中に。例えば地域の遊具の問題でも、設置が望まれているのに設置されていないという問題もあります。

まだまだ地域を見たら、側溝がでこぼこになっているという点がたくさんあって、あれにつまずいたらどうするのかと、町の責任問題にも発生するというような、そういう地域もありますし、歩道までも段差がついているという状況もあります。何よりも、このヒブワクチンの問題や、やはり学校の老朽化している遊具の問題でも、補修して済ませるという状況になっていると。こういう財源があれば、そんなに高額にはならない部分もありますので、やっぱり使えば、すぐ設置できるものというのはたくさんあるのです。

また、未就職者という形の中でもこれを使っていいことの内容でありますから、こういうものも含めて、ただ緊急性というだけではなくて、やはり今すぐこれを具体的にするということが町に求められていると思いますが、ぼやかさずにきちんと検討会議を開いて、これをどう使うのかというところまで考えて実施されるべきだと思いますが、この点をお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　５番米沢議員の１点目の地方交付税の運用についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、今回の補正で組ませていただいております交付税の扱いについては、予備費に置かせていただくウエートを高めたところでございます。

その理由といたしましては、それぞれ委員会等で御説明させていただいてきておりますが、この秋が終わるまでの台風時期がまだこれからでございますので、そういった自然災害に対する備え、それから、今後の財政需要、財政の安定化もさることながら、大きな事業がこれから町として想定されることなどを考え、さらには、今の国の現況を私なりに推察するに、このような交付税措置が継続的にあるという期待は、持つことは大変、それは現実的ではないというふうに考えております。むしろ今の国の財政状況等を見ますと、かつての三位一体改革のときのような、非常にまた厳しい局面が、そう遠くないときに来るというふうに想定されますので、それに備えたしっかりとした財政の備え、しかし、それとあわせて、予定される大型事業等についても対応できるような財政基盤、そういったものを今から備えておく必要があると思っております。

それと、ただいま議員からお話がありました個々の施策について、検討できるものもあろうかと思います。この自然災害等の落ち着きが、１２月を迎える前にはそういう時期を迎えますので、私の思いといたしましては、１２月の定例会を迎えるに当たって、今回の予備費に計上させていただきました交付税の使途につきまして、さらに具体的に検討して、その最終的な扱いを皆さん方に御相談申し上げてまいりたいというふうに考えております。今はその途中経過にあるという、そういう今の時期の実態も御理解いただきたいと思います。

○議長（西村昭教君）　５番米沢義英君。

○５番（米沢義英君）　確認したいのですが、町長、今回の地域活性化や雇用拡大に向けてのこの交付税は、やはり私が言うように、一定その部分、使わなければならないということで、この１２月等において具体的な対策を図ると。これは駆け引きなしですよ、町長。これを言った以上は、公の場ですから、町民も皆さん聞いているわけで、後で政策調整会議で調整して、できなかったという、子供と子供の話でもないわけですから、このことは担保されるということで認識してよろしいですか。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　５番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

どういうような事業展開が上富良野町民のためにとっていいかということは、今後、１２月の定例会に向けての中で皆さん方に御提案申し上げて、御相談申し上げながら、その方向をきちんと定めてまいります。

○議長（西村昭教君）　５番米沢義英君。

○５番（米沢義英君）　言った以上は、忠実にこれを実行するということが町長にこれから求められる

わけですから、この点、申し上げておきたいと思います。

この間言った、細菌性の髄膜炎に対するヒブワクチンの問題、確かに経常的にかかる費用ではありますが、しかし、これが一たび子供にかかったら、やっぱり脳性麻痺やいろいろな、身体障害が出るというような、そういう状況もあります。未就職者に至っても、まだ仕事があれば、上富良野町でも就職につきたいという方もたくさんおられます。そういう具体的なことを、今、交付税を活用しながら、町の人たちが望んでいるということをもう一度確認したいと思うのですが、そういう方向で、これから具体的な、必要ならば、要望だとか、募集したりだとかするということも一つの方法だと思いますが、確認しておきたいと思います。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　５番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

個々具体的な事業として、どういったものを取り上げていくかということについては、今ここで述べる状況にはございませんが、いずれにいたしましても、有効に、その交付金が町民のために使われる、どのようにすれば町民のために役に立つかということを十分検討した上、さらに皆さん方議会にお示ししながら方向を定めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（西村昭教君）　５番米沢義英君。

○５番（米沢義英君）　町長、かたい決意ですから、それを信じたいというふうに思います。ただ、出てきたときにどういう話になるかは別としても、そのことはきっちり、町長の責任において、ぜひやっていただきたいというふうに思います。

次に、国民健康保険税の問題についてお伺いいたします。

国民健康保険税の軽減ということで、自営業者であったり農業者、あるいは年金で生活されている方等々、いわゆる構造的な、脆弱な財政基盤という形になっております。

この間、町の担当者の説明、あるいは町長の説明では、他の自治体から比べても、１人当たりの保険料は低いのだということを言われております。確かに低い状況にはあります。しかし、上富良野町の年間の所得等を見ましたら、いわゆる２００万円以下の世帯が年々ふえる傾向があります。営業者にとっても、農業者にとっても、その所得者にとってもふえるという状況です。

このことを考えたときに、一概に単純に、いわゆる国保税が全道から見ても低いから、これはそう負担感はないのではないかと感じておられると思いますが、このような営業をされていることがありました。固定資産税も払わなければならないと。消費税も払わなければならない。かといって、商売の売り上げは伸びているのかといったら伸びない。それで資産割についても払わなければならないという状況の中で、本当に税の負担というのは大変だということを言っているのです。

やはりこういうことを考えたときに、上富良野町の、やはり国民健康保険税の税の負担というのは限界に来ているのだと私は考えておりますが、この点は、町長、どのように認識されておるのかお伺いいたします。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　５番米沢議員の保険税に関します御質問にお答えさせていただきます。

冒頭、御答弁でも申し上げましたが、町の健康保険財政基盤は非常に現在厳しい状況であります。加えて、ほとんどの基金も支消して２２年度の保険運営を行っている現況にございまして、加えて保険税の水準が管内的に見ても高くない、私はレベルだというふうに認識しております。

そういうことで、さらに負担の軽減を図るということは、そういう想定はできない状況だというふうに思っております。加えて、資産割の賦課方式についても、むしろこれは公平感を保つ方法だというふうに私は評価しておりますので、現行の体制の中で基盤の安定を図っていくことが肝要だと考えております。

○議長（西村昭教君）　５番米沢義英君。

○５番（米沢義英君）　なかなか厳しい実態というのは、町長は御存じではないのだろうと思います。聞けば聞くほど、本当に、自営業者に至っても農業者に至っても、一般の方に至っても大変です。

町長は、事あるごとに、答弁書の中に７割、５割、２割軽減しているからいいのではないかと。これは国から定められた制度であり、これは実施して当たり前の話なのですよ。

なぜ上富良野町の国保税が軽減されないのかということなのですが、これは一般会計の繰り入れをずっと、１５年度から見てみました。そうすると、保険基盤安定軽減資金、支援金、職員給与、出産一時金、財政安定化支援事業という形の中で、これは義務的な経費として国から来ていて、これが一般会計として名目上出されているだけなのですよ。だから、実質、一般会計からの繰り入れというのはされていないという状況です。何ぼかされている分はあるのですよ。全くということではないのですが、これを３，０００万円なり４，０００万円なりふやせば、約１万円ぐらいは軽減できる可能性が出てくる

のです。

こういうことをやっていて一般会計から繰り入れしているということは、全くとは言いませんよ。だけれども、余りにも少な過ぎるのだと、今の実態からすれば。私はこういうふうに認識しているのですが、町長はどのようにお考えですか。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　５番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

一般会計からの繰り入れ等による保険財政の運営実態につきましてのお話でございましたが、私といたしましては、町民すべてが加入している保険の仕組みでもございませんし、そういったことを、全町民の公平感から考えましても、今の一般会計からの繰り入れ水準をさらに高めることが、町民の公平感を保ちながら繰り入れをふやしていくということは、むしろ非常に疑問だというふうに理解しておりますので、今の水準は適正だと考えております。

○議長（西村昭教君）　５番米沢義英君。

○５番（米沢義英君）　適正でないのですよ、町長、今の社会環境から、経済状況から言っても。行政側から見て適正だと言っているだけであって、加入している方々からしてみれば、この税の負担はいかに本当に大変なのかということを、町長、歩いて実際聞いてみてください。そういう声がたくさん返ってきますから。

私は、そういう意味では、まだまだ、例えばこういう財源を、今回交付された財源だとか積み立てに回った財源、こういったところに充てるだとかすれば、十分国民健康保険税の軽減ができる。このことを訴えて、次に移りたいと思います。

次に、資産割の廃止の問題なのですが、他の町村の実態を聞きました。確かに資産割を廃止すれば、また、その分どこかで上げなければなりませんということです。ただ、不公平感を是正するという点で、いわゆるこの税金というのは、地元に資産を持っている。他町村に、例えば僕なら僕が、仮にですよ、いろいろ土地や家屋を持っている、アパートを持っているという場合は、上富良野町ではかからない。そういう不公平感を是正するために、この資産割を廃止した。あるいは、自営業者にしてみれば生産手段です、商売を営む。確かに利益を上げる場合もあるけれども、しかし、あくまでも生計を維持するため、暮らしを維持するたの生産手段なのです。

そういうことを考えたときに、資産割はどうなのか。もしくは無年金者、いわゆる所得がゼロ世帯に対しても、この資産割があれば当然かかります。そういうことも含めて不公平ではないかと。だけれども、これを是正するということになれば、他の所得割、均等割、平等割に上がるから、いろいろ、その採用の仕方だと。しかし、私は、そういうことを考えたときに、一定部分、この資産割の廃止もあっていいのではないかと、その不公平を是正する意味でです。そう考えますが、町長はどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　５番米沢議員の国民健康保険税の賦課方式の資産割についての御質問にお答えさせていただきますが、私は、米沢議員とまた考えを異にしておりますが、私は、大都市は、自分の資産を持たない中で営業をされているという方の比率は、多分高いと思います。大きな市部だとか、そういうところはそういう傾向にあるかと思います。しかし、こういう上富良野のような町の実態の中では、自営業者等の事業実態を見ますと、やはり、資産を持ちながら仕事をされているという方がやはり主流であろうと。当然、そういう客体に対しましても負担を求めていくということが、むしろ国保財政の安定化に資するというふうに私は理解しておりまして、都市部とこういう地方とは全く状況が違うというふうに理解しておりまして、現行制度は１０％でありますが、資産割を採用していることは税の負担の公平化に役立っているというふうに理解しております。

○議長（西村昭教君）　５番米沢義英君。

○５番（米沢義英君）　所得がない世帯というか、そういうことも町長は言われておりますが、しかし一方で、そういう不均衡が、やっぱりあるということは事実でありますから、この点、見直す点についてはぜひ見直して、やっていただきたいというふうに考えています。

次に、３番目の国保の第４４条の低所得者の窓口負担の問題ですが、確かに町においてはそういった緊急時、失業等の適応をうける救済、あるいは減免猶予という形で述べられておりますが、これが発動したという事例はありますか、今まで。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　当町においては、これを適用したというような事例があるというふうには聞いておりません。

○議長（西村昭教君）　５番米沢義英君。

○５番（米沢義英君）　そうなのです。これは周知されていないのです。よくわからない方が多いのです。少なくとも、こういう、何らかの形で、病気で仕事につけなくなった、あるいはそういう失業に陥ったという方がおられると思います。そういう方に対してはきっちりと、こういう制度があるという

ことを周知するということも一つの方法だと思いますが、この点、しっかりとやっていただけますか。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　５番米沢議員の御質問の、低所得者に対します対策についての周知についてお答えをさせていただきますが、不十分なところがあるとすれば、それは多くの皆さんが周知していただけるような工夫はしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（西村昭教君）　５番米沢義英君。

○５番（米沢義英君）　そういうところが、こういう制度はつくったけれども周知されていないという問題がたくさんあるのですよ。こういうもので救われるという方もたくさんいるはずですから、この点をぜひやっていただきたい。

それと、もう一つは、低所得者の負担の軽減で、４４条では、この窓口負担の減免もできるというふうに解釈、私はするのですが、この点はそう理解してよろしいのかお伺いいたします。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　５番米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、窓口負担の軽減も、この４４条の中では含まれているというふうに理解してよろしいかと思います。

○議長（西村昭教君）　５番米沢義英君。

○５番（米沢義英君）　そうすると、こういう制度をやはりきちんと行政がつくるということが次の段階で求められています。

わかりやすくお話ししますと、所得がない世帯、あるいはなくても、例えば窓口では個々で３割だとか払わなければならないという状況になっています。こういうところに不公平感というのが私は生じているのではないかというふうに感じています。こういう制度では、そういうことでもきちんと対応できる制度なのに行政がつくっていない。それで、ここの中では財政が大変だ、どうのこうのということを掲げられておりますが、手法としては、７割減免するだとか４割減免するだとか、窓口負担ですよ、いろいろあると思うのです。やはりこういう制度が、国としても実施していいということを言っているわけですから、すぐ実施すべきではないですか。

それで、未納になったときにすぐ督促状を出すということは早いけれども、税の引き下げだとかこういう問題にはなかなか手をつけないというのが実態なのですよ。行政サービスもつくって、そして滞納者には、悪いから当然そういうものに該当するのでしょうけれども、私はこのときには反対しました。だけれども、そういうことをやるのだったら、一方でこういった制度に基づいて軽減措置を、窓口でも負担軽減ができる制度をつくるべきだと思いますが、町長、これ、どうですか、この点。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　５番米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、町独自の制度を制定するということは、考えは持ち合わせておりませんが、国民健康保険法の中で定められております制度の活用については、これはもう、そのような活用が周知できますように、工夫の余地があるとすれば、それはもう改善をしてまいりたいと思いますし、対象の範囲がどういうふうに定義されているかといえば、これはまた担当のほうで精査いたしまして、町民の方々に伝わるような工夫はしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君）　５番米沢義英君。

○５番（米沢義英君）　町長、まともに答えていないのですよ、これ。そういった所得が階層別にゼロであったとしても、年間３０万円、４０万円、８０万円ぐらいの町民税非課税や、そういった老齢年金世帯に対しても、そういった状況、窓口で３割負担とかなっている場合があります。障がい者だとか認定を受けていれば変わる場合もあると思いますが、私は、こういうときに、やっぱりきちんとその制度を活用するということを町として行政とやる義務があると考えておりますが、今後、この点、実施に向けて検討するということで、町長、どうお考えですか。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　５番米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、定められた制度を活用するということに対しましては、何ら私も異を持っているものではございません。その制度をどのように町民の皆様方に活用ができるような周知をしていくかということについては、これは意を用いてまいらなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君）　５番米沢義英君。

○５番（米沢義英君）　私は周知の話をしているのではないのです。周知の話は、失業だとか休業、あるいは病気になったときの、この点に対して周知と言っているのであって、今言っているのは、この４４条に基づいた窓口負担をどうするのかということの話で、それを単に、こういうことがありますよと周知するという、そうしたら、それに対して町民の方が、返事が返ってくるまで待っているということですか、町長。お伺いいたします。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　５番米沢議員の御質問にお

答えいたしますが、制度についての説明を被保険者の皆さん方にさせていただくということ、そして、それを適用できると推察される方々からお話があったときに、どういうふうにその活用ができるか、今、米沢議員がるるおっしゃっておりますが、そういうことが対象になるのかどうかということも含めて、それは都度、都度、対応するということになりますので、今、どういう方までいいですよ、今、どういう方がいいですよということにはならないと思います。

○議長（西村昭教君）　５番米沢義英君。

○５番（米沢義英君）　答弁に全くなっていないのですよね。何を言っているか僕、よくわからないのですよ。ちょっとこれ、議長、もうちょっと内容を、きちんと説明を、わかりやすくするように、ちょっと、議長、指示をお願いいたします。

○議長（西村昭教君）　副町長、答弁。

○副町長（田浦孝道君）　私のほうからも若干、説明をさせていただきたいと思いますけれども、今、町長から答弁させていただいていますように、運用の実態が、なかなか、全国的に見てもないというのが厚労省の段階でも把握されているようでございまして、ここ最近の情報によりますと、全国の各保険者が適切にその制度を運用できるような、一つの判断基準をモデルとして示したいというような、そういうお話も我々のほうとしては若干耳にしてございますので、そういうものがどういう内容なのか、そういうことをしっかり踏まえて、ただいま町長が申し上げましたように、実際に皆さんにお知らせするとともに、保険者として具体的に判断ができるような、そういうものも持ち合わせる中で、適切に対応することが今求められていると思いますので、ぜひともひとつ、その点も含めて御理解をいただきたいと思います。

○議長（西村昭教君）　５番米沢義英君。

○５番（米沢義英君）　いろいろなことを、この間も副町長は言われるのだけれども、なかなか実行が乏しい場合があるのですよね。副町長のおっしゃる、状態も調べて、検討するかどうかというところまでちょっとよく聞き取れなかったのですけれども、やはり検討するということで受けとめていい言葉なのですか、それは。

○議長（西村昭教君）　副町長、答弁。

○副町長（田浦孝道君）　ただいま申し上げたことの繰り返しになりますので、大変申しわけございませんけれども、今、この間、町長が答弁申し上げた中には、平成６年に制度化して、今現在、運用実績がないということでございまして、私どもも、そういう実態を踏まえて、制度をしっかり運用できるような実態になっているのかと申しますと、今、議員もいろいろと町のルールを見て、いろいろ助けられていると思いますが、私どもとしては、今持ち合わせているそのものだけで制度を運用するということはなかなか困難でございますので、しからば、経済的に困窮したときに、どういう経済水準になったときに困窮したという判断をするのかどうか、これらについては私どもも、判断基準を具体的に今現在持ち合わせてございませんので、そういうものも含めて、全国のそういう状況を、厚労省の段階で危惧されて、一定程度、自治体がどういう判断をするか、そういう参考の基準を示したいということで国も動いているようでございますので、そういうものを見て、どういう判断がいいのかについては十分熟慮しなければならないというふうに考えているところであります。

○議長（西村昭教君）　５番米沢義英君。

○５番（米沢義英君）　いろいろ、そういう制度の問題点や、いろいろな課題や何かがあると思いますが、ただ、この減免措置のこの部分については、対応できる部分があるのではないかと私は考えております。それと４４条の部分も含めて、これは別問題です。これとリンクする部分もありますが、やはりきちんと区分けするものは区分けしてやるということを、ぜひ検討していただけるということで認識して、次の問題についてお伺いいたします。

温暖化対策ということで、答弁の中に、今後、こういう助成策の導入を検討するということの話ですから、これは間違いなく検討されるということで認識してよろしいかどうか、お伺いいたします。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　５番米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、具体的な取り組みが、どういう取り組みができるかということを今、審議会等々で審議いただいておりますので、それらも踏まえて、また、町としての思いも加えまして、具体化できるかどうかについての検討を進めて、極力そういう形が生まれるように努力してまいりたいというふうに考えております。

○議長（西村昭教君）　５番米沢義英君。

○５番（米沢義英君）　審議会等や協議会等の意見を大いに参考にしていただきたいと私は思っています。

ただ、今の答弁を聞く限りでは、審議会等や協議会等の意見を聞かないと、自分みずから何もできないという答弁なのですよ。そうではなくて、今、私は協議会や審議会に質問しているのではなくて、町長自身に質問しているわけですから、町長の言葉でどうするのかということを聞かせてください。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　５番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

審議会や委員会等の意見を参考にしながら、私として決断していく手法も、これは私の考えとして成り立つというふうに理解しております。

○議長（西村昭教君）　５番米沢義英君。

○５番（米沢義英君）　運営審議会や協議会の以前の問題として、町長は、これは必要だというふうに感じておられますか、そうしたら。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

これは、時代背景等を考慮いたしますと、大いに検討、研究をしていくに値する課題だというふうに認識しております。

○議長（西村昭教君）　５番米沢義英君。

○５番（米沢義英君）　そういう答弁を私は望んでいるのです。私は運営協議会に質問しているわけではないのですよ。町長がみずからの意思決定機関のトップにいるわけですから、最高のトップの人に質問しているわけですから、責任ある答弁をしてもらわないとだめだということなのですよ。

次に移らせていただきますが、農業問題では、確かにいろいろと、もう、前段の議員の方々が述べられました。償還金の猶予の問題だとか利子補給の問題だとか、いろいろな問題、言われました。あとはこういう、農協や関係団体とも連携して、激甚災害に対応できるのだったらそういう制度をつくる、あるいは国や道に、きっちりと今も要請するということでありますから、きちんと農家の人が再生産できるようにするということで確認してよろしいですか。

○議長（西村昭教君）　町長、答弁。

○町長（向山富夫君）　５番米沢議員の農業被害に対します対応についての御質問にお答えさせていただきますが、先ほど来から議員の皆さん方にお答えさせていただいておりますように、今後、被害の実態等を踏まえ、どういう対応、対策が町として講じられるかということをしっかりと見定めた上で、来年の営農意欲がそがれないような最善の方法を講じてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（西村昭教君）　以上をもちまして、５番米沢義英君の一般質問を終了いたします。

これにて、一般質問を終了いたします。

◎散　　会　　宣　　告

○議長（西村昭教君）　以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

あすの予定につき、事務局長から報告いたさせます。

事務局長。

○事務局長（野﨑孝信君）　御報告申し上げます。

あす９月１５日は本定例会の２日目で、開会は午前９時でございます。定刻までに御参集賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

午後　５時５５分　散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成２２年９月１４日

上富良野町議会議長　　西　　村　　昭　　教

署名議員　　渡　　部　　洋　　己

署名議員　　佐　　川　　典　　子

平成２２年第３回定例会

上富良野町議会会議録（第２号）

平成２２年９月１５日（水曜日）

○議事日程（第２号）

第　１　会議録署名議員の指名の件
第　２　議案第　９号　平成２１年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件
第　３　議案第１０号　平成２１年度上富良野町企業会計決算認定の件
第　４　議案第　１号　専決処分の承認を求める件（平成２２年度上富良野町一般会計補正予算（第４号））
第　５　議案第　２号　専決処分の承認を求める件（平成２２年度上富良野町一般会計補正予算（第５号））
第　６　議案第　３号　平成２２年度上富良野町一般会計補正予算（第６号）
第　７　議案第　４号　平成２２年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
第　８　議案第　５号　平成２２年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第２号）
第　９　議案第　６号　平成２２年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）
第１０　議案第　７号　平成２２年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）
第１１　議案第　８号　平成２２年度上富良野町病院事業会計補正予算（第１号）
第１２　議案第１１号　上富良野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
第１３　議案第１２号　かみふらの景観づくり条例
第１４　議案第１３号　上富良野町公共下水道設置条例の一部を改正する条例
第１５　議案第１４号　財産取得の件（ラベンダーハイツ介護用ベッド）
第１６　議案第１５号　教育委員会委員の任命の件
第１７　発議案第１号　町長の専決事項指定の件
第１８　発議案第２号　森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する意見の件
第１９　発議案第３号　道路の整備に関する意見の件
第２０　発議案第４号　ワクチン接種に関する意見の件
第２１　発議案第５号　市町村国保の国庫負担の抜本的増額を求める意見の件
第２２　発議案第６号　議員派遣の件
第２３　発議案第７号　町内行政調査実施に関する決議
第２４　発議案第８号　議会報告会実施に関する決議
第２５　閉会中の継続調査申出の件

○出席議員（１４名）

１番	岡本康裕君	２番	村上和子君
３番	岩田浩志君	４番	谷　忠君
５番	米沢義英君	６番	今村辰義君
７番	一色美秀君	８番	岩崎治男君
９番	中村有秀君	１０番	和田昭彦君
１１番	渡部洋己君	１２番	佐川典子君
１３番	長谷川徳行君	１４番	西村昭教君

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条による説明員の職氏名

町長	向山富夫君	副町長	田浦孝道君
教育長	北川雅一君	代表監査委員	米田末範君
農業委員会会長	中瀬　実君	会計管理者	新井久己君
総務課長	田中利幸君	防災担当課長	伊藤芳昭君
産業振興課長	前田　満君	保健福祉課長	岡崎光良君
健康づくり担当課長	岡崎智子君	町民生活課長	中田繁利君
建設水道課長	北向一博君	技術審査担当課長	松本隆二君
農業委員会事務局長	菊池哲雄君	教育振興課長	服部久和君

ラベンダーハイツ所長	大　場　富　蔵　君	町立病院事務長	松　田　宏　二　君

○議会事務局出席職員

局　　長	野　崎　孝　信　君	主　　査	深　山　　悟　君
主　　事	新　井　沙　季　君		

午前　９時００分　開議
（出席議員　１４名）

◎開　　議　　宣　　告

○議長（西村昭教君）　御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は１４名でございます。

これより、平成２２年第３回上富良野町議会定例会２日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸　般　の　報　告

○議長（西村昭教君）　日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（野崎孝信君）　御報告申し上げます。

さきに御案内のとおり、人事案件の議案第１５号につきましては、後ほど議案をお配りいたしますので、御了承賜りたいと存じます。

議会運営委員長、総務産建常任委員長並びに厚生文教常任委員長から、閉会中の継続調査として配付のとおり申し出がございました。

以上であります。

○議長（西村昭教君）　以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第１　会議録署名議員の指名の件

○議長（西村昭教君）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２０条の規定により、議長において、

１３番　長谷川　徳　行　君
１番　岡　本　康　裕　君

を指名いたします。

◎日程第２　議案第　９号から
◎日程第３　議案第１０号まで

○議長（西村昭教君）　日程第２　議案第９号平成２１年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件及び日程第３　議案第１０号平成２１年度上富良野町企業会計決算認定の件を一括して議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

初めに、会計管理者新井久己君。

○会計管理者（新井久己君）　ただいま上程されました、議案第９号各会計歳入歳出決算認定の件につきまして、概要の説明を申し上げます。

今回、決算認定におけます平成２１年度会計の当初予算編成時の財政状況を振り返りますと、全国的な景気回復面では全国的に悪化していると見られ、北海道においても生産活動の低下、個人消費の弱い動き、雇用情勢の厳しい状況と見られて一段と停滞の色を濃くしている、厳しさが増している地域経済の概況でありました。

こうした中、政府は３年目に当たる経済財政運営と構造改革の関する基本方針２００６年に基づき、これまで行ってきた財政健全化に向けた基本的方向を維持し、引き続き歳出全般にわたる徹底した見直しを行いつつ、景気対策の継続的な施策を行われることが示されたところであります。

このことは、地方財政においても地方団体の自助努力を促し、地方公務員人件費や地方単独事業の徹底した見直しを行う地方財政計画の歳入規模を引き続き抑制する内容にあったところであります。

当町におきましても、地方財政対策で生活防衛のための緊急対策に基づく地方交付税の増額が見込まれましたが、地方譲与税など、国税収入の減少が見られる中、厳しい経済状況の影響を受け、町税においても収入が減少傾向にあり、さらに厳しい財政状況が増していくと予想される中、安定した財政構造への転換を確実にする一方、第５次総合計画の初年度ということから、各施設を着実にかつ計画的に実現するため、効率的で信頼される健全な行政運営を目指した予算編成であったところでございます。

このことから、一般会計における当初予算は６６億１，１００万円、前年度対比７．６％の減、金額では５億４，１００万円増の予算規模であり、その後、状況の変化によりまして最終予算額は７５億１，９２４万２，０００円となったところであります。

その予算に対する決算状況でありますが、一般会計及び七つの特別会計全体の決算総額では、歳入総額が１１１億３，２７７万円、それに対し歳出総額が１０７億７，９４０万で、差引額は３億５，３３７万円となったところでございます。また、七つの特別会計においても、黒字決算となったところであります。

その内容につきまして、一般会計を主に説明をいたしたいと思います。

一般会計の歳入決算は、７６億８，３４２万９，０００円で、前年度よりも１億９，８１６万３，０００円の減となっております。その主な原因としましては、歳入では畜産担い手育成総合整備事業で３億６，８５１万円と大幅な減少、定額給付金及び子育

て応援手当事業などを減少した一方で、国の経済対策による各臨時交付金事業により、国庫支出金が増加となったものの、農業振興整備事業の完了により、道補助金が減少になったところであります。

財産収入では、土地開発公社解散に伴う増加、繰入金では補償金免除繰上償還の財源とした減債基金の取り崩しの減少に伴い、総体としては減少となったところであります。

また、主たる一般財源につきましては、経済状況の悪化による法人の業績不振などにより町税が大幅に減少、また地方贈与税など減少した一方で、新たに地域雇用創出推進費が創設されたことによる普通交付税の増加や、自動車取得税における低燃費車、低公害車等の減収補てん特別交付金が創設されたことによる、地方特別交付金が増加となったところであります。

町債では、町営住宅整備、島津地区道営経営体育成基盤整備事業に伴い、５，７９０万円の増加となったところであります。

歳出につきましては、７４億６，５６７万４，０００円で、前年度よりも１億５，４２１万７，０００円の減少となっております。

その主なものとしましては、投資的経費の抑制を図られた中で、畜産担い手育成総合整備事業費の大幅な減と、農業振興施設等整備事業の完了による道補助事業の減、特別会計の繰出金での簡易水道事業及び公共下水道事業の繰上償還分の減、町立病院の病床転換、トイレ改修に伴う出資金などが減少となったところであります。

また、行財政改革の取り組みにより、人件費、物件費などの経常経費につきましても、それぞれ減額となっているところであります。

平成２１年度の予算執行に当たりましては、議員各位、町民各位並びに各関係機関、団体等の御理解を賜り、自治基本条例、総合計画に掲げる実施計画に基づく各分野における各施策事業の執行を終えたところであります。

それぞれの事業の内容につきましては、歳入歳出事項別明細書の歳出の部におきまして、予算書と同様に記載してありますので、後ほど御高覧いただきたいと思います。

以下、議案及び平成２１年度の各会計収支総括並びに財産の移動関係を申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。

議案第９号平成２１年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件。

地方自治法第２３３条第３項の規定により、平成２１年度上富良野町一般会計国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計及びラベンダーハイツ事業特別会計の歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

決算書の２ページをお開きください。

この表は、平成２１年度の各会計別収支総括表であります。この表によりまして、各会計の金額の御説明を申し上げます。

一般会計及び七つの特別会計の総トータルであります合計欄を見ていただきたいと思います。

予算額では、１１２億９，５４６万３，０００円、調定額１１４億６，８８２万７，５４５円、収入済額１１１億３，２７７万３０円、不納欠損額５８０万３，６０５円、収入未済額３億３，０２５万３，９１０円、支出済額１０７億７，９３９万５，８８９円、差し引き残額が３億５，３３７万４，１４１円となったところであります。

次の、収入調定に対する収入割合の調定対比では９７．０７％、予算に対する収入割合の予算対比で９８．５６％、予算に対する支出割合の支出予算対比が９５．４３％となったところであります。

この表中の左下に記載してありますが、一般会計の丸括弧書きは、平成２０年度会計から２１年度会計への繰越明許であり、角括弧書きは平成２１年度から平成２２年度への繰越明許であり、それぞれ内数であります。

平成２１年度の繰越明許費の歳入予算額につきましては、決算書の１２ページ、１３ページ、歳出の予算額につきましては１８ページ、１９ページにその内容を記載しておりますので、後ほど御高覧いただきたいと思います。

次に、各会計の不納欠損の状況でありますが、Ｄ欄を見ていただきたいと思います。

一般会計では、町民税、固定資産税、軽自動車税、保険料で２０６万６，１１５円の欠損処分を行っております。国民健康保険特別会計では、保険税の一般分で３４６万５，８００円の欠損処分を行っております。

介護保険特別会計では、介護保険料で１８万５００円の欠損処分を行っております。

公共下水道事業特別会計では、下水道使用料で９万１，１９０円の欠損処分を行っております。

次に、収入未済額でありますが、Ｅ欄を見ていただきたいと思います。

一般会計では、２億８，３６４万５，７０８円の未済額でありますが、そのうち町税関係と保育料、住宅使用料など、２，９９７万３，７０８円の未済額であります。

国民健康保険特別会計では、保険税の一般分と退

職分で３，８４３万７，１７９円の未済額であります。

後期高齢者医療特別会計では、医療保険料で１８万１，４００円の未済額であります。

介護保険特別会計では、介護保険料で２２１万７，４００円の未済額であります。

簡易水道事業特別会計では、水道料で１１万５，９７２円の未済額であります。

公共下水道事業特別会計では、受益者負担分担金及び下水道使用料で５６５万６，２５１円の未済額であります。

なお、不納欠損額及び収入未済額の内訳については、別冊の各会計歳入歳出決算書にかかる附属調書にそれぞれ調書して載せてありますので、後ほど御高覧いただきたいと思います。

次に、各会計の差し引き残額でありますが、Ｇ欄を見ていただきたいと思います。

一般会計では、２億１，７７５万５，９４３円で、翌年度へ繰り越すべく一般財源として９３７万７，０００円を除いた実質収支額２億８３５万８，９４３円となったところでございます。

国民健康保険特別会計以下、特別会計につきましては記載のとおりであります。

次に、財産関係について説明申し上げます。決算書の４０７ページをお開きください。

財産に関する調書であります。平成２１年度中における公有財産の移動関係のみについて御説明を申し上げます。

１、公有財産。

（１）土地及び建物。

（ア）行政財産関係でありますが、区分欄の消防施設の土地３．９８平方メートルの減でありますが、東中分遣所用地の一部を北海道への売却によるものです。

学校欄の土地８８９平方メートルの減でありますが、清富小学校用地の一部を北海道へ売却によるものであります。

その他の施設の欄の１，００７．２２平方メートルの減でありますが、東中コミュニティ広場用地の一部を北海道へ売却及び住吉ラベンダー園用地を普通財産へ用途変更し、一部を売却による減であります。

次、建物関係でありますが、その他の施設の建物、木造２６７．０４平方メートルの減でありますが、里仁分館改築による１４９．０６平米の増と寿の家、豊里の家、旧日新体育館解体による４１６．１０平方メートルを差し引いた減であります。

次に、非木造建物の公営住宅欄の７８９．５８平方メートルの増でありますが、富町団地の新築分から解体分を差し引いた増であります。公園欄の９．８６平米の増でありますが、しらかば公園トイレ整備によるものであります。

その他の施設欄の５７．９６平方メートルの減でありますが、旧島津会館解体によるものであります。

次に、（イ）普通財産関係でありますが、区分欄でのその他の施設の土地３３０．２８平方メートルの増でありますが、旧清富小学校売却残地と、行政財産から移行の旧住吉ラベンダー園用地の増から、西町団地隣接の一部売却による減を差し引いた増であります。

次に、建物関係でありますが、区分欄の教員住宅の木造７９．３８平方メートルの増でありますが、扇町教員住宅の償還完了による増、その他の施設欄の木造２１３．８３平方メートルの減でありますが、野菜と苗生産施設附属住宅倉庫の売却による減であります。

次に、非木造建物のその他の施設欄の１３８．１７平方メートルの減でありますが、旧島津会館の解体による減であります。

以上が、公共財産の土地及び建物の移動関係であります。

次のページをお開きください。

（２）有価証券でありますが、前年同様であります。

（３）出資による権利でありますが、年度中の取り崩し３００万でありますが、昭和４８年６月５日に上富良野町土地開発公社への出資であり、平成２１年１０月１４日に北海道知事により解散承認を受け、平成２２年２月１５日に精算結了をしましたので、上富良野町への返還でございます。

あわせて、土地開発公社の残有財産として４，７４６万６，２４４円を受領しております。

２の物品の関係でありますが、年度中の車両関係の増減であります。年度中に、新たに乗用車２台、うち１台は環境対応車の買いかえをしております。軽自動車２台を購入し、重車両、（建設機械）、除雪ドーザー１１トンの買いかえをしまして、計５台を購入し、老朽化に伴う乗用車を廃止１台、売却２台、購入に伴う下取り１台で、計４台の処分を行っております。よって、年度末においては７６台の保有となっております。

３の債権関係でありますが、上富良野高等学校卒業者修学資金貸付金であります。年度中での８８万の減につきましては、４名の方々からの償還分であります。年度末では２００万で、実人数では３名となっております。

次のページをお開きください。

４の基金の関係でありますが、平成２１年度におきましては、一般会計及び特別会計合わせまして１４の基金と、北海道備荒資金組合基金を保有しております。

この表の上段、網かけ部分につきましては、平成２２年５月３１日現在の金額であります。１４基金の合計額でありますが、表の右下の上段の網かけ部分で、平成２２年５月３１日現在、２１億４，２４１万６，３１４円、下段の年度末３月３１日現在、１８億２，９２６万６，１５４円となっているところであります。

以上が、財産に関する状況であります。

以上で、平成２１年度各会計歳入歳出決算認定の件について説明とさせていただきます。

具体的な主要施策の成果につきましては、別冊の平成２１年度各会計主要施策の成果報告に取りまとめております。また、決算にかかわります付表を各会計歳入歳出決算にかかる附属調書としましてあわせて取りまとめておりますので、御審議の参考とされまして、御審議を賜り認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　次に、監査委員の審査意見を求めます。

代表監査委員米田末範君。

○代表監査委員（米田末範君）　地方自治法２３３条第２項及び第２４１条第５項の規定により、審査に付された平成２１年度上富良野町各会計歳入歳出決算及び関係書類並びに平成２１年度各基金の運用状況について、町長から審査に付された平成２１年度上富良野町各会計歳入歳出決算書並びに同事項別明細書、同実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類について、関係法令に基づき、決算計数と会計管理者の所管する関係書類及び関係各課等から提出された資料と調査照合並びに関係職員の説明を徴収するとともに、例月現金出納検査、定期監査の結果等も参考にし、決算書式の適否及び計数の正否を確かめ、かつ、予算執行状況について審査を行いました。

審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書及び財産に関する調書は法令に準拠して作成されており、慎重かつ厳正に審査した結果、決算書等の計数は誤りがなく、事務処理上もおおむね適正に処理されていると認められました。

また、基金の運用状況を示す書類の計数は誤りがなく、事務処理上もおおむね適正に処理されていると認めました。

審査の詳細については、お手元の配付の意見書のとおりであり、概要のみ御説明させていただきます。

平成２１年度一般会計及び特別会計の決算状況は、決算総額は前年度に比べ歳入額では２．０％の減、２億２，４８６万４，０００円の減、歳出額では１．８％の減、２８９万２，０００円の減と前年度を下回っております。

総決算における歳入歳出差引額は３億５，３３７万４，１４１円であり、前年度の実質収支額２億９，９９３万２，４９１円に対し、５，３４４万１，６５０円増加しております。

収入未済額は、３億３，０２５万３，９１０円であり、前年度と比較として３４３．０％、２億５，５６９万９，４４１円の増加となっております。

次に、会計別の決算概要について申し上げます。

一般会計の平成２１年度決算は、平成２０年度から繰り越された演習場周辺農業用施設設置助成事業、定額給付金事業外７事業に係る繰越明許費、繰越額３億３，２９９万７，０００円を含めた予算現額７８億５，２２３万９，０００円に対し、歳入決算額は７６億８，３４２万９，９５５円、歳出決算額は７４億６，５６７万４，０１２円であり、歳入歳出差引額２億１，７７５万５，９４３円が剰余金となっております。

また、翌年度へ繰り越される繰越明許費は、２億６，２６７万３，０００円であり、演習場周辺農業用施設設置助成事業外１９事業が収入未済額として繰り越されております。

歳入の収納状況について、町税の現年度課税分の収納額は前年度に比べて現年度課税分では５．１％、５，２５１万８，０００円の減、滞納繰り越し分では４．７％、１８万８，０００円の増となっております。

町税収入が減少した主な原因はたばこ税の減少並びに景気や雇用情勢の悪化による給与所得、農業所得の落ち込み及び経済状況の悪化による法人の業績不振による落ち込みが影響しているものと考えられます。

町税の不納欠損額は、前年度と比較として３８万９，６５１円増の１９０万５，９１５円であり、欠損処分人数は１７人となっております。

自主財源と依存財源の構成は３０．０５対６９．９５となっており、自主財源の占める構成比率は前年度と比較すると２．５６ポイント下降しております。

次に、一般会計の歳出でありますが、歳出の性質別経費状況について、義務的経費の計は２５億６，６２５万７，０００円で、前年度と比較して１，２０３万９，０００円の減少となっております。

歳出総額に占める割合は３３．８％で、前年度よ

りも９．１ポイント下降し、投資的経費の計は２１億８６２万９，０００円で、前年度と比較して１億８，４１０万９，０００円の減少となっております。

町の財政状況をあらわす財政指標は、前年度に比べて財政力を示す財政力指数が微減し、財政構造の弾力性を測定する指標として用いられている経常収支比率は８４．４％で、前年度に対して２．５ポイント下降し、公債費に充当された一般財源総額に対する割合をあらわした公債費負担比率は１８．０％で、前年度に対し分母である地方交付税、国庫支出金の歳入一般財源が増額したため、１．５ポイント下降しております。

次に、特別会計の決算状況について、本会計年度における特別会計の決算状況を見ると七つの特別会計の決算額はすべて黒字となっており、歳入歳出差引額１億３，５６１万８，１９８円が剰余金として、翌年度へ繰り越されております。

特別会計の繰り入れ状況は、表１３に示すとおり一般会計から六つの特別会計に６億１，０７８万６，０００円を繰り入れしておりますが、繰り入れ基準外の繰入金は８，６４２万４，０００円となっております。

また、簡易水道事業特別会計と公共下水道事業特別会計は、繰り入れ基準外の繰入金を除くと赤字決算となります、このように二つの特別会計は一般会計の繰り入れ基準外の繰入金に依存しており、町財政が厳しくなり、一般会計からの繰り入れも厳しくなってきているため、それぞれの特別会計が健全経営に努められますよう望みます。

各特別会計の決算概要については、意見書のとおりでありますが、歳入等についてそれぞれ意見を述べさせていただきます。

国民健康保険税の収納状況について、平成２１年度の収納率は、前年度に対して現年度分が０．９ポイント上昇して９６．１％、滞納繰越分が１．９ポイント上昇して１９．７％となっており、不能欠損額は３４６万５，８００円で、前年度と比較して１４４万８，１４８円減少しております。

また、収入未済額は３，８４３万７，１７９円で、前年度と比較として４１万１，０２３円増加しています。

国保会計の財政安定には、収納率の向上が欠かせないものであり、収入未済額は前年度より増加しておりますが、不能欠損処理につながらないよう、今後とも未収金解消の取り組みを一層強化されますよう望みます。

また、保険給付等の状況については、国民健康保険特別会計の財政安定のために、今後も引き続いて健康づくり、保険、予防事業等の積極的な推進と保険給付費の減少に努められますよう望みます。

後期高齢者会計の保険料の収納状況は、収入済額が５，９８１万１，９００円で、予算現額に対する収入割合は９９．８２％、調定額に対する収入割合は９９．７０％で、１８万１，４００円が未納額となっています。

介護保険特別会計の保険料の収納状況は、収入済額が１億１，９６９万６，８００円で、予算現額に対する収入割合は９９．７５％、調定額に対する収入割合は９８．０４％、不納欠損額は１８万５００円で、２２１万７，４００円が未納額となっており、制度に対する理解を深めるためにも啓蒙を行うなど、意識の高揚を図り、未収金の解消に努力願います。

ラベンダーハイツ事業特別会計の決算状況については意見書のとおりでありますが、サービス収入状況及び施設サービスの利用状況ともに前年度と比べてマイナスとなっております。

下水道会計の受益者負担金及び受益者分担金の収入未済額は、それぞれ２８万３，５８０円及び３１万９，８４０円となっており、また使用料の収入未済額は５０５万２，８３１円、不納欠損額は９万１，１９０円となっております。

下水道受益者負担金及び下水道使用料の未収回収に引き続き努められ、特に営業者に対しては指導を強化し、その解消の努力を望みます。

各基金の運用状況については、各基金の支消額、積立金の額、年度末現在高は決算書と一致しており適正であると認めます。

基金運用面については、各会計の一時借入金への繰りかえ運用などにより成果を上げておりますが、ペイオフの対策や長引く超低金利など、厳しい金融情勢の中で今後も町財政の健全化を推進するため、より一層の安全かつ有利な方法で、計画的な運用に努められますことを望みます。

まとめといたしまして、町の財政規模は年々縮小し、町政執行は厳しい状況に置かれています。平成１５年度一般会計の歳入決算額が１０１億７１８万円であったものが、平成２１年度では７６億８，３４３万円にまで減少しておりますが、これは行政改革による事務事業の見直しや経費削減を中心とした努力の結果、収支の均衡は保たれているものと考えます。

財政指標は依然として厳しい数値が示されており、財政の硬直化が続いています。現在の公債費未償還額８２億８，８８５万円を減らし、収支均衡のとれた財政構造への最大限の努力が求められます。

今後の町政執行に当たっては、地方に自分たちの問題を自分たちで解決する権利と義務が強く打ち出

されます。地方主権が求められてきております。地方自治体に課せられた行政の責任はより一段と重くなってきています。この責任を果たしていくために、制度改正や国、道の施策の動向を見きわめながら、適正かつ効率的な行財政の運営に努められますよう望みます。

以上、意見書について、その概要を説明させていただきましたが、会計処理を行うに当たり、前例踏襲も必要でありますが、常に条例規則等を確認して、不適切な事務を行うことのないよう取り組まれますよう希望いたします。

以上、説明といたします。

○議長（西村昭教君）　次に、企業会計決算認定の件、町立病院事務長。

○町立病院事務長（松田宏二君）　ただいま上程されました、議案第１０号平成２１年度上富良野町企業会計決算認定の件につきまして、議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

議案第１０号平成２１年度上富良野町企業会計決算認定の件。

地方公営企業法第３０条第４項の規定により、平成２１年度上富良野町病院事業会計及び上富良野町水道事業会計の決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

では初めに、病院事業会計の決算の概況について御説明を申し上げたいと思います。

病院事業会計決算報告書の７ページをお開き願います。

平成２１年度上富良野町立病院事業報告書。

１、概況。

（１）総括事項。

全国的な医師と看護師の不足や医療制度改革などにより、地域医療を取り巻く環境は一段と厳しい状況にありますが、病院事業収益は前年度比５，０１７万２，０００円の増収となり、４，９５２万６，０００円の当年度純利益を計上することができました。

これは、介護療養型老人保健施設が転換後、初めての通年運営となりまして、病床稼働率は９５．４％と高い水準で運営がなされました。

その結果、事業収益は１億３，５８８万７，０００円となり、この安定的な運営が収益増の大きな要因となりました。

また、一般病棟と外来の運営状況につきましても、前年度比で患者数、収益ともにわずかではありますが増となったところであります。

一方、事業費用では特に臨時看護師等の増や、出張医師数の増などにより、給与費では主に賃金、報酬が増となりましたが、経費では燃料費や委託費が減となりましたので、前年度比５６２万７，０００円の増にとどまったところであります。

業務の推進では、富良野協会病院との病病連携により泌尿器科、循環器内科、眼科の３科の診療を継続し、地域住民の利便性の向上に努めたところであります。

今後におきましても、旭川医大の絶大なる御支援をいただくよう、緊密な連絡調整を図りながら、医療と介護、そして救急などを担う拠点として地域医療の充実に努めてまいります。

次に、８ページ以降の患者数の状況等につきましては、既に御高覧いただいておりますので、説明を省略させていただきます。

以上が、病院事業の概況でございます。

続きまして、一、二ページをお開きください。

平成２１年度上富良野町病院事業決算報告書。

（１）収益的収入及び支出。以下、決算額のみ申し上げます。

収入。

第１款病院事業収益、８億９，２８２万８，９７９円。

支出。

第１款病院事業費用、８億４，７５１万６，９４９円。

（２）資本的収入及び支出。

収入。

第１款資本的収入、４，９５０万６，４６６円。

支出。

第１款資本的支出、４，９５０万６，４６６円。

以下、３ページ以降の各種財務諸表などにつきましては、既に御高覧いただいておりますので、説明を省略させていただきたいと思います。

以上で、説明といたします。御審議いただきまして、御認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　次に、建設水道課長。

○建設水道課長（北向一博君）　続きまして、平成２１年度水道事業会計決算の報告書について御説明申し上げます。

７ページをお開きください。まず、概況について申し上げます。

本事業は、国民が健康な生活を維持していくために必要とされる安全で安心な水道水の安定供給を開始して以来、３６年を経過いたしました。

当年度の決算状況については、収益的収支において収入１億５，７７４万１，１０８円、支出１億３，７４８万９，１９０円であり、純利益２，０２５万１，９１８円で決算することができました。

次に、資本的収支では、過去に発行した起債の補償金免除繰上償還が一昨年度より認められたことか

ら、高金利起債の繰上償還並びに借りかえを実施したところであり、収入２億３，０００万円、支出３億１，６０８万１，３０７円で、不足する額９，３０８万１，３０７円については、過年度分損益勘定留保資金９，３０８万１，３０７円で補てんし、事業経営の健全化を進めました。

本年度の収支も黒字決算となりましたが、町内人口の推移と節水意識の高まりや飲料水嗜好の多様化が進み、使用水量は減少傾向にはありますが、受益者負担の原則を堅持するとともに、コンビニ納入など、納入方法の利便性を図り、公営企業として健全な運営に努め、漏水対策や老朽管の更新等、維持管理に万全を期し、安全で安心、良質な水道水の安定供給に努めてまいります。

それでは、１ページをお開きいただきたいと思います。

決算状況を報告いたしますが、以下、款ごとの決算額のみを申し上げます。

平成２１年度上富良野町水道事業決算報告書。

１収益的収入及び支出。

収入。

第１款水道事業収益、１億６，５２７万８，２３３円。

支出。

第１款水道事業費用、１億４，２６７万８，７５６円。

２資本的収入及び支出。

収入。

第１款資本的収入、２億２，３００万円。

支出。

第１款資本的支出、３億１，６０８万１，３０７円。

欄外になりますけれども、資本的収入が資本支出額に対し不足する額９，３０８万１，３０７円は、過年度分損益勘定留保資金９，３０８万１，３０７円で補てんしております。

以降、このページ、詳細の説明につきましては、先に御高覧いただいているものと思いますので、省略させていただきます。

御審議賜りまして、お認めくださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　次に、監査委員の審査意見を求めます。

代表監査委員米田末範君。

○代表監査委員（米田末範君）　地方公営企業法第３０条第２項の規定により、審査に付された平成２１年度病院事業会計及び水道事業会計の決算について、関係法令に正しく準拠して作成され、その会計処理が適正に行われているか、また、決算の計数が証拠書類等に符合しているかとを照合し、予算執行の適否について審査しました。

また、現金の残高については例月現金出納検査において実施しているもので、その結果を参考とするとともに、担当者から意見を徴収するなど、必要と認められる審査を行いました。

審査に付された各事業会計の決算報告書及び附属書類は関係法令に準拠して作成されており、その計数は現金出納簿、関係諸帳簿及び証拠書類と符合し、各事業会計の計数は正確であると認められました。

審査の詳細については、お手元に配付の意見書のとおりであり、既に御高覧をいただいたものと思いますので、概要のみ御説明させていただきます。

初めに、病院事業会計でありますが、本会計年度の病院事業収支は、総収益８億９，１２１万９，４４０円、総費用８億４，１６９万３，１１４円で決算され、差し引き４，９５２万６，３２６円の純利益が計上され、累積欠損金は７億５，９３３万５，６２０円となっています。

黒字決算の主な要因としては、収入面で入院収益が３億１，５０７万９，１４５円と、前年度対比で５，７３３万８，８６３円と減少しましたが、老人保健施設事業の１億３，５８８万６，７１８円の収益増が大きく寄与しています。

支出面では、前年度対比で５６２万６，９３５円の微増であり、医業費用の賃金、報酬並びに老人保健施設事業費用が増加しています。給与費は、全体で見ると医業費用分が老人保健施設への振りかえにより減少していますが、老人保健施設事業費分とあわせると、実質的に前年度対比で２，３１７万５，３６６円増加しております。

患者数の状況を見ますと、全体で３，１１１人増加しており、入院では１，６２１人、外来では１，４９０人の増加となっております。科別で見ると、外科が年々減少しています。患者総数は増加しておりますが、医業収益は減少しております。

年度末の未収金は１６２件、４６２万９，３８５円となっており、前年度対比で３２万５，９３９円の増となっておりますが、企業会計で出納整理期間がないことから参考までに、６月末現在の数値で見ると２３件、１９万１，７５０円となっており、努力の成果がうかがえます。

経営の主要指標について見ると、経常収支比率、医業収支比率は前年度を上回っております。また、病床利用率は７６．３％と、前年度より７．１ポイント上昇しております。

以上、病院事業会計の決算内容について審査、分析を申し述べたところでありますが、依然として厳

しい経営環境の中でいち早く老人保健施設に転換を図り、収益を上げるなど、経営改善の努力がうかがえますが、医業収益としては減少している現状であります。

平成２１年度には、近隣の自治体病院に先駆けてクレジットカード決済を導入し、患者負担金支払いの選択肢拡大や、昨今の外国人旅行者への対応を図りなど、利便性の向上を図っております。

病院事業会計として、効率性や採算性が重要である反面、地域住民の医療を担う公立病院として町民の健康と生命を守るため、より充実した医療体制を目指し、その持てる力を十分に発揮して、町民の期待と信頼にこたえる医療機関として院長以下、全職員が常に改革意識を持って、医療事故防止に努めるとともに、住民医療サービスの向上と経営の改善に向けた一層の努力を求めるものであります。

次に、水道事業会計でありますが、収益的収支の状況は、総収益１億５，７７４万１，１０８円、総費用１億３，７４８万９，１９０円で、差し引き２，０２５万１，９１８円が純利益として決算され、翌年度繰り越し利益剰余金は１，５７４万９４１円となっています。

資本的収支の状況は、支出３億１，６０８万１，３０７円で、財源として企業債１億７，０００万円、負担金５，３００万円と、過年度分損益勘定留保資金９，３０８万１，３０７円を充てています。年度末の未収金は１，２２９件、１，２１２万５，７２２円となっており、前年度対比で６１万３，６１２円の減となっておりますが、企業会計で出納整理期間がないことから、参考までに６月末現在の数値で見ると３８１件、７２５万１，３７０円となっており、利用者の公平な負担の原則から未収金の回収に向けた一層の努力を望みます。

水道事業の経営は安定し、長年にわたり安全な飲料水を供給しておりますが、老朽化が進む施設の維持管理に十分留意し、事業を行っていただきたいと思います。

今後とも、町財政の置かれている厳しい状況を踏まえ経費の縮減に努め、地方公営企業の基本理念である公共の福祉の増進と企業の経済性発揮のもとで自主自立のできる健全な経営を行い、低廉で安全かつ安定した水の供給に一層の努力を望みます。

なお、１７ページ以降に各種資料等を参考として添付してございますので、御高覧をいただきたいと存じます。

以上で、説明といたします。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっています、議案第９号平成２１年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件及び議案第１０号平成２１年度上富良野町企業会計決算認定の件は、なお十分な審議を要すると思われますので、この際、議長及び議員のうちから選任された監査委員を除く１２名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、地方自治法第９８条第１項の検査権を委任の上、議会閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、１２名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、地方自治法第９８条第１項の検査権を委任の上、議会閉会中の継続審査とすることに決しました。

◎日程第４　議案第１号から
◎日程第５　議案第２号まで

○議長（西村昭教君）　日程第４　議案第１号専決処分の承認を求める件（平成２２年度上富良野町一般会計補正予算（第４号））及び日程第５　議案第２号専決処分の承認を求める件（平成２２年度上富良野町一般会計補正予算（第５号））をそれぞれ関連がございますので、一括議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（田中利幸君）　ただいま上程いただきました、議案第１号専決処分の承認を求める件（平成２２年度一般会計補正予算（第４号））及び議案第２号専決処分の承認を求める件（平成２２年度一般会計補正予算（第５号））の専決処分を行いました要旨につきまして、一括して御説明申し上げます。

まず、補正予算第４号は、８月７日から９日の集中豪雨により災害復旧費２，９８５万円の予算措置を講じ８月９日付で専決処分を、また補正予算第５号は、８月２３日から２４日の集中豪雨により災害復旧費５，９１９万１，０００円の予算措置を講じ、８月２４日付で専決処分を行い、道路、河川、農道等の災害復旧に緊急に対応するための措置を講じたものであります。

なお、歳入の内訳につきましては、今回の被災箇所の１件で採択が見込まれます災害復旧につきまして、災害復旧費国庫負担金及び災害復旧事業債を計上するとともに、残りの全額を特別交付税として補正予算を調整したところでございます。

以上の理由より、補正予算の専決処分を行いましたことから、地方自治法の規定により、予算の内容

を議会へ御報告するとともに、承認をいただくために本議案を上程した次第でございます。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議案を順次朗読しながら御説明を申し上げます。

議案第１号専決処分の承認を求める件。

地方自治法第１７９条第１項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、議会の承認を求める。

記。

処分事項。平成２２年度上富良野町一般会計補正予算（第４号）。

裏面をごらんください。

専決処分書。

平成２２年度上富良野町一般会計補正予算（第４号）を、地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成２２年８月９日。上富良野町長向山富夫。

次ページに移ります。

補正予算の概要につきましては、議決項目の部分につきまして説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承をお願いいたします。

平成２２年度上富良野町一般会計補正予算（第４号）。

平成２２年度上富良野町の一般会計の補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第１条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ２，９８５万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６６億５５３万６，０００円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）。

第２条、地方債の追加は、「第２表　地方債補正」による。

裏ページをごらんください。

第１表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第１表、歳入歳出予算補正。

１、歳入。

１０款地方交付税、２，５８５万円。

１４款国庫支出金、２６０万円。

２１款町債、１４０万円。

歳入合計は、２，９８５万円となります。

２、歳出。

１４款災害復旧費、２，９８５万円。

歳出合計は、２，９８５万円であります。

次に、第２表の地方債の補正ですが、冒頭申し上げましたように、北２１号道路の災害復旧工事につきましては、国の公共土木施設災害復旧事業補助を予定していることから、あわせて補助災害復旧事業債の発行を予定しているため、限度額の設定を行ったものでございます。

次に、議案第２号をごらんください。

議案第２号専決処分の承認を求める件。

地方自治法第１７９条第１項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、議会の承認を求める。

記。

処分事項。平成２２年度上富良野町一般会計補正予算（第５号）。

裏面をごらんください。

専決処分書。

平成２２年度上富良野町一般会計補正予算（第５号）を、地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成２２年８月２４日。上富良野町長向山富夫。

次ページに移ります。

平成２２年度上富良野町一般会計補正予算（第５号）。

平成２２年度上富良野町の一般会計の補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第１条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ５，９１９万１，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ６６億６，４７２万７，０００円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

１ページをお開きください。

第１表歳入歳出予算補正。

１、歳入。

１０款地方交付税、５，９１９万１，０００円。

歳入合計は、５，９１９万１，０００円となります。

２、歳出。

１４款災害復旧費、５，９１９万１，０００円。

歳出合計は、５，９１９万１，０００円であります。

以上、議案第１号平成２２年度上富良野町一般会計補正予算（第４号）及び議案第２号平成２２年度上富良野町一般会計補正予算（第５号）の専決処分の承認を求める件の説明といたします。

御審議いただき、御了承くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

５番米沢義英君。

○５番（米沢義英君）　全般にわたってお伺いいたしますが、災害の復旧状況等はどのようになっているのか。当然、国からの予算を仰がなければならない部分等があって、そういった部分等についてはこれからということもあると思いますが、その点。

さらに、これ以外にまだ見落としている部分等々については、現状ではないということで判断してよろしいでしょうか。

○議長（西村昭教君）　技術審査担当課長、答弁。

○技術審査担当課長（松本隆二君）　全般で申し上げますけれども、被災箇所は約２７０カ所あるわけでございます。今まで終わった、完了した工事につきましては約六十数％完成しております。あとの残りにつきましては、９月いっぱいをめどにいたしまして、業者は全力挙げて早急に復旧する予定でございます。

ただし、数カ所に限って農作物の耕作関係や水位の関係で渇水時期に施工したほうがいいという箇所につきましては、ちょっとそれを過ぎる箇所がございます。

それから、国の一応補助をもらってこれから復旧する予定でございますけれども、まず北２１号道路につきましては、来月の１０月１２日、国交省から査定を行いまして、それを認めていただいて、あとは申請行為、工事につきましては大方１２月か冬工事になる予定でございます。

もう一つ、農業の農業施設の排水路の災害復旧でございますけれども、これにつきましては査定が１１月上旬予定してございます。これにつきましても、申請などありまして、実際の工事につきましては長期工事になろうかと思います。

あとは３点目のあとの残りは残というかはないのかという御質問でございますけれども、それは今現在は全部対処している状況でございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君）　ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

初めに、議案第１号について、討論を省略し、これを採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって本件は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第２号について、討論を省略し、これを採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって本件は、原案のとおり承認されました。

◎日程第６　議案第３号

○議長（西村昭教君）　日程第６　議案第３号平成２２年度上富良野町一般会計補正予算（第６号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（田中利幸君）　ただいま上程いただきました、議案第３号平成２２年度上富良野町一般会計補正予算（第６号）の提案の要旨につきまして御説明申し上げます。

第１点は、本年度の普通交付税が既決予算を１億８，５２７万４，０００円上回る額で、７月下旬に確定したこととあわせて、地方特例交付金につきましても、それぞれの額が確定いたしましたので、歳入各項目に所要の額を計上いたしました。

また、地方債につきましても、臨時財政対策債の発行額の確定により、限度額の変更をお願いするものでございます。

２点目は、課税客体の確定に伴い、個人町民税において７９０万円を増額計上するものでございます。

第３点は、一定の傾斜以上の条件不利な農地の営農継続支援及び耕作放棄防止を目的とした中山間地域等直接支払い制度の平成２３年度の採択に向けて、受益者面積測量調査が必要なことから、所要額を計上するものでございます。

４点目は、特定防衛調整交付金事業について、入札執行における事業費の確定などを含め、事業費の調整を図ることで本町４丁目１番通り改良舗装工事の前倒し実施をお願いするのものであります。

５点目は、来年７月の地上デジタル放送移行に向けて、各公共施設のテレビ、デジタル化のための整備経費を計上するものでございます。

以上、申し上げましたことを主な要素として、財源調整を行った上で需要期に向けて上昇傾向にある燃料価格への対応や不測の災害など、今後、予想される財政需要に備えるため、予備費に一定程度計上することで補正予算を調整したところでございます。

それでは、以下、議案の説明につきましては議決

項目の部分につきまして説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますので、御了承をお願いいたします。

議案第３号平成２２年度上富良野町一般会計補正予算（第６号）。

平成２２年度上富良野町の一般会計の補正予算（第６号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第１条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１億３，５３７万４，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６８億１０万１，０００円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）。

第２条、地方債の変更は、「第２表　地方債補正」による。

１ページをお開きください。

第１表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第１表、歳入歳出予算補正。

１、歳入。

１款町税、７９０万円。

９款地方特例交付金、７０２万１，０００円。

１０款地方交付税、１億８，５２７万４，０００円。

１４款国庫支出金、１５０万円。

１５款道支出金、２８３万５，０００円。

１６款財産収入、３２万４，０００円。

１７款寄附金、３２万円。

２１款町債、６，９８０万円の減。

歳入合計は、１億３，５３７万４，０００円となります。

２ページをごらんください。

２、歳出。

２款総務費、８４６万６，０００円。

３款民生費、１４４万４，０００円。

４款衛生費、９１万３，０００円。

６款農林業費、２，６０５万４，０００円。

７款商工費、４９万円。

８款土木費、３０６万８，０００円。

９款教育費、１１４万８，０００円。

１３款予備費、９，３７９万１，０００円。

歳出合計は、１億３，５３７万４，０００円となります。

次に、３ページ、第２表の地方債補正につきまして、申し上げます。

冒頭、申し上げましたように、臨時財政対策債は発行額の確定により、限度額の減額をお願いするものでございます。

以上、議案第３号平成２２年度上富良野町一般会計補正予算（第６号）の説明といたします。

御審議いただき、原案をお認めくださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

５番米沢義英君。

○５番（米沢義英君）　何点か質問させていただきます。

１３ページ関係で、こちらには載っていないかと思いますが、移住準備住宅修繕という形で８２万６，０００円が計上されておりますが、これは何件分が修繕の対象になっているのか、その点。

さらに、この教員住宅等の移住、定住化にかかわって、ことしそこから契約が切れて立ち退かれた方がいます。当然、契約の中には３年限りという形で、１年ごとに契約という形になっていたかというふうに思います。

ところが、高齢の方なものですから、その解釈がちょっとどうだったのか、恐らく役場の方は丁寧にこういう形で次年度については出ていかなければなりませんよということの話はされていたのだと思いますが、その受けとめの違いだったと思うのです。

そこで、急な話が来たというような感覚ではあるのです。事前にはそういう話があったのかなということで、本人もうすらうすら何となくそういった記憶はあるのですが、ただ高齢だということもあって、そこら辺がちょっと急に一定の何十万もかけて、契約ですから当然、期限が切れれば出ていかなければならないのは、これはそうなのですが、ただやはりその思いがあるものですから、家を探す、何を探すということになって、右往左往するという状況になったということが、やはり本人から聞きました。

こういったときにどういう対応をするのかということで、これは別に責めるわけではありませんけれども、やはりそこにちょっと行き違いがあったということの感じがするのかなというふうに思いますし、もうちょっとわかりやすく丁寧に、やはりその時点において話し合う機会を設ける必要があったのではないのかなというふうに思いますので、この点、お伺いしておきたいというふうに思います、あわせて。

それと、この委託料の携帯電話の清富地区の光ファイバーかなというふうに思うのですが、これは送電線を貸借するということで、保守管理業務とい

う形の中の執行残かというふうに思いますが、今後、これの維持管理、あるいはかかわった収入、いわゆる使用料金等々、ＮＴＴ側から一定入る部分あるかと思いますが、この点もう一度確認しておきたいというふうに思います。

次にお伺いしたいのは、２１ページの中山間地域の直接支払い事業の問題でありますが、予算との関係でまず１点お伺いいたします。

当初予算では、この部分については出てきておりませんでした。一般的には、多額の財政をという形になりますので、こういった部分についてはなるべく当初予算で、きっちりと予算を計上すべきだというのが原則かというふうに思います。

私はこれを否定するわけではありませんが、やはりきっちりと進めようというのであれば、事前にこういうものが準備されて、やはり計上されるべきだったのではないかと、そういう意味ではこの間の協議会等ではちょっとその事前の準備が質問のやりとりなどを聞いていますかと足りなかったのかどうなのかというところがちょっとあったのかなというふうに感じしておりますが、そういう事前の調査、準備がきちっとやられてされておれば、こういうものも未然に防げたのではないかなと思いますが、その点。

それと、今回の資料を見ますと清富、日新だとか、日の出、富原、島津、旭野地区等については、いわゆる傾斜要件が満たさないということなのだろうと思いますが、交付金の該当にはなっていないという形になっておりますが、この点の要因は何かということです。

まず、これを受けるための要件としてＡ要件、Ｂ要件、Ｃ要件という形で、これを一つ以上満たせば、それが採択されるいう形で、また集落協定を結びながら共同の管理をするということから前提になっているかと思いますが、上富良野町はこの要件を満たすという点ではどの要件を満たしたという、指定されたという形でこの該当になるのか、この点。

さらに、明年度以降、一定の費用負担が発生するかと思いますが、おおよそ概算示されておりますから、大体次年度以降、大体どういうような後年度の負担が伴うのかという点についてお伺いしておきたいというふうに思っております。

○議長（西村昭教君）　総務課長、答弁。

○総務課長（田中利幸君）　５番米沢議員の何点かの御質問にお答えを申し上げます。

まず、移住準備住宅の修繕箇所につきましては、１０軒の管理をしてございますが、そのうち９軒の主に流し台の修繕を中心に９軒行う予定としてございます。

また、この春でございますが、期限の３年を迎える６月末で迎える方々が６軒総勢おられました。御本人には３年が町のルールとして最大の限度ですよということで、５月の連休明け早々にお会いして、６月いっぱいの期限でぜひ退居されるようにということでお会いをして、お願いをした経過にございます。

ルールといたしましては、基本的には、あとどうしてもその事情が継続するようでございましたらもう１年、さらに２年後、状況が変わっていないようであれば最大もう１年、そのようなことでその年度の当初の契約の延長のときにそれぞれの担当が詳しく御説明をしてきた経過にございますが、何分、一度住みますと、やはりなかなか相手のほうも動きたくないというのは当然にしてわかりますし、３年間続いてくるとまた継続してくれるのだろうという期待感もあったように思います。

いずれにいたしましても、公営住宅のようについの住みかにはなれない住宅でございますので、いろいろ御不満や、また不安もあったかと思いますが、結果として今１軒、まだ公営住宅に移転していない方がまだ１軒おられますけれども、今、移る予定になってございまして６軒退居が済む形になります。

ちにみにでございますが、６月末に転居以降、７月の中旬にホームページにアップをしましたら、６軒のうち５軒が１カ月半程度で全部埋まることになったところであります。

いずれにいたしましても、目的のいろいろありましたけれども、目的に沿った活用ができたかなというふうに評価をしている次第であります。

次に、２点目の携帯の伝送路の関係の御質問でございますが、まず町が伝送路を整備いたしまして、これをＮＴＴドコモとＫＤＤＩ、今２社に対して、この施設について使用料をいただきながら、そのサービスを提供するという仕組みになってございます。

もう１社、ソフトバンクにも声をかけましたが、ソフトバンクについては使用料を払って事業展開をする予定はないということから、この２社になった経過にございます。

当然、町の施設を貸し付けいたしますことから、この２社については応分の使用料をいただくことで予算を組んでございました。この２社と随時打ち合わせをしながら、幾らぐらいで貸すのか、これらを協議をした結果、月５万４，０００円になりますが、年間で言いますと６４万８，０００円、これらの金額がお互い納得する形でできましたので、これらの補正を今回、お願いをしたところであります。

また一方、年間を通じて、これらの伝送路の保守を町として責任を持って行っていかなければなりません、それと北電の電柱、あるいはＮＴＴの電柱に共架をしてございますので、これらの共架料、これら合わせまして年間１００万ちょっとの保守にかかわります維持経費がかかってくることとなるところであります。

私のほうからは以上でございます。

○議長（西村昭教君）　産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（前田　満君）　５番米沢議員の中山間地域等直接支払い制度についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、最初にこの制度自体が第３期という形で、本来であれば平成２２年度からの対応が一番の形であります。ただ、町としましても、当然、２２年度当初からの予定をそれぞれ昨年度においても検討させていただきました。

その中で、基本的にはそれぞれ私どものほうの理解の部分もありますし、もう一つ大きな点としては農業者の方々にこの制度を取り入れるときの理解をしていただいて、当然、この制度の中で直接払い、各対象農地の耕作者についての直接払いと、もう１点はそれぞれ地域での共同活動が大きな制度の取り組みになってきます。

そういうもろもろを含めたときに、基本的にまだその協定、協議会の確立ですとか、そういうものも含めて基本的にまだ確認できていない部分が多々あったと、それからもう１点については当然、今回も補正を予定させていただきますように、準備を含めてもっと多額な費用、要するに町の税金を要する費用がかかるということも一つの要因となっていましたが、そういうもろもろを含めて基本的には最初、２２年度からの制度の導入については断念をしてございました。

ただ、本年度それぞれまた各地域への農業者への方々への内容の制度の説明と御理解というところをもう一度、私どもの担当のほうでも各地域にそれぞれ今回は約２０回程度になりますけれども、地域に赴いた農業者の意向を聞いた中で、基本的にはやはり制度的にこれから不耕作地の防止ですとか、そういう耕作放棄地等を発生させない、そういう意味も含めて、地域の共同活動の必要性がそれぞれ農業者の方々から強い御意見をいただきました。

そうした中で、今回、２３年度からも導入を今目指して、９月からの補正、この９月の補正については当初からおっしゃいますけれども、それぞれ今回、２３年度からの導入に向けては今回、９月から補正をさせていただいて、それぞれの準備をさせていただきたい、特に対象地の確定等にはそれぞれ時間を要します。そういうものも含めて、今回９月という形の中で補正をさせていただいております。

それから、もう１点、制度的には先ほど傾斜地については議員も御承知のとおり、それぞれ上富良野町の中心部、水田地帯は当然あり得ず、山間地帯、あるいはそういう部分の中で偏ります。ただ、直接支払い制度はそれぞれの耕作者に支払われます。

それから、活動費については全地域、上富良野町全地域を対象として支払う予定をしております。たまたま基本的にはその対象地をベースに交付金が交付されるという制度の中で、その交付金をそれぞれ活動費、それから直接支払い分というふうに分けさせていただくということで御理解を賜りたいと思っております。

当然、上富良野町の活動に対する要件、議員の御質問の中のその要件ですけれども、これは町自体が決定をするのではなく、それぞれ地域の農業者の方々の協議会を組織していただきまして、その中で活動方針を決めて活動項目をメニューというのですか、活動メニューを決めながら、この事業の町とそれぞれ過程ではありますけれども、そういう協議会的なものをつくって組織を一つにして、町とその協議会で協定を結ぶためのそのメニューをそれぞれ決めていくという状況であるということを御理解をいただきたいと思っております。

それから、今後の費用負担につきましては、既にお示しをしてございますが約９，０００万の総事業費を今のところ予定をしております。町の負担については、その３分の１の毎年３，０００万を２６年度まで交付をしていくということで、今のところ計画をしております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君）　５番米沢義英君。

○５番（米沢義英君）　そうしますと、この交付金額等については、全地域という形なので、この指定地域が全地域なのか、いわゆる上富良野町の農業されているすべての地区が対象ということで受けとめてよろしいですか。

○議長（西村昭教君）　産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（前田　満君）　５番米沢議員の御質問に対するお答えをさせていただきます。

活動自体、そのもの自体は上富良野町、要するに全地域の農地というのですか、農地を保護するための活動ということで御理解をいただければと思っております。

○議長（西村昭教君）　５番米沢義英君。

○５番（米沢義英君）　ではそうしますと、これは配分要件もかわるという形なのでしょうか、この配分要件。いわゆる、これで該当になっているところ

となっていないところとの差というのはあるのか、一律にいわゆるその基準に基づいて配分されるという形で受けとめてよろしいでしょうか。

○議長（西村昭教君）　産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（前田　満君）　５番米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、各活動に対する配分等については、またそれぞれ組織をつくっていただいて、それぞれその各、基本的には町としての案として、こういう分け方もできますよということでそれぞれ各農業者の方々にもお示しをさせていただきましたけれども、それぞれ均等割りですとか、それぞれ地域の農地の広さ、あるいは対象農用地の面積等も考慮しながら、今、配分を計画してございますが、最終的にこれを決定していくのはそれぞれの各構成されます各住民会単位での代表者の中から今、構成をします協議会の中でそれぞれ決めていただくということを今のところ予定をしております。

○議長（西村昭教君）　よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第３号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。

午前１０時４０分　休憩
午前１１時００分　再開

○議長（西村昭教君）　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第７　議案第４号

○議長（西村昭教君）　日程第７　議案第４号平成２２年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（中田繁利君）　ただいま上程されました、議案第４号平成２２年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

まず、歳入につきましては、平成２１年度の退職被保険者の療養給付費が確定したことに伴い、社会保険診療報酬支払い基金からの療養給付費交付金の不足額が確定したことから、所要の補正をするものであります。

次に、歳出につきましては、平成２１年度の一般被保険者の療養給付費及び出産育児一時金が確定したことに伴い、国からの療養給付費負担金及び出産育児一時金の返還額が確定しましたことから、所要の補正をするものであります。

また、収支の差額につきましては、予備費に充当し、不測の事態に対応しようとするものであります。

それでは以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては、省略させていただきますので御了承願います。

議案第４号平成２２年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）。

平成２２年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第１条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１，７７１万１，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１４億３，８０２万２，０００円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

１ページをお開きください。

第１表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第１表、歳入歳出予算補正。

１、歳入。

３款療養給付費交付金、１，７７１万１，０００円。

歳入補正額合計は、同額の１，７７１万１，０００円であります。

次に、２、歳出でありますが、１１款諸支出金、１，６０６万４，０００円。

１２款予備費、１６４万７，０００円。

歳出補正合計額は、１，７７１万１，０００円であります。

以上で、議案第４号平成２２年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の

説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第４号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第８　議案第５号

○議長（西村昭教君）　日程第８　議案第５号平成２２年度上富良野ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第２号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長（大場富蔵君）　ただいま上程されました、議案第５号平成２２年度上富良野ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第２号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

アナログテレビ放送が平成２３年７月２４日に終了し、地上デジタル放送に移行することから、施設内のデジタル未対応のテレビを更新、整備し、利用者の介護環境の改善を図ろうとするものでございます。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第５号平成２２年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第２号）。

平成２２年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第１条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ２００万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億３３３万円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

１ページをお開きください。

第１表につきましては、款の名称と補正額のみ申し上げます。

第１表、歳入歳出予算補正。

１、歳入。

４款繰入金、２００万円。

歳入補正額の合計は、２００万円でございます。

２、歳出。

２款サービス事業費、２１３万円。

５款予備費、１３万円の減。

歳出補正額の合計は、２００万円でございます。

これをもちまして、平成２２年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第２号）の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第５号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第９　議案第６号

○議長（西村昭教君）　日程第９　議案第６号平成２２年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（北向一博君）　ただいま上程されました、議案第６号平成２２年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）の補正の要旨について御説明申し上げます。

内容につきましては、西部簡易水道を構成する静修浄水場におきまして、設置の平成８年度から時間を経過したことによる老朽故障により、送水ポンプの更新費用１８６万９，０００円を増額、あわせて現時点で事務完了や契約等による予算執行の確定による不用額１１３万２，０００円を減額、結果として不足する７３万７，０００円を一般会計からの繰入金を財源として増額補正するものです。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第６号平成２２年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）。

平成２２年度上富良野町の簡易水道事業特別会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第１条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ７３万７，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５，８０７万３，０００円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

１ページをお開きください。

第１表、歳入歳出予算補正。

以下、款の名称と補正額のみを申し上げます。

１、歳入。

２款繰入金、７３万７，０００円。

歳入合計、７３万７，０００円。

２、歳出。

１款衛生費、７３万７，０００円。

歳出合計、７３万７，０００円。

以上、議決項目についてのみ御説明申し上げました。

御審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第６号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第１０　議案第７号

○議長（西村昭教君）　日程第１０　議案第７号平成２２年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（北向一博君）　ただいま上程されました、議案第７号平成２２年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）の補正の要旨につきまして、御説明申し上げます。

内容につきましては、来年度に予定をしておりました下水道浄化センターの地上デジタルテレビ対応について、一般会計に協調して更新するための費用１５万６，０００円を一般会計からの繰入金を財源に補正するものとなっております。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第７号平成２２年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）。

平成２２年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第１条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１５万５，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億６，５０９万２，０００円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

１ページをお開きください。

第１表につきましては、款の名称と補正額のみを申し上げます。

第１表、歳入歳出予算補正。

１、歳入。

４款繰入金、１５万５，０００円。

歳入合計、１５万５，０００円。

２ページへ移ります。

２、歳出。

１款下水道事業費、１５万５，０００円。

歳出合計、１５万５，０００円。

以上、議決項目のみについて御説明申し上げました。

御審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第７号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第１１　議案第８号

○議長（西村昭教君）　日程第１１　議案第８号平成２２年度上富良野町病院事業会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町立病院事務長。

○町立病院事務長（松田宏二君）　ただいま上程されました、議案第８号上富良野町病院事業会計補正予算（第１号）につきまして、初めに提案の要旨を御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、二つの要素で構成されておりまして、１点目は特定防衛施設周辺整備調整交付金事業で購入予定であります、医療機器の執行予算額の確定に伴い、収入、支出、それぞれを減額するものであります。

これにつきましては、事業予算の執行に当たりまして、各部署の状況変化や疾病動向などを事業に反映するため、改めて事業内容の再精査を行い、優先度などについて院内で再度協議、検討させていただきました。

この結果、購入機器が一部変更となり、事業予算額も変更になりましたので、補正をお願いするものであります。

２点目は、御寄附を６件、３１万円をいただいておりますので、寄附者の御趣旨に沿いまして備品の購入費用として予算措置をするものであります。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第８号平成２２年度上富良野町病院事業会計補正予算（第１号）。

総則。

第１条、平成２２年度上富良野町の病院事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

資本的収入及び支出。

第２条、予算第４条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

以下、補正予定額のみ申し上げます。

収入。

第１款資本的収入、補正予定額１１９万円の減。

第２項補助金、１５０万円の減。

第３項寄附金、３１万円。

支出。

第１款資本的支出、１１９万円の減。

第２項建設改良費、１１９万円の減。

なお、１ページ以降につきましては、御高覧いただいておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第８号平成２２年度上富良野町病院事業会計補正予算（第１号）の説明といたします。

御審議いただきまして、お認めくださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第８号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第１２　議案第１１号

○議長（西村昭教君）　日程第１２　議案第１１号上富良野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（田中利幸君）　ただいま上程いただきました、議案第１１号上富良野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

急速な少子化、核家族化に伴い、仕事と生活の調和を図れるよう、勤務環境を整備するため、地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、所要の改正をお願いするものであります。

まず、第１条は、当条例の目的を規定しており、法の改正に伴い引用条項の修正を行うものでございます。

次に、第２条は、育児休業を取得できる職員の範囲を拡大するもので、配偶者の就業の有無にかかわりなく、夫婦同時の育児休業取得も可能となるよう改正するものでございます。

また、子の出生から５７日以内に最初の育児休業を取得した職員は、再度の育児休業の取得が可能となる、いわゆる産後パパ育休の制度を新設するため、第２条の２を追加するものでございます。

次に第３条は、再度の育児休業を取得できる事情を拡大するものでも、当該職員の疾病等による場合のほか、あらかじめ育児休業等計画書を提出し、最初の育児休業終了後、３カ月以上経過した場合を追加するものでございます。

次に、第５条は、配偶者が状態として子の養育ができることになった場合でも、当該職員の育児休業取り消し事由とならない旨の改正を行うものでございます。

次に、第６条は、育児休業をした職員が復職後における給与の号給調整に係る改正で、みなし勤務期間を育児休業した期間の２分の１から１００分の１

００以内で調整することとするものでございます。

最後に、第７条は、法に基づく部分休業の規定が部分休業取得できる職員の範囲の規定を含めて、法第１９条に包含されたことに伴い、同条を削除し、以下の条文を繰り上げるものでございます。

また、附則におきましては、当条例の施行期日を本年１０月１日とし、あわせて現に育児休業取得中の職員に対する復職後の号給調整について整備をするものでございます。

以上、職員の育児休業にかかる諸制度を拡充し、安心して子供を産み育てることができるような職場環境の整備をお願いするものでございます。

御審議賜り、原案をお認めくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第１１号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第１３　議案第１２号

○議長（西村昭教君）　日程第１３　議案第１２号かみふらの景観づくり条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（北向一博君）　ただいま上程されました、議案第１２号かみふらの景観づくり条例について要旨を御説明申し上げます。

平成１６年３月２２日に公布した、現行のかみふらの景観づくり条例は、同年６月１８日に公布された景観法に先立って施行したものであるため、法に適合するよう改正が必要であるものとして現在に至っております。

また、法に定める景観行政の執行は、法第７条第１項の規定により、景観行政団体として都道府県、政令都市及び中核市が担うことになり、これ以外の市町村については都道府県知事との協議により、景観行政団体となることができるものとなっております。

本町においても、みずからの意志で景観づくりを進めるため、北海道の指導のもとで事前協議を進めてまいりましたが、本年１１月１日付の予定で景観行政団体となることの一時同意について、本協議を開始したところであります。

なお、９月２７日に協議を了し、知事同意の交付される旨の事務レベル内示がなされております。このため、所要の条例改正を行うところでありますが、改正条項が広範多岐にわたるため、全文改正として上程するものであります。

以下、議案につきましては、各条項等の要点のみを説明し、提案とさせていただきますので、御了承願います。

議案第１２号かみふらの景観づくり条例。

かみふらの景観づくり条例（平成１６年上富良野町条例第５号）の全部を改正する。

以降、改正前のかみふらの景観づくり条例は、旧条例、今般上程の改正条例の案を新条例と呼ばせていただきます。

旧条例におきましては、６章構成でございましたが、新条例では４章から６章の３章を景観法に基づき新設し、９章構成となっております。

「上富良野町の景観は」から始まる条例前文については、法律対応の若干の修正のみで、旧条例の制定趣旨を尊重したものとなっております。

第１章の第１条から７条については、目的、用語定義、基本理念と景観づくりにかかわる町民や事業者、行政組織の役割について規定しております。

第２章の８条から１０条については、旧条例のもとで作成された景観づくり基本計画と公共事業景観づくり指針を新条例に引き継ぐための規定となっております。

第３章の第１１条については、景観法の規定に基づく景観計画、本町においては旧条例趣旨を踏襲して、景観づくり計画と規定しておりますが、法律に基づく景観づくり計画と第２章に規定した旧条例に基づく計画と指針との関係、また旧条例で規定していた景観づくり重点地区と景観づくり重点路線の趣旨を継承するため、景観法に基づく景観づくり計画における定義について規定しております。

第４章の第１２条から第１６条及び第１８条につきましては、景観法に基づく届け出制度にかかわる条項である、第１７条は、旧条例に規定していた重点地区等の中での廃屋、空き地、遊休地等の扱いを継承する条項となっております。

第５章の第１９条と第６章の第２０条については、景観法により、条例記載が義務づけられたものであり、特に第２０条に規定する景観協定は特定の地域において住民等がみずから行う景観づくりの手法として成果が期待されるものとなっております。

第７章の景観づくり推進会議については、旧条例においては任意設置でありましたが、景観法に基づき必置規定として改正しております。

第８章の支援及び表彰については、旧条例を継承したものとなっております。

第９章の規則への委任の内容につきましては、届け出制度にかかわる書式類や景観づくりを進めるための手続きなどが規則において規定されることになります。

この規則は、今後策定する法に基づく景観づくり計画が反映されるため、計画策定後の制定交付となります。

最後の附則には、平成２３年４月１日を施行日とすること、また附則の２項には、景観づくり計画策定事務の施行日前策定について、また、３項から５項については旧条例規定に基づく計画や指針、景観づくり推進会議を新条例へ引き継ぐためのみなし規定がなされております。

以上、提案の説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

９番中村有秀君。

○９番（中村有秀君）　３点ほどお聞きをしたいと思います。

まず、第６条の４項の関係でございます。４項の末尾のほうに、必要な措置を講じるものとするということで、意識向上景観づくりに関する知識の普及を図るということでございます。

具体的には、今の段階でどのような措置を考えているのかということで、１点お聞きをしたいと思います。

それから、２点目は、第１１条の３項の関係、町長は重点地区等の指定をしようとするときとございますけれども、これは第２条の関係の重点地区と、重点路線ということを含めて等ということの表現だろうと思いますけれども、その点ちょっと確認をいたしたいと思います。

それから、第３点目に１６条の周辺住民への周知の関係です。この中では住んでいる人、それから土地を持っている人、もしくはというようなことでいろいろ書いてあります。

それで、一つは例の観覧車のときに問題があったのです。あそこの里仁地区の住民会で集めてくださって、説明会があったのですけれども、住民会に入っていない人が何軒かおられて、一切聞いていなくて住民会として意見書を出したという経過があるものですから、できればそういうケースも出てきますので、それらの配慮をこういった場合に十分やっていただくような方法を考えていただきたいということで、この３点お願いいたしたいと思います。

○議長（西村昭教君）　建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（北向一博君）　９番中村議員の御質問にお答えいたします。

まず、６条４項の件についての必要な措置についてでありますけれども、現時点では特に具体的な施策としては考えておりませんけれども、想定されるものとしてはいろいろな周知機会の持ち方、それから町民に対する協力要請の手法などについて、いろいろな制度化があるかと思います。

後段のほうの８章のところの支援とか表彰とも絡みますけれども、いろいろな景観づくりを推進するためのいろいろな手法がそれぞれの趣旨に沿って持っていかなければならないと思っております。そこら辺のものを含めて必要な措置ということで規定しております。

次に、第１１条３項の町長は重点地区等とありますけれども、この上の第２項のところに、この等とは景観づくり重点地区と景観重点路線を含めて、等と規定しておりまして、この両方を指すものとなっております。

次に、第１６条の第１項の住民周知の手法にかかるものですけれども、この特に住民周知を強く記載している部分につきましては、特定届け出対象行為、いわゆるこの法律のほうで違反すれば罰則規定が規定されている行為について、特定届け出行為ということになっておりますけれども、これらの行為に関する届け出があった場合については、周辺住民に十分な理解を得る、その理解の方法につきましては規則のほうで呼び込む予定はしております。

現時点では、地域住民、事業者の戸数といいますか、件数の過半数以上に周知をしたという、それを証するものを求められた場合は提出しなければならないというような規定を今のところ考えております。

それで、その機会の持ち方については、全住民を対象とする方法とか、いろいろな代表のみを対象とする方法もありますけれども、いずれにせよ過半数という規定数を設ければ、大多数の人に意見が行き届くという基本的な考え方で、今のところは予定しております。

以上です。

○議長（西村昭教君）　８番岩崎治男君。

○８番（岩崎治男君）　景観条例につきまして質問をしたいと存じますけれども、まず、第５章の景観重要建造物等ということで、もろもろの内容が書か

れているわけですけれども、この中で景観重要樹木を指定しようとするときということがありまして、樹木についてでございますけれども、私たちの地区には永遠とした歴史のある一本木という木が４線の２２号にあるわけで、私たちは子供のとき上富良野でいろいろな行事があったり、体育祭とかがあるときは自転車で集まるのは一本木に集まれということで、先生も生徒にあそこに集まりました。当時、小学校が４００名、中学校が３学級で２００名の時代でございまして、そういった大移動をしながら上富良野の町に出たという思い出のある、その名称の木であります。

この木が今、荻野孝一さん宅の土地に植えられまして、１代目の木は台風で倒れまして、その名残を残そうということで荻野さんが２代目のキタコブシの木を植えて、今かなり大きくなっているわけですけれども、この木を保存しようということで、山手線道路の整備が行われたときに、この整備期成会の役員でもって保存会を立ち上げて、現在も保存をしているところでございます。

こういった樹木がかなりこれから大きくなっていくと思うのですけれども、そのためにはいろいろな景観、十勝岳が一望できる一番景色のよいところにあるわけでございまして、これを末永く保存していくためには、これらを町なり町長なりに申告といいますか、届け出を出して保存する方法がいいのかというようなことについてお伺いをいたします。

○議長（西村昭教君）　建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（北向一博君）　８番岩崎議員の御質問にお答えいたします。

ここで書かれています第５章第１９条の景観重要建造物、それから景観重要樹木については、法律に基づく規定で、条例に書き込むようにという指定がされております。

この内容につきましては、法律のほうにいろいろな条件が書かれておりまして、今、聞くところによると、今、岩崎議員の御説明によりますと、いわゆる地域のシンボル的な樹木としてあると、こういう場合と景観を形成する重要な構成要素となっている樹木と、また、扱いがかなり異なってまいります。

その木が景観を構成する重要な要素となって、それを保存しなければ景観が損なわれるというような要件があれば、これに基づく指定も当然、出てきますけれども、これを指定すると法律のほうの規定がいろいろございますけれども、法律のほうには指定した木の所有者のほうに管理義務が若干発生するというようなところも出てきまして、これは個別に御相談いただいて、適合するかどうかについては事前の相談が必要かと思っております。

以上です。

○議長（西村昭教君）　８番岩崎治男君。

○８番（岩崎治男君）　相談ということでございまして、また後ほどお伺いをしたいと思いますけれども、この木をもう少しさかのぼりますと戦時中の戦争に出兵するとき、駅から皆日の丸の……

○議長（西村昭教君）　岩崎議員、今、条例のあれでありますので、対象産物の説明ではありませんので、ひとつその辺、今はこの条例についてですから、これに関してでしたら結構ですけれども。

○８番（岩崎治男君）　私、質問したその一本木について、後ほど内容についてお伺いして、これらの措置をとりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（西村昭教君）　ほかにございませんか。

１０番和田昭彦君。

○１０番（和田昭彦君）　第１７条の項目についてですけれども、重点地区等内の廃屋、空き地等、または遊休地等という部分に続きまして、占有者に対し景観づくりに配慮した管理を行うよう要請することができるというふうにありますけれども、この項目がどれほどの強制力があるか、例えば経済的な理由で景観づくりに配慮した管理を行えないというようなこともあろうかと思うのですけれども、この条文がどれだけの強制力があるかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（西村昭教君）　建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（北向一博君）　１０番和田議員の１７条の行為を要請する権限範囲という御質問にお答えいたします。

この第１７条の内容につきましては、これは現行の条例を引き継ぐものとなっております。すなわち、法令に基づく規定条項ではないということで、町の独自の条項として盛り込んでございます。

このため、法令に基づくいわゆる協議事案、勧告事案、命令事案というものの以外の協力要請という対象となっております。

特に、ここで重点地区等内ということで、現在のところ重点地区は指定がございませんけれども、もし指定する際については指定時にあわせてこれらの中にある、その指定時点でその指定エリア内にある障害物となるものが今後どうなるかということを、指定地域内の住民も含めて事前の相談といいますか、調整事項の中に事前に入ってきます。

それで、あとでこれがこういう問題が発生するということは想定してございませんので、もしこういうものが残ってしまうのでしたら、重点地域を指定しないという方向になるかなと、景観を阻害するものを、その時点で内部に包含する地域をなかなか指

定しにくいということになるかなと想定します。

いずれにせよ、指定するなり、その時点の相談事項、地域との協議事項の中で個別に調整しなければならない事項ですので、いろいろな場合があるかと思うのです。それは、その時点でそれぞれ個別の事案として調整が必要になっていくのかなと想定しております。

以上です。

○議長（西村昭教君）　ほかにございませんか。

５番米沢義英君。

○５番（米沢義英君）　何点か質問させていただきますが、旧法では景観づくり重点地区及び重点路線の指定という形の中で、第２条の第３項では重点地区を指定して使用するときは、あらかじめ起算して２週間の工事閲覧という形になっておりますが、この点は今回どのようにこの新法の中で位置づけられて変わったのか。

また、旧法における重点地区内の行為の届け出ということで１５条で、これは着手する３０日前までに一定の部分を町長に届けなければならないということでありましたが、この点は新法の中ではどういうように住民の変わったのか、この点をお伺いしておきたいと思います。

次に、届け出対象行為の中で、条例第１２条の例えば建築物の新築、改築、移転等、いわゆる景観を乱す等ということがあった場合、そういう場合は財政的な必要な措置も当然出てくるのかなというふうに思いますが、こういうものは詳細に決まっているのかどうなのかお伺いしたいと思います。

もしも今、ここに新条例の中に掲げられていた色だとか、高さ制限、こういったものに違反した場合、こういった場合は罰則規定があるのかどうなのか、この点。

さらにお伺いしたいのは、今、これからこの文書の中では里仁地区を指定するかどうかという話もありますが、今後、当然、住民との話し合いという形になりますが、その住民との話し合いの中でいわゆるこれは過半数、それを認めなければならないのか、全員該当地区の人たちが賛同しなければ指定地区という形で指定できないのか、こういった点。どのようになるのかお伺いしておきたいと。

例えば、これから景観ポイントという形で、ここの説明書の中にも載せてあります。当然、整備は必要です。美瑛、あるいは他の地域のいわゆる整備して、そこに駐車帯をつくって、そこでやはり一定の眺望が得られる、満足が得られるというような形になっておりますが、こういうものも含めて整備するのかなというような、読んでいて感じているわけですが、こういうものも含めてどうなるのかお伺いいたします。

○議長（西村昭教君）　建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（北向一博君）　５番米沢議員の御質問にお答えいたします。

旧法に、あちこちに縦覧とか、住民の同意を得なければならないという、旧条例にあちこちに書いてありますけれども、これらの手続きは議員おっしゃられたところ以外にも旧条例がところどころにちょっと書かれております。

それらの手続きについては法律のほうに実際に、法律本文のほうに書かれておりますので、条例のほうからは除いております。この手続きにつきましては、地域住民への説明、それから縦覧告示の手続きを経て、これは制定、それから改廃についてもその手続きを法令に基づきやりなさいという規定になっております。

次に、１２条の届け出行為に対する違反の場合の措置につきましては、これは第１８条に、町長は法第１６条第３項の規定による勧告をしようとするとき、もしくは云々というところにありますけれども、ここに書かれているとおり、先に推進会議の意見を聞かなければなりません。それで、適切、不適切を判断するわけですけれども、例えばこの規制の数値については、景観計画、上富良野町の景観づくり計画に具体的に記載していくことになります。これは規制をするための別表と、もう一つ届け出を必要するとする基準の別表、別表が二つございまして、今、議員がごらんの景観づくり計画の素案の中に既に掲載されてございますけれども、そこで掲載されています数値につきましては、これは基本的な数値となっております。

そして、条例の中で届け出を要しない行為ということで、新条例のほうですけれども、第１４条の第１項第２号をちょっとごらんいただきたいのですけれども、ここに景観づくりに支障を及ぼすおそれがないと町長が認める行為という記載がございます。これは、事前相談の中で書類をつくる、届け出をするまでもなく、例えばこの地域においては景観に障害はないと、書類をつくってまで届け出る必要はないという判断をできるように、この新条例では組み立てております。

その関係で、景観づくりを推進するための基準のほうにも書かれておりますけれども、極めて重大な障害を与える行為とか、軽微な行為とか、そのおおむねの表がございまして、その表に細かく審査を行う上での判断基準がございますけれども、例えば１５メートルという数字がところどころに出てきますけれども、例えば１５メートルを超えたら絶対だめかというと、そういう仕組みとはなっておりませ

ん。これは北海道で運用されております景観条例についても同様な扱いで、やはり道民とか町民が行う経済行為、日常的な生活上の安全とか、いろいろな要素を持って多少景観に支障を与えてもそれより大きな利を得るというようなものについては認められる許容範囲となっております。

ただし、経済行為に絡みまして、単なる利益を得るだけの行為というものについては、かなり厳しい審査要件とならざるを得ないと考えております。

あとは、住民との話し合いなり、同意を得るための基準としては、先ほども言いましたけれども、今のところ規則のほうで呼び込む予定でおりますけれども、過半数、住民数の過半数というより、戸数と事業所数の過半数を基準としたいと考えております。

以上です。

○議長（西村昭教君）　５番米沢義英君。

○５番（米沢義英君）　この条例は、そうしますと大くくりでこういう規定があります、届け出が必要ですということになっているかと思います。

それを補完するために、規則だとか、いわゆる法律に基づいた中でのそこで審査されて、細部に違反しているかどうかということになるかということだと思います。

その規則等については、まだでき上がってないという話でありますから、やはりそういうものも含めてきちっと整備されなければならない部分がまだこれはたくさんあるのだろうというふうに思います。

条例と一体となった審議の材料としては、ちょっと不足かなというふうに私、感じているものですから、そういうものも含めて問題があるというふうに思いますが、その点どうお考えなのか。

さらに、再度確認したいのは、そういう高さ制限だとか、いろいろな制限があるのだけれども、経済的な行為に対してはかなりな厳しい罰則規定があるけれども、それ以外についてはさほど寛容な部分があるというようなことかというふうに思いますが、しかし後でいわゆる商売に転用されるということになった場合、当然それはあり得ないことだというふうに思いますが、当然、その申請してきた時点でまたこれはだめだということになると思いますが、全くその罰則というのはよくわからないのですが、詳細見ていないので、全くと言っていいほど経済行為以外はないのか、仮に経済行為であったとしてもどのぐらいまでその法の適用の範囲になっていくのか、この点よくわからないのでもう一度確認したいと思います。

先ほど若干答弁、言い方も悪かったと思うのですが、いわゆる指定された場合、そこに景観を乱す建物があった場合、例えば私があの地域で築５０年も６０年もたって放置されていると、米沢なら米沢が、そこの景観を阻害しているという場合、それを移転しようということになった場合、費用がない場合、そういう場合等についてはそういう移転費用の補助というのはどういうふうになるのかお伺いしておきたいというふうに思っていますが、その点お伺いします。

○議長（西村昭教君）　建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（北向一博君）　５番米沢議員の御質問にお答えいたします。

まず、１点目の規則に、この条例の施行に対して規則にゆだねる部分がたくさんあって、その規則がまだ明示されていないというお話がございます。

規則にゆだねる部分については、景観計画にすべて書き込まれます。そして、景観計画に書き込まれた内容が規則で細かく規定されていくことになります。

それで、並行作業として景観づくり計画の住民に意見を求めて、規則に反映する内容を変更必要かどうかについてパブリックコメントを行っております。これは９月１０日から１０月１０日までの間、もう既にコメント期間に入っておりますけれども行っております。

これと並行して、この条例に基づきまして、また法律に基づきまして地方公共団体とか、国や北海道、北海道も地方公共団体に当たりますけれども、についても届け出という行為ではなくて通知という行為が必要になります。届け出と同じ内容になりますけれども、呼び方が通知ということになりまして、国や都道府県、隣接の市町村なども含めて、これらに影響を与えるような行為を行う場合については通知を行うことになっております。

これらをもとに、総合的に判断することになりますけれども、運用方法としては現在、北海道が景観行政を執行しておりますけれども、それと同様な方法を今考えておりまして、北海道が審査に当たって使用しているマニュアルはつくっておりますけれども、それに準用した形で町でもマニュアルをつくらなければならないと考えております。

もし、景観に障害を与える物の撤去を求めるようなこと、例えばこの条項で言えば重点地区内の廃屋とか、その他、法令に基づきまして、例えばになりますけれども既存の物を改修するときについても引っかかってまいります。届け出を行って、例えば高い鉄塔がありまして、それの色を塗りかえたいというような場合については、届け出対象になりまして、その色がまずいと、同時についている看板が撤去しなさいということになるような場合もありま

す。

そのほかに、ここで言う空き地、遊休地の扱いなどもありますけれども、それらの行為について助成制度などは現時点では考えられるかと思いますけれども、その方法としては先ほども話題になりました第６条の第４項、それから第５条町民の責務や事業者の責務というところで、町の進める景観づくりに義務規定がなされているという、これら費用がなければできないという部分がありますけれども、その部分につきましては何らかの制度化は必要になるかと思います。

以上です。

○議長（西村昭教君）　ほかにございませんか。

６番今村辰義君。

○６番（今村辰義君）　第６条の４項目ですが、町は町民の景観に対する意識の向上と景観づくりに関する知識の普及を図るため必要な措置を講じるものとするということは、しなさいという意味ですよね。

これに基づいてお話をするのですけれども、先ほどちょっと話に出ておりましたけれども、第４条で義務規定等をして町民の責務があります、町民双方に協力して景観づくりに寄与するように努めると、そしてさらに町が実施する景観づくりに関する施策に協力しなければならないと、景観づくりとは何ぞやというと、用語の規定の（２）に書いてあります。景観づくり、良好な景観を守り、はぐくみ、創造することであると、これら等を考えていくと、そして景観の要素では遠景とか、中景とか、近景は、近景は町の中とかいろいろあるのですけれども、特に直線的に伸びる道路、私が何を言いたいかよくわかってきたと思うのですけれども、要は統制はできないけれども、町の考えている、例えば街路灯など、町はこのように本当はしたいのだと、景観を損ねているのだというようなことについて、町民の義務規定等もありますから、そういったことの意識の向上だとか、あるいは知識の普及を図る、そういったことはこの条項によってできるのか、できないのかお尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君）　建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（北向一博君）　６番今村議員の御質問にお答えいたします。

いわゆる具体的な例として挙げていただきましたけれども、これらを推進する上でいろいろな施策を打てるような仕組みになっております。

ただ、これを実際に施策として実施するかについては、裏づけがかなり必要になってまいりますけれども、それらを実施するしない、それからどのような手法で支援措置をとるかというものについては、個別のものとして協議されなければならないと思っています。

そして、ここで言う４条、５条、６条に責務という表示がされておりますけれども、これは実は景観法のほうに国民の責務として書かれております。法律に合わせなければならないということで、法律で責務とされているものを町の条例で努力規定として記載できないものですから、法律に合わせて書いてある、それで当然、法律でそうやって書いてあるからについては、法律のほうで何らかの支援措置が制度化されるのかなと、法律が施行されてから長らく時間を経ておりますけれども、いろいろな手法で恐らくまだ研究はしておりませんけれども、この景観形成のための支援措置が制度化されているかなと思います。

それらの活用、それから町の単独の制度化というものも今後、検討しなければならないと考えております。

以上です。

○議長（西村昭教君）　６番今村辰義君。

○６番（今村辰義君）　私の聞きいたことはもっと単純な話なのです。ちょっと抽象的だったと思うのですけれども。

要は、街路灯が黄色だったり、白かったり、あるいはついていないかったり、景観を損ねているというのは、きのうも町長もそのとおりだという答弁がございましたけれども、要はだからこういったものはその街路灯、１種、２種の目的からいうと統制はできないけれども、こういったものはやはり統制していったほうがいいのだよというような意識の、町民に対して普及教育はできるのかできないかという話なのです。私はできると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（西村昭教君）　建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（北向一博君）　今村議員の再度の具体的な事例としてどうなのだということでお答えいたします。

当然に要請なり、地域の意志が固まれば、行動を起こさなければならないものだとは思っています。ただし、景観という、いわゆる目に入る映像を景観とここでは呼んでいるのですけれども、それが守るべきもの、形成するべきものというのは、あらかじめ皆さん、関係する人たちの中で話し合いを持って、それに値するものかどうかというものを考えなければいけないと思います。

例えば、今、具体的にお話いただいた街路灯の色、形態をそろえるというものも一つでしょうけれども、その道路の軸線として景観を考えるのでしたら、当然、一体化した建物の意匠形態、色彩なども

あわせてどうなのだという考え方をしなければ、例えば街路灯のみを景観構成の一部分のみを整備するのが値するのかどうかというものが、十分に事前に検証を行わなければならないと思っております。

以上です。

○議長（西村昭教君）　６番今村辰義君。

○６番（今村辰義君）　別に直線道路という観点で言いましたから、別に街路灯だけではないです。そういったおかしいなと思ったことを町民を集めて普及教育を統制はできないけれども、できないと言われましたよね、そういった町の考え方を普及教育、知識の普及だとか、意識の向上を図る、これをやらなければいけないと書いてあるのではないですか、それができるかできないかを聞いているのです。

例えば、これが解釈によってそういったものはできないのだと、あるいはほかの条項で罰則規定があるのだと、これは解釈でやってもやらなくてもいい、しかしこれは違反しているから罰則するというようなことになっていくと、この権限が薄れていくのではないですか、どうですか。

○議長（西村昭教君）　建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（北向一博君）　今村議員のいわゆる規制権限のお話についてお答えいたします。

今、お手元にお持ちかどうか、ちょっと不安なところですけれども、先の会議でお配りしました景観づくり計画の素案の中で、それらの審査要件として７ページ、８ページに記載がございます。

ここら辺の内容について、これから審査したり、勧告協議の基準になっていくわけですけれども、それぞれの個別の事案がかなり出てきます。それで、町民への周知の方法としてかなりここら辺が難しいというところがあります。北海道のほうでも現行で行っている景観法の規定地域、規制方法などについてもいろいろなものを参照させてもらっていますけれども、どれを見てもそういう個別の事案を照らし合わせる際、非常に判断に苦しむ部分がひょっとしたら出るのかなと、北海道内で言えば任意の景観行政団体となったものが、市町村が既に九つございまして、上富良野町が１０番目になるわけですけれども、先行する九つの景観行政団体の広報パンフレットなどを見ても、今、今村議員が心配されているように、どうもわかりにくいと、ただそれをわかりやすく書くとなると、個別の事例を列挙して説明しなければならないというもろ刃のジレンマに陥るような部分があります。

それで、町の条例及び規則に規定しようとしてるのは、事前の相談制度を制度化して、何かやりたいのだけれどもという発想段階でぜひ相談してもらいたいと、計画が煮詰まった段階でそれはだめです、こうこうこうやってくださいというのは、かなり行為を行おうとする方に不愉快な思い、それから余計な負担が発生するおそれがありますので、事前の相談制度というものを運用して、個別の事案をできるだけ早期に修正していくという措置をとりたいと考えております。

以上です。

○議長（西村昭教君）　建設水道課長。

○建設水道課長（北向一博君）　今、上程いただいております条例分に誤字を発見いたしまして、おわびして訂正させていただきたいと思います。

第２条第１項の（１０）とありますけれども、これは(９)の誤りでございます。まことに申しわけありませんでした、修正をお願いしたいと思います。

○議長（西村昭教君）　今、訂正のありましたこれについて、ひとつ御了承を賜りたいと思います。

ほかに御質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第１２号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

昼食休憩といたします。

再開は、１時半といたします。

午後　０時１５分　休憩
午後　１時３０分　再開

○議長（西村昭教君）　午前中に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第１４　議案第１３号

○議長（西村昭教君）　日程第１４　議案第１３号上富良野町公共下水道設置条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（北向一博君）　ただいま上程されました、議案第１３号上富良野町公共下水道設置条例の一部を改正する条例について、要旨を御説明申し上げます。

町の下水道事業は、昭和５７年に策定された上富良野町公共下水道基本計画に基づき、事業期間を昭和５７年度から平成３２年度までとした施設整備を

進め、平成３年の浄化センター完成とともに供用を開始しました。

この後、計画に沿って順次、供用区域を拡張してきましたが、平成１５年に基本計画を全面修正し、第４次上富良野町総合計画に合わせて、計画区域面積を一部拡張して４６０ヘクタールに、また下水道計画人口を１万５００人に修正したところです。

このたび、平成２１年４月から第５次総合計画がスタートし、平成３０年の行政目標人口が１万１，９００人と設定されたことから、土地利用需要動向調査とあわせて変動を反映させた公共下水道基本計画の修正事務が国との協議やパブリックコメントなどの手続きを経て完了したところです。

このため、本条例において所要の改正を行うものです。

以下、議案の朗読をもって提案いたします。

議案第１３号上富良野町公共下水道設置条例の一部を改正する条例。

上富良野町公共下水道設置条例（平成元年上富良野町条例第３号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「北町１丁目の一部、北町２丁目」を「北町２丁目の一部」に改め「、富町３丁目」を削り、「、大町４丁目、大町５丁目」を、「、大町４丁目の一部、大町５丁目の一部」に改める。

第３条第１号中、「４６０ヘクタール」を「４４２．７ヘクタール」に改め、同条第２号中「１万５００人」を「９，６００人」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上、提案といたします。御審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第１３号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１５　議案第１４号

○議長（西村昭教君）　次に、日程第１５　議案第１４号財産所得の件（ラベンダーハイツ介護用ベッド）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長（大場富蔵君）　ただいま上程いただきました、議案第１４号財産取得の件につきまして提案の理由を説明申し上げます。

現在のベッドは、昭和５９年の施設開設以来使用しているものであり、現在、２７年目であります。

これを２カ年で更新整備し、利用者の介護環境の回転を図ろうとするものであり、本年度は半分の２５台を更新するものでございます。

購入に当たりましては、町と医療器械等で納入実績のある６社を指名いたしまして、９月１３日入札の結果、株式会社伊藤医科器械店が８４５万円で落札し、消費税を加算いたしまして、本議案の８８７万２，５００円でございます。

参考までに、２番札は株式会社ＭＥ器械と、メディカルサプライ株式会社の８６０万円でした。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第１４号財産取得の件。

上富良野町ラベンダーハイツ介護用ベッドを次により取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求める。

記。

１、取得の目的。上富良野町ラベンダーハイツ介護用ベット。

２、取得の方法。指名競争入札による。

３、取得金額。８８７万２，５００円。

４、所得の相手方。札幌市中央区北６条西２３丁目１番２４号、株式会社伊藤医科器械店、代表取締役橋詰晴美。

５、納期。平成２２年１２月３０日。

これをもちまして、議案第１４号財産取得の件の説明といたします。

御審議をいただきまして、議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、これをもって質疑を終了といたします。

討論を省略し、これより議案第１４号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第１６　議案第１５号

○議長（西村昭教君）　日程第１６　議案第１５号教育委員会委員の任命の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町長向山富夫君。

○町長（向山富夫君）　ただいま上程いただきました教育委員会委員の任命の件につきまして、提案理由の御説明を申し上げたいと思います。

現在、教育委員でございます菅原恵久子さんが９月末の任期満了をもちまして退任されますことから、新たにこのたび教育委員を選任いたしたく、ここに吉村好子氏を任命いたしたく御提案させていただくものでございます。

吉村好子氏におきましては、人格識見ともにすぐれた方でございまして、教育委員として適任者であると思われ、ぜひ御同意を賜りますようお願い申し上げるものでございます。

それでは、議案を説明して、提案とさせていただきたいと思います。

議案第１５号教育委員会委員の任命の件。

上富良野町教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意を求める。

記。

住所、●●●●●●●●●。

氏名、吉村好子。

御審議賜りまして、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本件は、先例に基づき、質疑、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております教育委員会委員の任命の件は、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

◎日程第１７　発議案第１号

○議長（西村昭教君）　日程第１７　発議案第１号町長の専決事項指定の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

３番岩田浩志君。

○３番（岩田浩志君）　ただいま上程されました発議案第１号町長の専決事項指定の件につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

町長の専決事項の指定につきましては、これまでの条例を一つにまとめ、今回新たに交通事故以外の事案に対しても、相手方に速やかな対応を図るため、交通事故と同様に町長の専決事項の指定とするものでございます。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

発議案第１号町長の専決事項指定の件。

上記の議案を次のとおり、会議規則第１４条第２項の規定により提出します。

平成２２年９月１４日提出。

上富良野町議会議長西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員岩田浩志。

賛成者、上富良野町議会議員谷忠。

裏面をごらんください。

町長の専決事項指定について。

次の事項については、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、町長において専決処分することができるものとして指定する。

記。

１、金融情勢の変化に伴い、町債の借入利率及び償還の方法を変更し、これに伴う歳入歳出予算の補正をすること。

２、議会の議決を経た工事の請負契約について、当該議決にかかわる契約金額をその１５０万円を超えない範囲内で変更すること。

３、１件の金額は１００万円以下の交通事故にかかわる和解及び損害賠償の額を定めること。

４、前項の規定する以外の法律上、町の義務に属する１件１００万円以下の損害賠償の額を定めること。これに伴う和解を含む。

附則。

１、この議決の効力は、平成２２年１０月１日から生じるものとする。

２、町長の専決事項指定について（昭和５６年３月１１日議決）及び町長の専決事項の追加指定について（平成４年３月２３日議決）は、平成２２年９月３０日限りその効力を失うものとする。

以上でございます。

御審議いただきまして、お認めいただけますよう

よろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、これをもって質疑を終了といたします。

討論を省略し、これより発議案第１号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第１８　発議案第２号

○議長（西村昭教君）　日程第１８　発議案第２号森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する意見の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

３番岩田浩志君。

○３番（岩田浩志君）　ただいま上程されました発議案第２号森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する意見の件を、議案の朗読をもって説明といたします。

発議案第２号森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第１４条第２項の規定により提出いたします。

平成２２年９月１４日提出。

上富良野町議会議長西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員岩田浩志。

賛成者、上富良野町議会議員谷忠。

裏面をごらんください。

森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する意見書。

近年、森林に対する国民の期待は地球温暖化の防止、国土の保全や水源の涵養はもとより、生物多様性の保全への貢献など、多様化するとともに、低炭素社会づくりを進めるため、木質エネルギー利用を含め、木材利用の拡大に対する期待も増大している。

しかしながら、国内の林業は路網整備や森林施業の集約化のおくれなどから、生産性が低く材価も低迷する中、森林所有者の施業放棄が懸念されるなど、我が国の林業、木材産業は危機的な状況に陥っており、加えて森林・林業の担い手である山村は崩壊の危機に立っている。

こうした厳しい状況を踏まえ、昨年、公表された森林・林業再生プランに基づき、国民の期待にこたえていくため、今後、森林整備を着実に推進するとともに、森林の有する多面的機能の持続的発揮を図りながら、森林資源を適切に活用し、森林・林業木材産業の活性化による山村の再生を図るため、以下の項目を実現するよう要望する。

記。

１、地球温暖化防止森林吸収源対策を推進するための安定的な財源措置の確保及び森林所有者の植林意欲を高めるための負担軽減措置等による森林経営対策を推進すること。

２、水源の涵養など、森林の有する公益的機能の重要性を踏まえ、森林の取り扱いに関する所有者の責務を明確化するとともに、大面積皆伐の抑制や伐採後に確実に植林する仕組みを構築すること。

３、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の制定を踏まえ、低炭素社会の実現に着目した公共建築物の住宅建設等における木材利用の促進及び木質バイオマス利用など、国際材の利用を拡大すること。

４、持続可能な森林・林業の確立に向けて、森林計画の作成や施業の集約化を担う人材及び現場事業の担い手などの育成確保を図るとともに、森林整備に要する経費の定額助成を実施すること。

５、国民共有の財産である国有林については、公益的機能の一層の維持増進を図るとともに、森林・林業政策の推進に貢献するため、国による一体的な管理運営体制を確立すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出いたします。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、文部科学大臣、経済産業大臣にあてて提出いたします。

以上、御審議いただき、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第２号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第１９　発議案第３号

○議長（西村昭教君）　日程第１９　発議案第３号道路の整備に関する意見の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

３番岩田浩志君。

○３番（岩田浩志君）　ただいま上程されました発議案第３号道路の整備に関する意見の件を、議案の朗読をもって説明といたします。

発議案第３号道路の整備に関する意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第１４条第２項の規定により提出いたします。

平成２２年９月１４日提出。

上富良野町議会議長西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員岩田浩志。

賛成者、上富良野町議会議員谷忠。

裏面をごらんください。

道路の整備に関する意見書。

北海道は、全国の２２％を占める広大な面積に１７９の市町村からなる広域分散型社会を形成し、道民の移動や物資の輸送の大半を自動車交通に依存しており、道路は道民生活と経済社会活動を支える重要な社会基盤であるが、冬季の厳しい気象条件に加え多発する交通事故、自然災害時の交通障害や更新時期を迎え、老朽化する道路施設など、道路を取り巻く課題は多い。

また、国土の根幹をなす高規格幹線道路から、住民に最も密着した市町村道に至る道路網の整備は、道民が強く要望しているところであり、特にミッシングリンクを抱え、全国に比べて大きく立ちおくれている高規格幹線道路ネットワークの形成は、圏域間の交流、連携の強化による地域経済の活性化、道民の命にかかわる救急搬送や災害対応といった安全で安心な生活を確保する上での重要な課題である。

こうした中、地方財政は全国的な景気の後退とともに、税収は落ち込むなどさらに厳しさを増しており、今後は国と地方の適切な役割分担のもと、道路整備に必要な予算を確保するとともに、国が制度を見直す際には地方の自主性、裁量性を重視した地方にとって自由度の高い制度とすることが重要である。

このような状況を踏まえ、次の事項について強く要請する。

記。

１、高規格幹線道路ネットワークの早期形成を図るため、整備中区間の早期供用を図るとともに、抜本的見直し区間の未着手区間や基本計画区間などについて早期の事業化を図ること。

２、高度成長期に整備され老朽化した道路施設の長寿命化を図る費用に対する支援の拡充を図ること。

３、冬季交通における安全性の確保、交通事故対策、自然災害時の交通機能の確保など、地域の暮らしを支える道路の整備及び維持に必要な予算額を確保すること。

４、平成２３年度から段階的に実施されるとされている一括交付金の制度設計の際には、道路整備に関する地域のさまざまな課題に対応できるよう、制度を充実するとともに、必要な予算額を確保すること。

５、事業評価に当たっては、地域からの提案を反映させるなど、救急医療、観光、災害対策など、地域にもたらされる多様な効果を考慮し、総合的な事業評価手法となるよう検討すること。

６、地方の財政負担の軽減に資する地方道路整備臨時貸付金制度の維持、拡充を図ること。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣にあてて提出いたします。

以上、御審議いただきお認めいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第３号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第２０　発議案第４号

○議長（西村昭教君）　日程第２０　発議案第４号ワクチン接種に関する意見の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

４番谷忠君。

○４番（谷忠君）　ただいま提案されました発議案第４号につきましては、議案の朗読をもって説明をさせていただきたいと思います。

発議案第４号ワクチン接種に関する意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第１４条第２項の規定により提出いたします。

平成２２年９月１４日提出。
上富良野町議会議長西村昭教様。
提出者、上富良野町議会議員谷忠。
賛成者、上富良野町議会議員岩田浩志。
次の面をごらんください。
ワクチン接種に関する意見書。
我が国では、毎年１，０００人以上の５歳未満児が細菌性髄膜炎にかかっている。その原因の６割はインフルエンザ菌Ｂ型ヒブによるものであり、２割は肺炎球菌であり、細菌性髄膜炎の初期症状は発熱、嘔吐、頭痛などであるが、小児科医でも一般的な風邪と見分けにくく、早期診断は困難であり、非常に予後の悪い疾患である。
迅速な治療が施されても、ヒブの場合で３から５％、肺炎球菌の場合では１０％から１５％の患者が死亡し、生存した場合でも１０％、ないし２０％に脳と神経に重大な損傷が生じ、水頭症、難聴、脳性麻痺、精神遅滞等の後遺症を引き起こしている。
細菌性髄膜炎は、ワクチン接種で予防することが可能であり、ＷＨＯは１９９８年にヒブワクチンの無料接種化を勧告し、現在１３３カ国で定期予防接種が行われている。
その結果、発症率は１００分の１にまで激減している。我が国は２００８年１２月に任意接種がようやく始まったが、４回のワクチン接種費用は３万円以上に上るなど、長引く不況の中、若い世代の保護者にとっては負担が重く、接種の大きな障壁となっている。
また、子宮頸がんは年間で約１万５，０００人が発症し、３，５００人が死亡している。しかし、ほかのがんと違い、その原因はヒトパピローマウイルスＨＰＶの感染であることが解明され、予防が可能な病気であり、若年層へのワクチン接種が有効とされている。
我が国は２００９年１２月より、ワクチンの任意接種が可能となったが、これも３回のワクチン接種費用は約５万円と多額を要する。現在、一部の市町村では、独自でワクチン接種費用の助成を行っているが、道民がいつでも安心してワクチンが受けられるよう、下記の事項を強く要望する。
記。
１、細菌性髄膜炎を予防接種法の定期接種対象の一類疾病として国が承認するまでの間、ヒブワクチン及び７価肺炎球菌結合型ワクチンの接種費用を北海道が補助すること。
２、子宮頸がん予防接種法の定期接種対象の一類疾病として国が承認するまでの間、２価ＨＰＶ様粒子ワクチンの接種費用を北海道が補助すること。
３、細菌性髄膜炎及び子宮頸がんを予防接種法の定期接種対象の一類疾病と位置づけするよう、国に要望すること。
以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出する。
平成２２年９月１５日。
提出先については、北海道知事。
以上でございます。御審議賜りまして、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。
○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。
これより、質疑に入ります。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（西村昭教君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。
討論を省略し、これより発議案第４号を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第２１　発議案第５号

○議長（西村昭教君）　日程第２１　発議案第５号市町村国保の国庫負担の抜本的増額を求める意見の件を議題といたします。
提出者から、提案理由の説明を求めます。
４番谷忠君。
○４番（谷忠君）　ただいま提案されました、発議案第５号市町村国保の国庫負担の抜本的増額を求める意見の件の件につきましては、議案の朗読をもって提案させていただきます。
発議案第５号市町村国保の国庫負担の抜本的増額を求める意見の件。
上記議案を別紙のとおり、会議規則第１４条第２項の規定により提出いたします。
平成２２年９月１４日提出。
上富良野町議会議長西村昭教様。
提出者、上富良野町議会議員谷忠。
賛成者、上富良野町議会議員岩田浩志。
裏面をごらんください。
市町村国保への国庫負担の抜本的増額を求める意見書。
国民保険事業は、他の健康保険に加入していない人が必ず加入する医療保険とされ、国民健康保険制度の根底を支えている。また、急速に高齢化が進み老人医療費を初めとする医療費が年々増大してきている。
市町村国民健康保険の財政状況については、もと

もと高齢者や低所得者の加入者が多くを占める中において、財政基盤が弱く、他の健康保険に比べて保険給付費が高くなるという構造的な課題を抱えている。

さらに、最近では厳しい経済状況により国民健康保険に加入している人の中には収入が減り、暮らしにもその影響が広がってきている。また、医療費を賄う主たる財源である保険税（料）も伸び悩み傾向にあり、上富良野町の国民健康保険財政の厳しい影響が出てきている。

そうした中で、市町村国保に加入している多くの人たちは、国保税（料）の高額負担に耐えかねて受診を抑制する人や、国民健康保険税を納めるのにも苦慮する人も生まれてきている。

その要因として考えられるのは、１９８０年代から始まった市町村に対する国庫負担の削減をしてきたことにある。全国では、市町村国保の総収入に対する国庫支出の割合が１９８０年には５９．５％であったものが、２００７年度では２５％にまで低下している。この間、国保加入者世帯の平均所得は２７６万、１９９０年から１６６万９，０００円、２００７年へと大きく下がってきており、１人当たりの保険税（料）は６万５，２８４円から８万４，３６７円に上がってきている。このことは、加入者にとっては保険税（料）がもはや負担の限界を超えていることを示している。

しかも、国は医療の窓口負担軽減などを実施している市町村国保会計に対する国庫負担を削減するペナルティーを設けており、この間、都道府県が独自に実施してきた役割が廃止、縮小されている。

今、国民が安心して医療にかかれる国民健康保険制度の実施が求められている。

よって、市町村国保への国庫負担の抜本的増額を強く求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２２年９月１５日。

提出先については、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣であります。

以上、御審議を賜りまして御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第５号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第２２　発議案第６号

○議長（西村昭教君）　日程第２２　発議案第６号議員派遣の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

９番中村有秀君。

○９番（中村有秀君）　ただいま上程されました、発議案第６号議員派遣の件の２件について、議案の朗読をもって提案いたします。

発議案第６号議員派遣の件。

上記議案を次のとおり、会議規則第１４条第２項の規定により提出いたします。

平成２２年９月１４日提出。

上富良野町議会議長西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員中村有秀。

賛成者、上富良野町議会議員岩田浩志、同じく、谷忠。

議員派遣の件。

次のとおり、地方自治法第１００条第１３項及び会議規則第１２２条の規定により議員を派遣する。

記。

１、富良野沿線市町村議会議員研修会。

（１）目的。

分権時代に対応した議会議員の資質向上に資するため。

（２）派遣場所。

占冠村。

（３）期間。

平成２２年９月２７日、１日間。

（４）派遣議員。

全議員１４名。

２、上川町村議会議長会主催の議員研修会。

（１）目的。

分権時代に対応した議会議員の資質向上に資するため。

（２）派遣場所。

旭川市。

（３）期間。

平成２２年１０月２７日、１日間。

（４）派遣議員。

全議員１４名。

以上、御審議をいただきお認めくださるよう、お願いいたします。

○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の

説明を終わります。
これより、質疑に入ります。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（西村昭教君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。
討論を省略し、これより発議案第６号を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第２３　発議案第７号

○議長（西村昭教君）　日程第２３　発議案第７号町内行政調査実施に関する決議の件を議題といたします。
提出者から、提案理由の説明を求めます。
３番岩田浩志君。
○３番（岩田浩志君）　ただいま上程されました発議案第７号町内行政調査実施に関する決議は、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。
発議案第７号町内行政調査実施に関する決議。
上記議案を次のとおり、会議規則第１４条第２項の規定により提出いたします。
平成２２年９月１４日提出。
上富良野町議会議長西村昭教様。
提出者、上富良野町議会議員岩田浩志。
賛成者、上富良野町議会議員谷忠。
町内行政調査実施に関する決議。
本議会は、次により町内公共施設等の状況を調査する。
記。
１、実施の期日。
議決の日以降において、１日以内とする。
２、実施の目的。
町内の公共施設及び財政援助を行った施設の現況を視察し、今後の議会活動に資するため。
３、調査事項及び方法。
（１）町内の公共施設及び財政援助を行った施設の現況を視察する。
（２）全議員による合同調査とし、特に意見を付すものについては、各常任委員会の所管事務調査として、それぞれ行うものとする。
（３）本件は、議会閉会中において調査を行うものとする。
以上でございます。
御審議いただき、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。
○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。
これより、質疑に入ります。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（西村昭教君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。
討論を省略し、これより発議案第７号を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第２４　発議案第８号

○議長（西村昭教君）　日程第２４　発議案第８号議会報告会実施に関する決議の件を議題といたします。
提出者から、提案理由の説明を求めます。
９番中村有秀君。
○９番（中村有秀君）　ただいま上程されました発議案第８号議会報告会実施に関する決議について、議案の朗読をもって提案いたします。
発議案第８号議会報告会実施に関する決議。
上記議案を次のとおり、会議規則第１４条第２項の規定により提出します。
平成２２年９月１４日提出。
上富良野町議会議長西村昭教様。
提出者、上富良野町議会議員中村有秀。
賛成者、上富良野町議会議員岩田浩志、同じく、谷忠。
議会報告会実施に関する決議。
本議会は、次により議会報告会を実施する。
記。
１、実施の期日。
議決の日以降において、１日以内とする。
２、実施の目的。
議会の監視機能や政策提言活動などの議会活動を町民に直接報告するため。
３、実施の方法。
（１）町内の公共施設４カ所で開催する。
（２）全議員による報告会とし、町民からの要望等で重要なものについては町長に報告し、その対応を求めるものとする。
（３）今回は、議会閉会中において開催するものとする。
以上、御審議いただきお認めくださるようお願いいたします。
○議長（西村昭教君）　これをもって、提案理由の

説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第８号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第２５　閉会中の継続調査申出の件

○議長（西村昭教君）　日程第２５　閉会中の継続調査申し出の件を議題といたします。

議会運営委員長並びに各常任委員長から、会議規則第７５条の規定により、各委員会において別紙配付の申し出の事件について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君）　御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎閉　　会　　宣　　告

○議長（西村昭教君）　以上をもって、本定例会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

これにて、平成２２年第３回上富良野町議会定例会を閉会といたします。

午後　２時１４分　閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成２２年９月１５日

上富良野町議会議長　　西　　村　　昭　　教

署名議員　　長谷川　　徳　　行

署名議員　　岡　　本　　康　　裕